



0006703-000


A56-Z-69


時難に処する我党の指導精神

立憲民政党

1932序

ABF





池 966

昭12
A
528

時難に
處する
我黨の指導精神

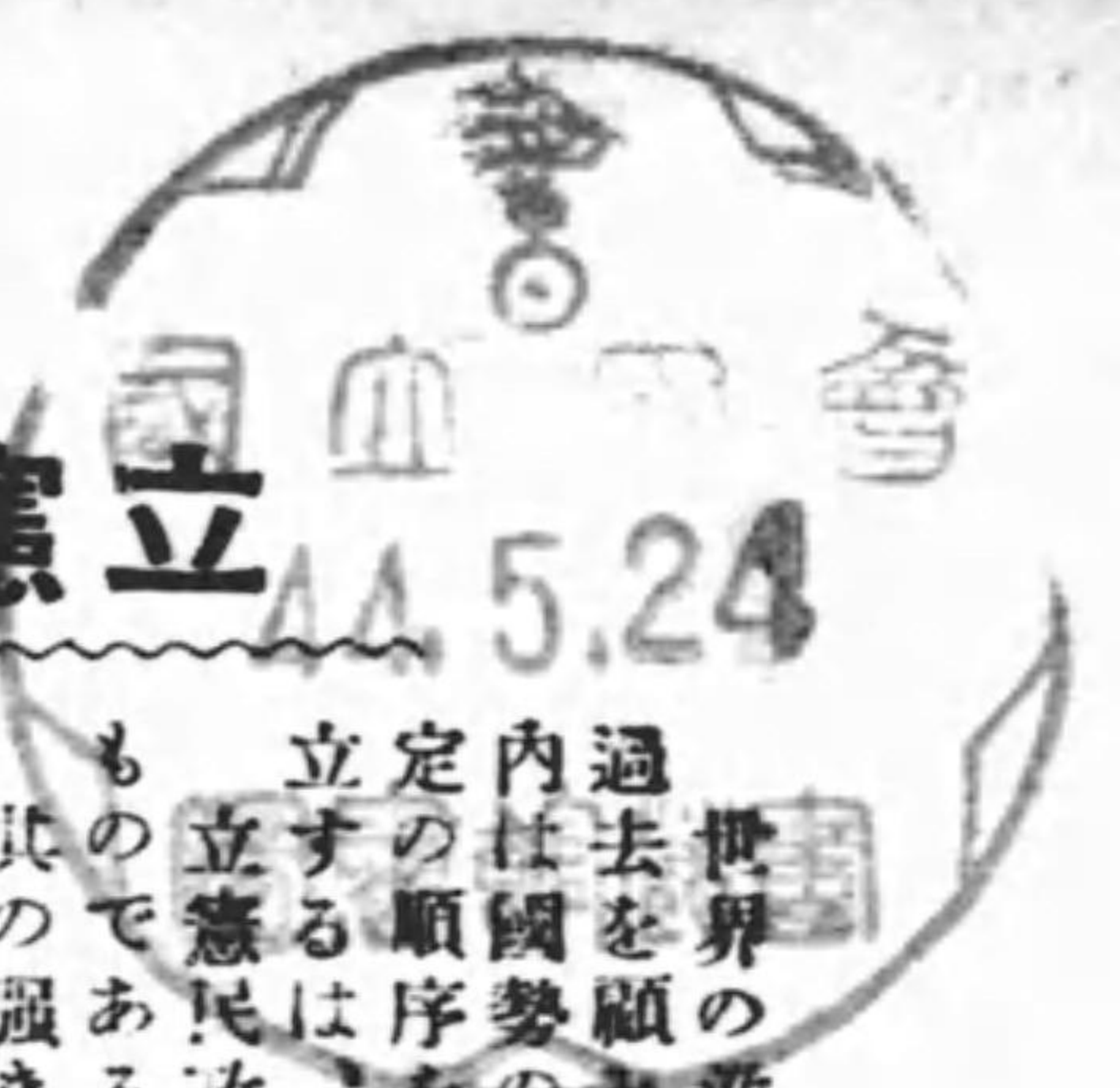
立憲民政黨

立憲民政黨
政務調査部

10. 1. 20

(印刷換票)

昭
A
52



世界の進運は年々速度を加へ、環境の變化は斷えず幾多の新聞問題を提供する。我國憲政を布きて四十年、過去を顧み現狀に即し、今や普通選挙の實施と共に、國民的一大飛躍をなして、外は世界の進運に寄與し内は國勢の變局に善處せねばならぬ。併し内外重要の時期に際會し、之に相應する大飛躍をなすには、一定の順序を退ひ、進むありて退くなく、一步は一步より其の力を増さねばならぬ。吾人が立憲民政黨を創立するは、正に政治を基礎として秩序ある局面展開を實現せんが爲めである。

立憲民政黨は國體の精華に鑑み、一君萬民の大義を體し、國民の總意によりて責任政治の徹底を期するものである。抑も複雑なる現代の社會組織には、正義に基く政治的統制が必要である。

其の強き政治上の力は國民の總意を象徴し國民に對し責任を負ふものでなくてはならぬ。乃ち吾人は普通選挙により全國民の要求を帝國議會に集中し、天皇統治の下、議會中心政治を徹底せしめんことを要望する。立憲民政黨は、外交に於て國際正義を高調する。國際正義は、通商、經濟、土地、資源に關する國際原則の上に之を具體化し、以て世界平和の基礎とせねばならぬ。我國民は其存立を確保して世界の進運に寄與すべき貴き使命を自覺する。吾人は現代人類の間に磅礴する正義の精神を把握し國を擧げて道を行ふの決意を固めねばならぬ。立憲民政黨は、經濟、金融、産業、資源とを國家の意思により調整し自由競争の能率を善用して、社會公衆の福利に合致せしめんことを要求する。調整せずして干渉し、自立せずして依頼するは、政治經濟上の通弊である。生産は之を合理化して其能率を高め、分配は之を社會正義に則りて、都市農村に亘る國民生活の不安を去り社會共存の原則を樹立して階級闘争の禍根を除くは、政治上の重き使命である。立憲民政黨は、時代の趨勢を察して教育を刷新し、日新の社會に處し、品性あり實力ある國民を養成せんことを要求する。夙に眞理を熱愛するの精神を鼓舞し、一面固陋なる思想の拘束を除き他面輕薄なる妄斷の習癖を去るは、所謂思想善導の眼目である。就學上の機會を均等にすれば、國民教育の要諦である。模倣詰込みの弊を排し、獨創自發の力を養ふは、闊達有爲の個性を長ずる所以である。

立憲民政黨は、斯くの如くして教育制度を改善すると共に、社會を學園となし經驗を師友となさしめんが爲め、社會と學校との連絡を緊密ならしめんことを主張する。

立憲民政黨は、内部の組織に於て役員公選の原則を確立し、役員は黨員の信頼を受け、責任を明白にして常務を執行する。斯くて、立憲民政黨は政界積年の弊害を打破し、黨員の總意に依り公明の發動に出づべき體系を完備する。吾人は叙上の大綱を掲げて江湖に訴へ、新興勢力を糾合して、日新の經綸を行はんことを提唱する。今や、普選の實施を前にして、政局轉換の基準は確立せられた。立憲民政黨は、野に在りて權威を發揮すると共に、朝に立ちて國務を擔任するの重大責務を有する。

A56
Z
69

大遊説計畫に就いて

昭和七年！國家も我黨も共に多事多難であつた……此年の思出を……將來の或る機會に於て、想ひ起した時の事を想像する時に……吾々は何かしら輝かしい感じがある。

受難期の我黨は近き過去に於て、民政黨創立後間もなく、あの床次氏の脱黨騒ぎの苦い經驗を嘗めて居る。遠くは、舊憲政會の時代所謂苦節十年の末期に、當時の非政友大合同問題が内燃して、黨内に相當の動搖があつた。而かも此難場を乗り越えた我黨は其後に來つた榮ある時代を迎えたのである。加藤内閣の成立！濱口内閣の出現！のそれであつた。不撓の意氣を以て、天の試に耐え來つた過去の歴史は「強く闘へ……と云ふ、教訓と體驗とを吾々に與えたのである。

重荷を負ふて行く世路の艱難は、人生の哲理であり、其處に奮闘と云ふ人間味の力が弾き出さるゝのである。公團體の一員！政黨人として、常に敵前作業を續けつゝあるやうな緊張味を持つる事が、國政に活きる者の第一要件であらねばならぬ。

滿洲事變に續く上海出兵は我民族を異常に昂奮せしめた。五・一五事件とリットン報告とは極度に國民の神經を尖らした。國難來！非常時！と云ふ様な感傷的な文字共

上掲文は昭和二年六月民政黨當時の宣言なるが、敢て温古の姿に

ものが總てを物語る國家今日の實狀である。斯の時難に處する吾々政黨員は、須らく起つて國民の嚮ふ所を指し示さねばならない。之が公黨としての當然の責務である。我黨は曩に、非常時議會に臨むに先立ち、其對策を練つて、逸早く政府に進言し、政府亦之を容れて、匡救策の實現を見たのである。政府と議會とをリードして疲憊の國民に、滋養と強壯の餌薬を與えたのは我黨である！と云ふ信念の上に立つものは今日の民政黨である。

黨内の騒音に屈託するよりも、ヨリ以上に吾々は、國家民人の上に思を致さねばならない。乃ち舉黨總動員！全國に行脚して、安國論を叫ぶべく企てられたのが、我黨今回の大遊設計畫である。其第一聲として臨時議會直後、若槻總裁は日比谷公會堂で「方今國民の嚮ふべき途……を高唱せられたのである。爾來、全黨員は、總裁の此指導精神を體して、四方、隨所に説きまはりつゝあるのである。立正の爲！更生の爲の我黨の此努力は、必ずや國民の間に徹底せられて體て國を安んじ、我黨正論の天下に重きを爲す秋のあるべきを信ずるのである。

昭和七年十月

立憲民政黨遊說部長 平野光雄

目次

輯録附言

方今國民の嚮ふべき途……………	一一三
滿洲新國家に對する考察……………	一一六
政府の容れた我黨の匡救策……………	二〇二
非常時議會の三大問題……………	二〇五
流産の負債整理組合法……………	二〇七
農民の爲の自力更生策……………	二一〇
中小商工業者對策全貌……………	二一四
恵まれざる中小商工業者……………	二一八
國際經濟會議の必然性……………	二二〇
明治大帝の遺詔を奉ぜよ……………	二二二
齋藤學國一致内閣の使命……………	二二四
純、直、勇の全青年への期待……………	二二六
参考要目……………	二二七
匡救豫算中勞力費計算——政府の容れた我黨匡救策の内容——匡救諸施設補遺概説……………	二二九
商業組合法及商品券取締法——中小商工業者資金供給方法——不動産融資及損失補償法……………	二三〇
償法——産業組合中央金庫特別融通及損失補償法——産業組合法中改正法——民政黨の三大決議案……………	二三一

輯録附言

一、此冊子は若槻總裁が各地我黨大會に於て叫ばれた、街頭發世の説に基いて、我黨第一線の有力遊説員が各所の演説會に於て總裁の此指導精神を布衍解説したものを輯録したのであつて、言ひ替へれば、我黨として國民に説くべきもの、其準據すべき要綱を、大體の順序を追ふて記述したものである。要は今後開かれる、隨所の演説會に於て、其一行遊説員諸君が之に據つて互に演説内容の分擔を打合す爲の便に供し得らるれば幸なのである。従來動もすれば、各演説者の間の聯絡を缺いて、所説の重複するの驗があつたので、此爲の老婆心から、組織的に其要項を羅列したのに外ならないのである。

一、尙参考要目として數字關係其他論議の参考となるべきものを、本書の末尾に掲記して置いた。故に本書は、今後、時難に處す可き、民政黨の指導精神の解説たと同時に我黨の非常時議會報告書の外説として、役立つべき度いのである。

一、本書を通じて隨所に、他派他黨に對し、無遠慮な論難を加へて居るが、人或は斯る協力内閣の下で徒に他黨を攻撃するのは舉國一致の精神に悖ると云ふやうな事を耳にするが、凡そ憲政治下に政黨の對立して居る所以のものは、其至善の政策を勵んで、所謂寸善を競ひ尺弊を矯めると云ふのが、政黨當然の責務である以上他派の誤れる政策と其餘弊とを指摘して、互に切磋琢磨、以て國利民福を計ると云ふ事が其立前であらねばならぬのであるから、難すべきは難じ探るべきは探る、其處に政黨の進歩と信用とを博する所以である。殊に現下の世潮は、政黨自ら内に省みて大いに改善の實を擧げねばならぬ時であるから、所謂泥仕合や個人的の卑しい人身攻撃のやうな事は、勿論大いに慎しむべきではあるが、正當の論難論議は何の憚かる所はないのである。舉國一致の名の下に去勢された政黨を存在せしむる事は、寧ろ國家の爲に探らざる所である。此見地に於て正々堂々吾々の本領を發揮して居る迄の事である。

昭和七年十月

立憲民政黨遊説部

方今、國民の嚮ふ可き途

立憲民政黨總裁 若槻禮次郎

東洋平和の基礎確立

先づ以て此機會に於て滿洲國に對して、特に深厚なる敬意を表したい。

今回我國は滿洲國を承認して正式に國交を結ぶ事と相成りました。顧みますれば支那は多年に亘つて條約上得たる我滿蒙の權益を蔑如し、屢々排日排貨の暴舉を繰返しますので、我國は樽俎折衝の間に之を圓滿に解決致すべく、常に交渉を重ねて其反省を求めて居たのでありますが、彼等は毫も悔悟せざるのみならず、益々、其暴舉を甚しうするのであります。かくて兩國間の感情は愈々激化し來つた矢先に、遂に滿洲事變が勃發いたしましたのであります。我國に於ては、成るべく之を擴大せしめざる様の方針を執り、日支兩國間の直接交渉に依つて、速に之が解決を爲さん事を支那政府に促したのであります。然るに、支那は寸毫も之に對する誠意を示さざるのみならず、却て

國際聯盟に提議して事件を紛糾に導き、之が解決を故意に遷延せしむるに過ぎなかつたのであります。かくて久しきに亘つて滿洲の治安は攪亂せられ、人民は其堵に安んずるを得ざる状態に陥りまして、爲に、責任政府を樹立することが必然の勢となつたのであります。茲に於てか、滿洲に居住する三千萬民衆は、多年の羈絆を脱して新に獨立の新國家を組織すべく決意し、遂に三月一日を以て滿洲國創建の宣言を爲して今日に至つたのであります。事態斯の如く相成りましたる以上、此儼乎たる事實に立脚して、我國が之を承認し、其健全なる發達を庶幾するは素より當然の事でありませぬ。事態を遂に斯の如くに導いた責任は、勿論支那自ら之を負ふべきものでありまして、支那が滿洲國の獨立に就て今更之を非議すべき理由は斷じて無いのであります。私共は支那がやがて自ら之を悟り、日支兩國間の感情は融和し、愈々相互親善の度を増すに至るべきことを深く期待致すのであります。世界各國も亦此經過と事實とに鑑み、我國のとりたる態度を能く諒解するに至るべきを信じて疑ひません。

申すまでもなく、日滿兩國は唇齒輔車の關係にあるのであります。今後益々親交を敦う致しまして、兩國共存共榮の實を擧ぐると共に、日支滿三國相提携して東洋の平和を確保し、惹いては世界の文化に貢献せなければならぬと考へるのであります。

非常時議會と我黨の態度

第六十三回帝國議會は其使命を果たして無事終了いたしました。曩に齋藤内閣が組織せらるゝに際し、我黨は現下の非常時に鑑み四圍の狀勢を察して、復た此難局打開に當るの必要切なるものあるを痛感し、我黨よりも有力なる閣僚が入閣して其責任を分擔する事に成りました以上、私共は現内閣をして滿腹の經綸を遂行せしめんが爲に、全力を擧げて之を支援致す事が私共の當然の態度であると考へて居るのであります。故に我黨は取り敢えず農漁山村及中小商工業者の救済に關する臨時應急の對策を立てまして、之を政府に進言し、其實現を要望致して置いたのであります。幸にして臨時議會に提出されました豫算案、法律案其他諸般の施設を見まするに、大體に於て我黨の要望が容れられて居るのであります。茲に於て我黨は議會に於て之が圓滿なる通過に就て、極力盡瘁したのであります。斯様に致しまして我黨が時局匡救の爲に多大の貢献を致しましたことは、私の誠に欣快とするところであります。

是等の諸施設は既に夫々實行に着手されて居るのであります。國民も亦、各其責任を自覺し、政府の施設と相俟つて此難局を突破することに渾身の努力を拂はれん事は、私共の切望して止まない所であります。

併し乍ら是等の施設は單に應急の對策に過ぎません。此程度を以てしては現時の狀勢が俄に好轉されるであらうと豫想いたされませんので、私共は更に進んで恒久的方策を立てなければならぬと考へるのであります。

國民は獨創力を發揮せよ

世間往々にして刻下の沈滞せる經濟界の状態を以て、現在の經濟機構其ものに緣由するものとなし、之を根底より覆さんと企圖するものが尠くないのであります。彼等は種々なる新説を唱へ、一舉にして無上至福なる社會が現出するが如く吹聴して世人を眩惑せんとするのであります。現在の世界不況は種々複雑なる原因よりして醸成され來つたものであります。私共は決して現在の經濟機構其者が根本的に不都合であるとは考へて居りません。國家産業の興隆は國民各自が其獨創力を十分に發揮し、各自の意思と責任とに於て公正なる手段に依り、飽くまでも活躍するところに自ら生じ來るものであると考へて居ります。併しながら一面に於て是より種々なる弊害を生じ社會不安を醸成する場合があります。是を否定することは出來ないのであります。茲に於て國家は國家全體の立場よりして、これに適度の整調を施さなければなりません。殊に最近の狀勢を見まするに、之が矯正の途を講ずべき必要を痛感するのであります。

我黨は茲に觀るところがありまして、曩に政治部委員會及經濟部委員會を設けて、現在の經濟機構の下に於て可及的弊害を排除して、産業の興隆を期し得べき根本的對策の立案に當らしめ、既に若干の成案を得て其報告に接して居るものもあります。尙、今後廣汎なる事項に亘りて、夫々適切なる立案に力を注がんとして居るのであります。

生産販賣統制の必要

財界不況打開の根本策としましては、一方に於ては生産販賣を統制すると共に、他方に於て貨幣價值の安定を圖らなければなりません。現在の經濟機構の下に於ては生産と消費とが必ずしも常に相應せず、動もすれば過不及を生ずる虞がないではありません。現に世界不況の重大なる原因の一は生産過剩にあつた事は普く人の知る所でありまして、我國に於ても亦、重要な諸物産に多くの滞貨を生じ、爲に其價格が異常に低落して、産業に大なる打撃を與へたるのみならず、消費者も亦直接間接に悪影響を蒙りまして、不景氣をして一層深刻化せしめた事は掩ふべからざる事實であります。故に今日の不況を打開せんとするならば、特に生産販賣の不均衡を按配するの必要があります。工業品にしましても、農産品にしましても、水産品にしましても、之が生産販賣に就ては生産者、販賣者が各々團體を結成して、其共同の力に依つて、之を遂行致さなければならぬのであります。

す。國家も亦、其間に立つて指導助長を爲すべきものであると考へます。勿論其際政府の力を用ふる事過大に失しますれば、却つて産業を萎微退嬰せしむるに至る虞がありますが故に、常に緩急其宜しきを得なければならぬことは謂ふまでもないのであります。斯くの如くに致しますれば、現代經濟機構の中に潜める缺陷の一部を補正することが出来るのでありまして、又或る程度に於て目下の不況を挽回することが出来るのであります。

爲替及貨幣價値の安定

我國の財界は更に貨幣價値の動搖に依つて少なからざる不安に襲はれて居るのであります。貨幣價値が恒に動搖して居りましたは、正常の取引は行はれず、事業の計畫も亦立たず、自ら投機的と成るを免れません。隨つて到底、産業の發達を圖る事は不可能であります。這般の消息は金輸出再禁止以來爲替の激しき動搖に依つて、我國民の齊しく經驗した所であります。茲に於て先づ貨幣の對外價値即ち爲替の安定を圖らなければなりません。爲替を安定せしめんとしますれば、其根本策として財政の基礎を鞏固にし、國際貸借を改善し、以て國家及び國家經濟の信用を高むる事が緊要であります。而して差し當り資本逃避防止を嚴にし、進んでは爲替の管理を行ふ必要が生じて來ると考へるのであります。我國に於てインフレーションに依つて、貨幣の對内價値を甚しく下落せしめ

て、物價を著しく昂騰せしめ、以て景氣の恢復を圖らんとする論者も尠くありません。

素より正當なる取引に要する通貨を供給することは必要でありますが故に、所謂通貨の増發を要しまするのは當然の事であります。併し故意に貨幣價値を下落せしむる目的を以て不換紙幣を濫發せんとするが如きは、實に大衆の生活を脅威するのみならず、我國の信用程度を破壊し、遂には國民經濟と國家財政とを擧げて混亂に陥れる危険があります。茲に於て通貨の膨脹は之を適度に調節すべく、國民は十分自重しなければならぬと考へます。

負擔均衡と中産階級強化

最近經濟界の急激なる變化に伴ひ歳入は著しく減退するに反し、歳出は滿洲臨時事變費並に時局匡救費等の爲め急激なる膨脹を來し、國家及び地方公共團體の財政は益々窮乏を告ぐるに至り、遂に赤字補填の爲に、公債に次ぐに公債を以てして、其底止する所を知らざるが如き状態に立ち至りまする事は、將來の財政を危殆に導くものでありまして、深憂に堪へない次第であります。

此際歳入の増收を圖るべき必要に迫まれて居ると思ふのであります。特に一は以て財政の基礎を鞏固ならしめ、且は國民負擔の公正なる均衡を保たしめんが爲に、國稅及地方稅に涉りて現時の經濟状態に基づきて生じたる擔稅力の變化に適合せる改正を行ふ必要があると考へて居ります。

農村と言はず、都市と言はず、中産階級が漸次衰退し行く事は、我社會組織上誠に憂慮に堪へません。中産階級は健全なる社會組織を維持すべき根幹であります。近年社會政策の諸施設が次第に充實せられますけれども、中産階級の維持強大に就ては從來殆ど顧みられなかつたのであります。前議會に於て若干これが對策が講ぜられました。殆ど端緒であるに過ぎません。私共は今後之が對策に向つて力を盡したいと考へて居りまして、折角立案を急いで居る次第であります。

産業平和と當事者の自省

産業の平和を維持する事は産業發達の基礎であります。凡そ如何なる事業でありましても、之に従事するものが相互に其心を一にして、其目的に向つて直進するにあらざれば、到底其功を成し遂げ得るものではありません。然るに今尙、此不況に悩む時代に於ても、依然として資本家と労働者地主と小作人との間に於て、或は其事業の經營に關し、或は其分配の多寡に就き蝸牛角上の小闘を續けて居りますことは、我國産業上海に好ましからざる所であります。斯の如きは爭議當事者間の不利益を招くのみならず、産業界一般に對して面白からざる影響を與ふるのであります。而して延いては漸時に社會思想を悪化せしめ、遂には矯激なる破壊的社會運動を誘發するに至るのであります。産業の平和を庶幾するには何としても、當事者双方が私心を去つて理論的に利害の衝突を避け、提

携の實を擧げる事を心掛けねばならないのであります。更に之と同時に又之を圓滑に進捗せしむるが爲には、諸般の制度を整へ、施設を全うする必要があると考へます。私共は從來とても此方針を以て努力し來つたのであります。將來更に一層これがために最善の力を致す決心であります。

速に世界經濟會議を開け

眼を世界經濟の大局に轉じますれば、そこには幾多の難問題が横はつて居りまして、各國共に苦惱を重ねて居るのであります。我國の不況も亦、其影響に基づいてゐることは贅言を要しないのであります。

歐洲大戰以後久しく世界經濟の癩でありました獨逸賠償金問題は、漸くロザンヌ會議に於て解決を告げました。併し之に關聯せる戦債問題は未だ解決に至りません。加之、各國間の爲替相場は動搖著しく、貿易の取引は圓滑を缺き、更に各國共に自衛上止むなく鎖國的の經濟方針を持し居る結果關稅戰爭は愈々激烈を加へて居るのであります。世界各國の貿易は唯減退の一路を辿り、各國の經濟は益々困窮を加ふるのみであります。茲に於て世界經濟に光明を齎らさんと致しますれば、是等一切の障害を除去して、世界物資の動きを旺盛ならしむるに如くは無いのであります。殊に我國

の如く地域狭小にして天然物資に乏しく、しかも人口稠密なる國に於ては、況く世界に天然資源を求め、廣く世界に生産品の販路を擴張し、以て我が産業を隆昌に導く事が、我國運の伸暢を計る最善の方策であると信するのであります。

仍て、速に世界經濟會議を開き、我國も亦之に参加し、各國和衷協力して夫等の諸問題を一舉にして解決する事が、今や最も肝要であると考へます。

斷乎獨裁政治を排撃す

我國立憲政治を否認せんとする思想及び運動は、今尙、一部に行はれて居ります。國政を若干の獨裁者に任せて。國民は其願使に甘んぜざるべからざるが如きは、我國民の到底堪へ忍ぶ能はざる所でありまして、國運はこれが爲め却つて逆行致すべき事は火を賭るよりも明であります。乃ち、最近ヨーロッパに於て獨裁專制政治の行はれたる國、若くは現に行はれて居る國を見まするに、何れも歐洲諸國中に於ては國民の生活の著しく苦惱に陥つて居る國々であります事は、之が明なる證左であります。

我立憲政治の過去の實績を省みまするに、其機能を未だ十分に發揮して居らない點の有りまする事は、私共の常に遺憾とするところであります。併し乍ら、其大勢に於ては斷じて軌道を外れては

居らぬのみならず、復た邦家の進運と國民の福祉とに貢献したる事績の顯著なるを信じて疑ひませぬ。

私共は我國民の名譽と我國運の健全なる進展との爲に、明治大帝の布かせ給ひし立憲政治を飽くまで擁護して、其有終の美を濟さしめなければなりません。徒に其缺點のみを擧げて憲政に對する國民の信念を薄弱ならしめんとする一部人士の宣傳を斥け、愈々其美點を發揚して憲政に對する國民の信頼を厚うするが爲に、最善の努力を致さなければなりません。

我黨が今回新に青年部を設けましたのも、亦その一助たらしめんとするのであります。乃ち純眞なる青年に此趣旨を徹底せしめ、身を挺して憲政に殉ずるの熱意を喚起せんとするにあるのであります。

民心の安定を保持せよ

熟々、近時の世想を察しまするに、人心の安定を保持する事が最も緊切であるかと考へます。訛傳は亂れ飛び、信義は薄弱となり、強烈なる刺戟を追ひ、人心動もすれば險惡に傾かんとするの憂ふべき傾向を徴して居りまする際に、却て殊更に之を挑發し、人心をして愈々不安に陥れしめんとする人々のあります事は甚だ遺憾とする所であります。

時局が重大なれば重大なるに隨て、國民は惑はず、動かず、其志節を固くし、其情操を純にし、以て、互に信を守り誼を厚うし、相寄り相扶けて其道に進まなければなりません。我黨同志諸君は深く思ひを茲に致されまして、愈々結束を鞏固にし、國家憲政の爲に一路邁進せられん事を切望に堪へないのであります。

滿洲新國家に對する考察

極東外交上の一轉機

本年三月一日を以て、新に建設せられた滿洲國に對して、最近帝國政府は日滿兩國民の熱烈なる歡呼の裡に、之を立派なる獨立國として公式に承認した結果、過去に於ける滿洲問題並に日支問題は、完全に清算せらるゝこととなつた。

願れば、事の今日に至るまでの間に幾多の變遷を重ねて居る。即ち則治二十七八年の日清戰爭、其後に來つた三國干渉に基く遼東の還附、露西亞の旅順大連の租借、更に露西亞の滿洲占據に基く日露戰爭、其後に來つた日本の滿洲に於ける權益の擁護と確立、更に、此問題を中心としての日支の衝突、鬭爭、或は折衝等々、今日に至るまで三十有餘年の歴史を経て居る。隨て過去に於ける日支問題の殆ど大部分は、滿洲問題であつたといつても過言でないと思ふ。

今や滿洲の地に、我帝國の意圖を充分に諒解し、我帝國の有する權益を充分に尊重すべき、新滿洲國の獨立を見たのである。此滿洲國が帝國の意圖を諒解し、帝國の權益を充分に尊重する以上、今後に於ける滿洲問題は、過去に於けるが如き不愉快なる紛争の連続より救はれて、互に朗かなる心境に立つて、日滿相互の進歩と建設とを目指して進むことが出来ることを信ずる。更に滿洲に獨立國家の建設を見たる以上、吾々は今後に起り來るべき滿洲問題に就ては、再び支那と交渉することを必要としないのである。然らば今後に於ける日本と支那との外交關係に於ても、亦過去に於けるやうな不愉快な論争の原因は、多分に除かれるであらうと信ずる。乃ち、吾々は此滿洲國の獨立を機として、日本の外交に一新生面を開き、日支間の國交に一の轉換を齎らす必要のあることを信ずる。併しながら吾々が今滿洲國の成立を機として、日本の外交に一新生面を開き、日支關係に一轉換を齎らす爲には、其前途に二つの難關の横はつて居ることを知らなければならぬ。

建國の歴史に恥ぢよ

其一つは世界の一部に、日本の滿洲國の獨立に對する援助、日本の滿洲國の獨立を承認したる事に對して誤解のあることである。吾々は先づ此世界列國の誤解を解き、世界の各國をして極東の新事態を、正しく認識せしむることが、今日の急務であることを信ずる。更に其第二の難關は支那を

して充分に反省せしむると共に、今滿洲に起つた新しき事態に對して、充分なる理解を持たしめなければならぬ事である。

世界の人々の中には、日本が滿洲國の獨立を援助したこと、日本が率先して滿洲國の獨立を承認したことに對して、動もすれば非難の聲を放たんとする者がある。併しながら吾々が日本と滿洲との過去の關係を顧みるときに、是等の人々が如何なる非難の聲を放つても、如何なる攻撃の矢を向けても、斷じて之を恐るゝ必要は無いのである。吾々日本の國民は、日清日露の二大戦争に吾々の同胞二十萬の血を流した滿洲に對して、心からの愛着を感じずには居られない。又吾々日本の國民は數十億圓の投資を敢てし、重要な權利々益を有つて居る滿洲の問題に對して、重大なる利害關係を感じずには居られぬ。更に日本國民は、我國と境を接する滿洲の地帯に對して、最も大なる關心を持たずに居られないのである。今日過去に於て長き歴史を有し、重大なる關係を有し、最も重き利害關係を有し、更に我日本と境を接する滿洲に、秩序の安定を保つ能力あり、充分なる治安を維持するに足り、更に國防を完くするに足り、更に我日本の權益を尊重する政權の成立せんことを希望するのは、正に吾々日本の國民的要望でなければならぬ。新に成立した新滿洲國が、此日本の國民的要望と一致するものである以上、此新滿洲國の獨立を援助し、此新滿洲國の獨立を承認するのは、吾々日本國民として正に當然爲さなければならぬ事である吾々は此點に就て、敢て何れの國

に向つても遠慮する必要は無いのである。

従來の我日本政府が、或は國際聯盟に對する場合に當つても、或はリットン委員會に向ふ場合に當つても、其他公式に此問題に對して發表する場合にも、動もすれば日本が滿洲國の獨立に對して援助を與へたことを故らに掩ひ隠し、或は故らに割引して之を公けにせんとする傾きがある。吾々は、斯くの如き遠慮に對して其必要を認めないのである。我日本が、滿洲國の獨立を援助した心事は全く公明正大である。更に國際正義に對して、斷じて外れないものであると確信する。

米國は今日々本の滿洲に對する態度に就て、非難の言を放つてゐる。而も米國の國務長官スチュムソン氏の如きは、殆ど沒常識とも評すべき言を我國へ加へて居る。併しながら米國民にして眞に其建國の歴史に顧みるときに、斷じて我日本の滿洲國援助を非難するの資格は無いのである。嘗て一七七五年亞米利加國民が英國の羈絆を脱する爲に干戈を把り、佛蘭西が遙に大西洋を越えて、來り援けた時に、其當時の亞米利加國民は狂喜して、佛蘭西の援助を歡び迎へたではなかつたか。更に又其翌年亞米利加國民が獨立を宣言するや、此當時の佛國は直ちに其亞米利加を正式に承認した後、其亞米利加と同盟を結び、更に兵を與へ、金力を貸して、其亞米利加の獨立を援けたではなかつたか。此佛蘭西の援助に依つて始めて建國の大業を完うすることの出來た亞米利加國民が、今日々本が滿洲國の獨立を援助することを非難するは、自ら此建國の歴史に顧みて忘恩の態度を執るも

のであると評しても、斷じて過言でないと思ふのである。

更に、吾々は最近の事實を顧みる必要がある。我日本が大正七年八月、其當時西伯利亞に在つたチェツク援助の爲に、西利亞に出兵したことがある。我日本國民中には、大正七年の其當時に在つては、未だチェツクそのものゝ存在すらも知らない者が多かつたのである。而も其チェツク援助の爲に、遙に西伯利亞に出兵した所以のものは、其當時亞米利加合衆國が、彼れチェツクをして歐羅巴の中央に、獨立國を建設せしむるが爲には、西伯利亞に在るチェツク軍隊を救出するの必要ありと看做して、我日本に向つて共同出兵を提議した爲である。大正七年の當時、吾々日本國民が見たことも無い、聞いたことも無い、會つたことも無い彼のチェツク應援の爲めにすら、日本の西伯利亞出兵を勸説した亞米利加が、今日日本が多年の關係を有ち、最も親善なる因縁を有ち、更に吾々の隣人である滿洲國の獨立に對して手を貸したことを非難せんとするは、彼れ是れ對照して餘りにも大なる矛盾であると云はなければならぬ。

歐米に非難の資格はない

更に日本が滿洲に新に出來た滿洲國を、獨立國として承認したことに對して非難の聲あるに至つては、吾々は斷じて理解することが出來ないのである。日本は滿洲に重大なる利害關係を有つて

居る。滿洲と日本の關係は最も痛切である。其滿洲に既に立派なる獨立國の成立した以上、我日本としては此獨立國を承認し、此獨立國と正式の交を結び、日本の此地に有つて居る權利と利益を擁護する外に日本の進むべき途は無いのである。滿洲國の成立は、滿洲三千萬の民衆が建國の理想に燃えて、王道樂土を建設せんとするのである。之を一九〇三年、北米合衆國がパナマ遊河開鑿の必要の爲に、彼のパナマ國を強ひて獨立せしめたるそれに比すれば、日を同じうして語ることが出来ぬ。而も亞米利加は自らの利益の爲に、強ひて獨立せしめたるパナマ國に對し、獨立宣言後僅に九日にして正式の承認を與へて居る。更に其後五日にして、其パナマ國家とパナマ運河開鑿に就ての必要なる條約を締結して居る。亞米利加合衆國は此過去に於ける自らの事實を抹殺することの出来ない限り、斷じて日本の滿洲國承認を非難し、攻撃するの資格は無いのである。

更に歐羅巴戰爭の末期に方つて、歐羅巴に於ける獨立國の形成された。其歐羅巴に於ける獨立國の形成される場合に、未だ獨立の宣言の爲されざるに拘らず、早くも承認の豫約を與へられて居る事實がある。或は又未だ獨立の宣言の爲されざるに、早くも正式の承認を得て居る事實がある。現に一九一八年九月チエツクスロヴァツクの獨立に方つてには、其獨立三ヶ月前に英吉利、佛蘭西、亞米利加、伊太利の諸國より、立派に承認の豫約を與へられて居る。更に一九一八年十一月波蘭の獨立に方つては、此獨立宣言に先立つ一年三ヶ月なる、一九一七年九月に於て、早くも當時尙、佛

蘭西の巴里に在つた波蘭の人民委員會に對し、英吉利、佛蘭西、亞米利加等の諸國は、何れも之に對して、正式政府としての承認を臺へて居るのである。更に嘗て吾々の隣邦である支那が清朝政府を倒し、中華民國を完成した其時に方つて、亞米利加は其當時列國の間に立派なる申合の出來て居つたにも拘らず、其申合を破つて、列國の承認に先だつ事六ヶ月にして、拔駭的に中華民國政府を承認した事實がある。是等の事實を有つて居る歐米諸國が、今日本の滿洲國の承認だけを或は異例とし、或は國際慣例に反くものとして、之を責め、之を非難する資格の無いことは固よりである。

吾々は此日本と滿洲國の關係に就て、亞米利加其他の歐羅巴諸國の持つて居る誤解を解き、眞に日本の正當なる意思と態度を充分に彼等をして了解せしむることが、今日の急務であることを信ずる。或は此目的を達するの前途に於て、國民は一段の努力を要する事があるであらう。更に又一段の覺悟を要する事があるであらう。併し吾々が眞に國民的の信念に立ち、國民的確信に基いて進むときには、やがては吾々は世界列國の是等の問題に對する誤解が氷解して、充分日本の態度を諒とするの日のあることを確信し、且つ期待する者である。吾々は、歐米諸國が速に我日本の眞意を諒解すると共に、今極東に現はれた儼然たる事實を眼光に正しく認識して、今日本が承認したる滿洲國を速に承認することに依て、世界の平和、極東の大局維持に貢献せられんことを、日本國民の名

に於て要求せざるを得ないのである。

二〇

民國よ、外交方針を更改せよ

吾々は一方歐米諸國をして斯くの如く諒解せしめ、斯くの如き態度を執らしむると共に、更に隣邦支那に對して從來の誤つた態度、過去の間違つた方針を充分に反省せしめ、充分改めしむる必要がある。中華民國が其傳統的の外交方針である遠く交はつて近く攻むる所謂遠交近攻の策、若くは夷を以て夷を制する以夷制夷の外交方針を執つて居つたならば、支那は永久に救はれることが無からうと思はざるを得ない、由來支那が恃むべからざるを恃み、徒に第三國に頼つた結果、自ら拂はなければならなかつた對價は餘りにも高く値して居る。

例へば明治二十七八年の日清戦争後に、露佛獨の三國を頼つて遼東還附の干渉を爲さしめた。其結果は如何に支那に値したか明白なる事實である、更に昨年の秋滿洲問題勃發以來、我日本は頻りに支那に直接交渉を要求したるに拘らず、支那は或は國際聯盟に縋り、或は米國に頼つて、遂に我日本の要求を容れなかつたが爲に、今日の滿洲に於ける事態を誘發したことは、支那人が今其眼前に親しく見て居る所の事實ではないか。支那人が是等の過去の事實を見ても、尙且つ、其目が醒めないといふならば、支那は竟に救ふべからざる國とならざるを得ないであらう。

支那は過去に於て一方は第三國に縋り、歐洲に頼ると共に、一方我日本に對して極端なる排日政策を行つて來たのである。支那四百餘州に彌蔓した排日の運動、若くは日本と支那との間に既存條約を蹂躪して顧みなかつた態度は、遂に日本と支那との國交を今日の行詰つた状態に陥れた。而も我日本が、隱忍自重の態度を執るや、支那は日本與し易しと傲して、昨年には遂に滿洲に於て中村大尉虐殺事件となつて現れ、續いて萬寶山事件、或は更に九月十八日の事件となつたことは今尙、國民の記憶に新なる所である、吾々は支那が此從來に於ける誤れる政策を改めて、眞に我日本と手を握り、相共に東亞の時局に當らんことを切望に堪へないのである。而して支那が自ら改むるに就ては、先づ今滿洲に出來た滿洲國を立派に承認することに依つて、其第一步を踏出さなければならぬ、支那國民が、滿洲國が舊支那の領土から獨立した事實を見て快からざることは之を察するに難くはない。併しながら世界の外交史は、支那國民にも亦立派なる教訓を與へて居る。則ち世界の外交史を見れば、或る一國が或る一國の羈絆を脱して獨立しやうとする場合には、此兩者の間に相當の鬭争が行はれて居る。併しながら結局に於ては、母國は新に獨立した國を承認するといふこととに依て、常に其結末が告げられて居る。嘗て、英國は獨立した北米合衆國を承認した。露西亞も波蘭、芬蘭、エストニア、ラトヴィア、其他の所謂バルチック沿岸の小獨立國の獨立を承認しなければならなかつた。更に奧太利、匈牙利もチエツクスロヴァツクの獨立を承認しなければならなかつた。

二一

つたといふのが、世界の外交史に如實に現はれて居る教訓である。支那が今日如何に滿洲に對して悪感を持つて居つても、やがては滿洲國を承認する外、行き着くべき途は無いのである、いづれは支那も滿洲を承認しなければならぬとすれば、事態を今日以上に險惡に導くに先つて、滿洲國を承認し、兩國の間の親善關係の確立に向つて進むことが、支那の爲に謀つても賢明なる道であらうといふことを、吾々は確信して疑はないのである。

斯して、一方には滿洲國の獨立を承認し、一方には從來の誤れる態度を悔ひ改めて、排日排貨を止め、我日本の前に手を差伸べて來たときには、吾々日本國民は過去に於ける行懸りを棄て感情を排除し、勿論之れと手を握るの度量がなければならぬ。

切に内田外相に要望す

吾々は支那と日本との外交を今日の如く行詰らせ、支那の排日を激成したことに就ては、其間、我日本としても負はねばならぬ責任のあることを自覺しなければならぬ。從來の我外務當局が日支の交渉に當つて、動もすれば支那の歡心を買ふに急に於て、讓歩に次ぐに讓歩を以てしたことが、聽て支那國民を増長せしめ、遂に支那國民をして無謀なる排日の舉に出でしめたといふ事實は、之を否定することが出來ぬ。此責任は蓋し我日本に在つては、大正七年より大正十二年まで約六ヶ

年の間、日本の外交の重きを荷つた、今日の外務大臣内田伯爵が其責に任じなければならぬと信ずる。内田伯爵が當時外務大臣として執つた方針は、支那が日本に對して非常な反感を持つて居る其支那の日本に對する反感を緩和する爲には、支那に對しての讓歩も亦已むを得ない。列國は日本の外交方針に對して誤解を持つて居る。此列國の誤解を釋く爲には、讓歩も亦已むを得ないといふ方針を執つて、在職六ヶ年を通じて、常に此方針を以て終始したのである。されば滿洲に就ては借款に關する優先權を讓歩し、顧問教官の雇聘に關する優先權を拋棄し、更に日本帝國の手に歸した鐵道の既得權を四國借款團に解放し、山東問題の交渉に際しては、殆ど其全部を讓り盡くし、更に大正四年の日支交渉當時、後日の留保に委ねられた問題の留保を拋棄してしまつたのである。斯くの如く内田外務大臣は其在職當時を通じて讓歩外交に終始し、朝に一權を讓り、夕に一利を抛ち、遂に大正十二年日支郵便約定問題に就て樞密院の彈劾を受け、明治大帝の御偉業に龜裂を生ぜしむるの虞なきやとの國論を生ずるに至つたのである。

偕て内田外務大臣が斯くの如き方針を執り、讓るべきものは讓り盡くし、與ふべきものは與へ盡くした後に來た日本と支那との外交關係は如何なる状態であるか。支那の日本に對する反感は毫も緩和せられざるのみならず、支那人は益々日本を輕侮し、終には日本に對して暴戻なる態度を執ることを憚らなかつたことは、過去數年間に於ける日支外交關係が、充分之を立證して餘りあるので

ある。蓋し支那人は隨を得て蜀を望む國民である。吾々は内田伯が今回再び外相の重任を負ふや、往年の態度を改めて、滿洲問題の關係にあつては、リットン委員會に對する場合にも、國際聯盟に處する場合にも、亞米利加に向つても、支那に對しても斷乎として一步も譲らない態度を執つて居ることに對しては、洵に會心に堪へざる所であつて深く敬意を表せざるを得まい。蓋し内田外相も過去に於ける讓歩外交も支那に對しては、無意義の懷柔策——宋襄の仁に過ぎなかつたと云ふ、苦き經驗と徒に失はれたる犠牲とが、而も外相をして今回の如き斷乎たる態度を執るに至つたもので、支那そのものを正解した結果に外ならないのである。庶幾くは其態度を永く持續せられん事を吾々は熱烈に要求せざるを得ないのである。

斯くの如くにして我日本先づ改め、支那をして改めしむることではなければならぬ。支那の國民が如何に反抗し、如何に反對しても、日本は斷じて讓歩しないといふことを彼等が理解したときに、乃ち翻然として其態度を改むるに至るであらう。吾々は茲に我日本の將來の外交に一轉機を劃すべき、唯一の鍵の潜んで居ることを記憶せねばならぬ。吾々は斯くの如くにして、一方に世界列強の誤解を釋き、今日の事態を充分認識せしめ、一方に支那をして反省せしめ、眞に日本に手を差伸ばさしむることが、則ち我日本の一新生面であり、我日本の外交の一轉機であることを確信する。

日滿は完全に握手を要す

吾々日本國民は、今滿洲が獨立を遂げ此滿洲國ふ承認したことに向つて滿腔の歡びを捧げて居る。併しながら我々は唯だ歡ぶだけでは不可ぬ。滿洲國と我日本との前途には重大なる問題が横はつて居る。其一つは滿洲國と日本との利害が、或は衝突する虞なきやの問題である。現に石炭の問題、米穀の問題に就き將來此虞がある、更に第二には日本が今日滿洲に有つて居る權利、利益を擁護する爲には、日本と支那との間に締結せられた、既存の條約を、此儘に滿洲國をして引繼がしむることに依て、果して充分なりや否やの問題である。更に第三としては滿洲國をして、健全なる發達を遂げしむる爲には、支那と日本との舊來の條約の下に立つて居る、不平等待遇の桎梏から滿洲國を解放しなければならぬといふ問題である。吾々は此日滿兩國の前途に横はる重大問題に對して兩國政府としては勿論、兩國の國民としても、今日より此點に充分思を致し將來の計を樹てなければならぬ。

斯くの如くにして、我日本と滿洲國と眞に手を握つて起ち、而して其隣りである支那も同じく吾々と憂を共にして起つた時に、茲に始めて東亞の大局が維持せられ、始めて極東の平和を招徠することが出来るのである。此鍵を握る者は實に我日本の國民である。乃ち我日本の國民が今日まで持

つて來た滿洲國に對する方針を寸毫と雖も枉ぐることなく、寸毫と雖も改むることなく、其儘に終始一貫持ち續け、滿洲國をして益々健全なる發達を遂げしむることが即ち極東の事態を安泰ならしむる唯一の鍵である。若し、日本が今日にして一步を誤つたならば、吾に日本の前途を暗くするのみならず、滿洲國三千萬民衆の前途に重大なる障害を與へ、更に支那四億民衆の前途を過またしむるものと考へる。吾々日本國民は此自覺の下にあつて、極東の新時代に對してお互に協力一致大に進むべきことを誓つて、吾々將來の外交方針としたいのである。

政府の容れた我黨匡救策

非常時議會をリードす

第六十二議會が終了した直後、民政黨では農村并に中小商工業者の救済の爲に、特に政策を樹て、之を現内閣に進言したのである。第六十三議會に現はれた法律案及豫算案を見ると、大體我黨が政府に進言したものに基いて出來て居るのである。(参考要目「我黨匡救策内容」一五一頁参照)そこで我黨は少數黨ではあるが、我國の國策を樹て、それを以て政府を導き議會を誘つて、其國策を行つたものであると言つても過言ではない。茲に於て、吾々民政黨の政策、即ち第六十三議會を通過した政策に就いて、先づ其梗概を述べて見たいと思ふ。

第六十三議會に現はれた問題は、大體(第一)土木事業を普遍的に全國町村に亘つて行ふといふこと、(第二)金融を疏通するといふこと、(第三)生産販賣の統制、産業を統制するといふことに歸着するのである。而して其中、主要の問題は土木事業を普遍的に行ふといふことであつて、其本年度に費さるべき總額は内務省農林省の農村土木事業に於て一億四千二百餘萬圓になつて居る。其他の

農村に行はれる所の土木事業を合すれば、約一億五千萬圓になるのである。尙、都市に行はれる工事費も約七千萬圓に上る豫定であつて、是等匡救豫算の合計は二億六千三百萬圓に達して居るのである。其中國庫の負擔に屬する分は一億七千六百萬圓で、地方の負擔に屬する分は八千七百萬圓となつて居るのであつて、さうして之を六ヶ月か七ヶ月の間に使はうとする……之が成立した非常時豫算の大要なのである。

尙、金融の方から云ふと、此六ヶ月から七ヶ月の間に、預金部の金を二億九千百萬圓融通することになつて居る、尤も其中で預金部資金元利支拂資金があつて、政府低利資金の償還延期の結果を齎らすものに外ならぬから、之を除くと本當に新しく融通する資金は二億二千萬圓と見て宜しいのである。(本章末尾「低利資金融通内譯」参照)それで事業の方面と金融の方面とを合せると何と云つても五億圓近くの金が中央から地方に出て行くことになるのであつて、更に政府は三ヶ年間に於て、時局匡救事業として國費六億圓、地方費二億圓と、それに、低利資金として融通する金が十億圓、其中、地方團體への融通のダブるものを引去ると、總計十六億圓の金を日本の津々浦々にまで廻すことになるのであるから、相當大きな計畫であると謂はねばならない。

此計畫并に豫算に就いては衆議院に於て種々議論があつて、政友會の如きは、此計畫を以て小に過ぎるとし、或は之を酷評して、計畫不徹底であり、殆ど何の利目も無いといふ風に論評したので

ある。併し、今述べた計畫を實際に行ふことを考へて見れば、二億六千萬圓の金を六七ヶ月の間に使ふことは中々容易ではない。さればこそ、此年度末迄に、此金が使ひ盡くされないではないかといふことを心配する者があるのであつて、政友會は豫算討議に際し、此心配を明白に言ひ表し、此豫算にある金は必ず年度の終りまでには使ひ盡すべしといふ附帯決議を附したのである。一方に於ては此金に使ひ切れぬ虞ありと言ひながら、他方に於ては、これ許りな金では何事も出来ない、時局を匡救するに足らないと言つて居る、同じ附帯決議の中にチャンと矛盾した考を麗々しく書並べてゐる、之が政友會の特色とでも云ふのだらう。吾々はさういふやうに、無暗に政府を罵ることをしない。寧ろ吾々の案を政府が實行したことは、最早や世間周知の事實で、多く云ふを要せない。そこで、此案を噛分けて見ると非常に大きな働きを爲すものであつて、日本の財界の行詰つて居るものを建て直して行く上に、相當の効果のあるものであることを信するのである。之が即ち吾々が政府を導き議會を引張つて行つたといふ所以なのである。

次に進んで、然らば、どうしてさういふやふな政策を行ふかといふ根本の精神を明にせねばならぬ。一口に農村の土木事業と云ふが、其土木事業は、日本の過去に於ての普通に所謂土木事業とは趣を異にして居る。成程、道路を造る、港灣を修築する、中小河川や用排水路の工事をする、總て土木事業には違ひないが、其事業を成し遂げることを最終の目的とすると言はんよりも、それに依

て地方民に労働に就く機会を與へ、勞銀を得せしめ、乃ち所得を得せしめて、以て國民の購買力を養ふことを主眼として居るのである。そこで、土木事業といふも第一に津々浦々に於て出来る仕事、第二に其費用が勞銀に多く落つる様な仕事を撰ぶことになつたのであつて、道路殊に町村道を造ることが最も此條件を充たすことになるのである。其他、皆之に準じて仕事が撰ばれて居る譯であつて、要するに津々浦々まで仕事を爲し、其津々浦々の人を使ひ、其人の懷中に所得を得せしめ購買力を普遍的に植付けて、之を養つて行くといふ所に、此政策の精神が在るのである。唯だ農村土木事業費が一億四千万圓であるといふだけで、施設が小に過ぐるとか、不徹底とか評するのは、其政策を能く了解せざるものであると言つても差支ないと思ふのである。

我黨が、斯ういふ方面に目を着けたのは今日に始まつたのではない、若槻總裁は第六十二議會召集の前日即ち五月十七日大會に代るべき兩院議員評議員會聯合會に臨まれて、我黨の歩むべき道を示されたが、此問題に論及せられて「日本の不況を打開せんとせば、各人に購買力を付けなければならぬ、隨て普遍的に各地に土木事業を起さなければならぬ」といふことを論ぜられたのである。第六十二議會に於て、農村問題が矢筈しくなつて、其問題の解決の爲に第六十三議會を開くべしといふ決議案が可決せられ、其中にも右の趣旨が謳はれて、終に第六十三議會に至て右のやうな事が行はれたのである。是に依て見ても若槻總裁の演説に依て議會が導かれ、政府が導かれ、第六十三

議會が仕事をしたといふことが明かであると信するのである。此時局匡救の根本精神は政友會の唱へ來つた不況打開對策の根本觀念と大に違つて居るのであつて、吾々は此第六十三議會に成し遂げた事業を以て畢りとして居らぬ、根本的に日本の不況を打開し、延て農村及び都會の疲弊困憊を救ひたいと考へて居る。そこで經濟政策の根本原理に歸へらなければならぬのであるが、それを是から述べて見たいと思ふ。

經濟政策の根本原理

經濟政策の根本原理に就ては、政友會と吾々との間に大なる相違があるのである。曩に濱口内閣成立するや、在野時代の主張を遂行しやうとして、金解禁を行ふたのは世間周知の所であるが、所が政友會は此金解禁が日本の不景氣を來たしたのであると言つて、非難したのである。吾々は常に之に答へて、さうではない、日本の不景氣の最大原因は世界の不景氣に在ると辯じて居つたのである。世界の不景氣は昭和四年十月末十一月初め頃、亞米利加に於ける株の暴落以來痛く感ぜられるに至つた、丁度濱口内閣が緊縮豫算を編成し金解禁の準備を了した時である。然るに、其後世界の不景氣は段々深刻になつた。日本は其影響を免るゝことが出来なかつたのである。政友會は、此世界不景氣の餘波を見ぬ顔をして、一に民政黨内閣の政策の結果として日本の不景氣が深刻化したのだ

と論難したのである。所が犬養内閣が出来て政友會の主張する政策が行はるゝに至つたが、不景氣はどうなつたかといふと、益々甚しくなつた。さうなつて來ると犬養内閣の政府當局者はどう言ふかと思ふと、犬養内閣が出来たからと云つて不景氣は容易に直るものではない、それに世界の不景氣から來て居るから致方がないと辯じたのである。洵に口は重寶なもので、政友會は在野時代に於ては世界不景氣は素知らぬ顔をして、民政黨内閣の經濟財政政策が悪いから不景氣になつたと言つたに拘らず、自分が天下を取れば、民政黨内閣の口吻を學び日本の不景氣は世界の不景氣から來て居ると言ふのである。概ね斯の如く、政友會の議論の得手勝手なる事、驚くべしである、併し兎にも角にも政友會も今日の日本の不景氣は世界の不景氣に影響せられて居るといふことを、彼自らが裏書して承認したのは争ふ可らざる現實曝露と云ふ可きである。

そこで吾々は、此世界の不景氣を直して行くといふことに心を致さなければならぬ、其大處高處に立つて政策を樹てることが必要となつて來るのである。それが前述の通り、若槻總裁が、世界の經濟といふ見地に立つて、世界經濟會議を催す必要があるといふことを述べられた所以である。我等は日本の政治家であり、世界の政治家であるといふ見地に立つて、若槻總裁の提唱せらるゝ處は、日本國民の嚮ふ所を知らしむるものであると信ずるのである。

政友會は金解禁が不景氣を來たしたのであるから、其裏即ち金輸出禁止をしたならば、景氣が好

くなると主張し、日本國民も亦、是に跟いて來たのである。さうなると不況打開の根本政策は、金といふ貨幣制度の問題になつて來るのであるが、それが正しいか否かを穿鑿して見たいと思ふのである。

政友會は在野時代に金の輸出禁止を唱へたのであるが、昨年十二月十三日、犬養内閣成立するや直に金の輸出を禁止したのである。本年一月二十一日議會が解散せられた其日に、犬養内閣の當局大臣は施政方針の演説中に、此問題に觸れて、「金輸出禁止に因つて景氣が好くなる」と言ひ、更に「不況打開の曙光が既に現れたのであります」と述べて居る。之を言ひ換へて見れば、「金の輸出禁止をして一ヶ月の間に既に不景氣が直りかけて、景氣の曙光が見えたのである」と言ふことになるのである。然るに、其後の経過は如何になつたか、成程、物價は一月二月に少し上つて居つたが、それより下り始め、三月になり四月になり段々と下り、五月には愈々下つて來て、犬養氏が兎刃の下に斃れる前後に於ては、物價の下り方、延ては日本財界の沈み方は形容の出來ない様になつた。世間の人は之を「犬養恐慌」と稱したのである。犬養景氣解消して、犬養恐慌が來たと言つたのである、是は争はれぬ事實である。

去る二月二十日の總選舉は、實に景氣不景氣の問題に依て闘はされたのであつて、其際政友會は景氣が必ず來ると天下に約束し而かもそれは内閣のみではない、政友會の候補者は舉つて景氣來を

断定し、果ては新聞に迄記事廣告をして、「政友會の天下の下に景氣は必ず來り、民政黨が天下を取れば不景氣が來る」、「政友會は明るい、民政黨は暗い」、「希望に輝ける政友會、陰慘を極むる民政黨」といふ工合に、兩々對比して、大きな文字で、而かも圖に迄之を表はし、兒童走率にも分る様にして選舉民に訴へた、其結果、政友會は三百三名を得、民政黨は百四十名に落ちてしまつた。政友會の所謂自稱景氣黨が大捷を博したのである。然らば其約束した景氣は來たかと言ふに、前述の通り、景氣どころか犬養恐慌で二進も三進も行かなくなつたのである。そこで、此結果より總選舉を回顧して世間の人は政友會が投票を詐取したと評するに至つたのであつて、事實又さうである。……洵に憲政發達の爲に之を悲しまざるを得ないのである、それはそれとして、茲に金問題に即する根本の理論を明かにして置く必要があると思ふ。

國民生活を脅す金問題

政友會は何故に此不況打開を金輸出禁止に求めたか、一月廿一日に於ける犬養首相の施政方針の演説は之を明にしてゐる。金輸出禁止をすれば爲替が下がる、爲替が下れば物價が高くなり、産業を刺戟する、又爲替が下れば日本の品物は外國へ廉く賣れるから、輸出は奨励せられる、之に反して外國から來る品物は高くなる、輸入は抑へられる。斯して貿易が振ひ、内地産業も亦刺戟せられ

る、そこで日本の財界は活氣を帯びて來て景氣が好くなる……と言ふのであつた。理窟は斯の如くであつたが、爲替は下つたにも拘らず、物價は之に應じて高くならず、却て下り、貿易は良くならずに、却て去年より輸入超過が激しくなつた、事實に於ては全然政友會の期待を裏切つて居るのである。之は何故であるか？

爲替は若槻内閣の時に百圓に付て四十九弗四分であつた、大雜把に見て五十弗とする、それが今二十三、四弗に下がつた、大雜把に見て二十五弗とする、先づ半分に下つて居るといへる。今棉花を亞米利加から買ひ、其代價を米貨五十弗とする、之に對し支拂をするに、若槻内閣の時には、百圓爲替を組んだら宜しかつた、今日に於ては二十五弗が二つ、即ち二百圓爲替を組まねばならぬ。斯して爲替が五割下れば輸入品の値段が十割上がることになるのである。政友會は此爲替の下落に因て棉花の高くなるといふ理窟を其製品に迄押し通して綿糸が高くなる、綿布が高くなる、總て物價が高くなる、といふ風に考へたであらうと思ふ。爲替安に因り、棉花が高くなることは事實であるが、綿糸綿布がどこまでもそれに比例して高くなるや否や、それが問題である。勿論綿布を製造する人、並に商人は綿布を高くしやうとするに相違なからうが、それを買ふ人が買へるか否かを考へて見ねばならぬ、爲替が半分に下り、棉花が倍になつたからといふので木綿の着物が二倍になるとすれば、それを買ふ人は買ひ應じられぬ、それを買ふ人は誰れであるか、日本の民衆である、其民

衆は何人であるか、月給取りであり、労働者であり、無産階級である、中流階級である、それ等の人の数が一番多いのである。所が無産階級の賃銀は上らぬ、官吏の月給は上らぬ、中小商工業者の儲けは多くなつて居らぬ、農民の懐は冷へて居る、大衆の所得が殖えない。そこで爲替相場が下り、それが反射して原料品が高くなつたからと云つて、買ふ人の力が之に伴はない以上、其製品の値段を徹底的に上げ、延て總ての物價を上げることが出来ぬ。此簡單なる理窟が政友會には判らなかつたのであるか。兎に角爲替相場を下げ、物價を高くし、景氣を好くするといふ政友會の主張は事實に於て裏切られ、理窟に於て誤つてゐたことが明となつたのである。茲に於て我黨は財界不況を打開するには爲替を下げ、貨幣價値を下げるのでは到底遣つて行けない、大衆の購買力を高めることが緊要であると主張するのである。此點が政友會と吾々と、根本的に見解を異にして居る所なのである。

尙、茲に一言したいのは、爲替が動搖して始終上つたり下つたりすると不況を打開することが出来ない、産業の發達を期することが出来ないと言ふ事である。前述の例を取り、棉花の値段を五十弗として、若槻内閣の當時には百圓拂へばよかつたのに、今爲替二十五弗になると、二百圓拂はなければならぬ、米棉は同じ値であるとして爲替關係で百圓から二百圓迄に動くことになる、爲替が其間始終動くとする、米棉の値は始終動くことになる、棉の仕入れを何圓と見てよいか又棉の仕入

は何時之を爲してよいか、爲替は何時組むべきか、其遣り方如何に依り、棉花は高くもなり、安くもなる、畢竟、始終値の動いてゐるものを賣つたり買つたりすることになる、全く投機になるのである、賭博になるのである。要するに爲替が動搖しては採算の基礎が動くことになり、正當なる商賣が出来ぬ、それと同様に事業の計畫が立たないとすれば、如何にして産業を盛んにすることが出来るか。茲に於て我黨は犬養内閣が金輸出禁止を斷行するや、直に、爲替の安定を計らなければならぬと主張し始めたのである、爲替は貨幣の對外價値である、貨幣は尺度の様なものである、尺度が動いては萬事休する、先づ尺度の動かぬやうにせねばならぬと言ふ譯である、我黨は此爲替安定の政策を提げて、天下に呼號し、去る二月二十日の總選舉に於ても之を以て戰つたのである。然るに總選舉といふ國民審判は爲替相場を下げて、物價を上げるといふ主張を勝たしめて、爲替を安定しやうといふ主張を負かしたのである。洵に遺憾至極である。併し眞理はどこまでも眞理である。政友會は選舉戦に勝つたが、爲替を下げ物價を上げること失敗した、それにも拘らず、貨幣價値引下げの考を何處迄も徹底しやうとして第六十二議會當時に於て、大膽にも新平價即時斷行を唱へ、平價を五分の一に引下ぐべきことを主張したのである、貨幣法を改正して金四厘を一圓とすることに定めんとするものであり、爲替相場十弗を狙つて居るものと謂ふべきである。現行貨幣法は金二分を一圓として居るから金一匁は五圓である、然るに日本銀行は政府に代り今日金一匁を八圓幾十

錢で買つてゐるのである。金は貨幣の作用をして居ない、貨幣法は睡眠してゐるのである、此際に貨幣法の改正は何の意義をもなさぬのである。斯て政友會の新平價五分一論は葬り去られたのである。葬り去られた以上、之を追撃する要は無い。然し乍ら政友會が貨幣價值引下の考を棄てぬ限り茲に五分一に平價を切り下げる結果を豫想して見る必要があると思ふ、切下に依て喜ぶ者は借金をして居る者である、巨額の借金をして居る者は財産家である、借金をしたくても貸手が無い、併し乍ら大抵の人は貯金をしたり預金をして居るのであるから、其貯金が五分の一しか實力を有せないことゝなれば、其迷惑は殆ど形容することが出来ぬ。故に新平價五分一論貨幣價值引下説は財産家を利することがあるかも知れぬが、大衆の利益を害すること甚しいと謂はねばならぬ、斯の如き考で天下を導かれては大變だと思ふ。少くとも我黨の貨幣の價值を安定させて、動搖せぬやうにするといふ考を以て進むことに、必ずや穩健なる日本國民は共鳴するであらうと思ふのである。

吾々は昭和七年二月二十日に知己を求めぬ、吾々は百年の後に知己を求めたいと思ふのである。論じて茲に至り、一言を付け加へて置く必要のあるものがある。今日此頃の爲替の下落、爲替の動搖を見ては政友會の爲替相場を下げることを以て能事畢れりとして居つた連中も、些か薄氣味悪く感ずるに至つたと見えて、第六十三議會に於て、爲替の安定に關する決議案を提出して來たのである。其案には爲替を下げ安定せしむるの意味が含まれて居つたので、吾々の主張と多少違

ふ所があるけれども、兎に角政友會の中に爲替の安定を考ふる者が出て來たといふことは過去の過ちを感じたものであると云はなければならぬ、さうなれば政友會は此點で我黨の門に降参したものであると云うて宜しからうと思ふ。

眞の不況打開策を検討す

それであるから、吾々は何時まで此城を守つて進みたいと考へるのである、之が若槻總裁の述べられた中に於て、貨幣價值を安定するといふことを以て、我黨の政策とすると言はれた所以であるのである。

論じて茲に到り、第六十三議會を振返つて見ると、我黨は貨幣の方面からだけで物價を上げて景氣を直すといふのではなくて、他の方面、即ち物の需要供給の關係に入り、先づ購買力を養つて物が買へるやうにしやうと努めたのである、物が買へるやうにすれば、物の値段の下ることがそれで支へられ、農産物の如きも其價格の維持が出来るのであつて、是れ我黨が、農村土木事業を津々浦々まで起して行くといふ對策を唱へた根本の精神であるのである。

次には、物の供給といふ方面から見れば、生糸の滞貨が多い爲に、大變値段が下つた、米が大變出來過ぎて米の値段が下つた、之が農村困憊の一つの原因である。そこで、大局から見て此需要と供

給との配合はせをするやうにすることが政策の根本義であると考へ、茲に統制問題が出て來たのである。我黨が政府に進言したものの中に、生糸の問題があり、米の問題がある。何れも生産過剰で、滞貨で苦んでゐた即ち生産と消費との間に權衡の取れぬものとなつた爲に、それを何とかして調節しやうとするのである。供給の多きは致方ないとしても一時に市場へ出て來て値段を壊すことのないやうにせなければならぬ。さういふ見地に立つて政策を樹て、それが行はるゝに至つたのである。斯の如くして總ての問題が解決せられたとは云はぬけれども、是に依て多少今日の行詰りを救ふ所の効果、即ち時局匡救の効果を擧げることが出來ると信するのである。之を要するに時局匡救は應急策である、然し其中に籠つた根本精神は貨幣の價值を安定すべし、需要供給を調節すべし、而して需要の方から言へば購買力を養はしむべし、供給の方から言へば統制を行ふべしといふに存してゐるのである。是故に根本政策は第六十三議會に於て應急政策として多少端を出したと謂ふことが出来るのである。併し、是丈けでは濟まぬから、今後此根本政策の上に立つて、第六十四議會に行はるべき政策を案する必要があるのである。

時局匡救對策並に其根本精神は以上述ぶる通りであつて、併し時局匡救の事業は政府の施設だけでは完ふることが出來ぬ。國民も不景氣といふ病氣を癒して行かうといふ氣になつて、購買力を養ひ、需要供給を餘り不權衡にしないやうにするといふ政策の精神を理解し、奮闘努力以て今日の

困難に打克つて行くでなければならぬと思ふ。世間で之を自力更生と云つて居る、天は自ら助くる者を助く、民政黨は政府だけに頼つて仕事をしやうとするのでなくして、國民と共に此時局匡救の大業を成さんと考へるものである。

最後にもう一言加へるが、時局匡救は三年を限り、町村土木事業の如き政府が四分の三を補助して町村が四分の一を負擔することにし、其四分一に對しても政府は低利資金を融通し、其利子も三年間政府で補給することにしてゐるが、併し三年經過すれば政府からの低利資金は其條件に従ひ元利償還の方法を講ぜなければならぬのであるから、町村の財政も府縣の財政も之を整へ赤字を退治せなければならぬ。政府の融通はたゞでやるのではない、たゞでやつたら郵便貯金が拂へない、そこで三年間は非常時であるが、それが過ぎると元へ復つて、即ち脱線から軌道へ復つて、返すべきものは返すことになるのである。返すには働かなければならぬのである。中央の財政は今赤字で苦んで居るが、赤字で苦んで居る所へ公債を起すといふことを吾々が認めた所以のものは、此事業をやつて、庶民の購買力を養ふことが急であつて、非常時の對策として已むを得ない、と考へたからである、併し三年過ぎた後は赤字がいくら多くなつてもよい、赤字の爲に、いくら借金があつてもよいといふ譯には行かない、根本政策が立たなければならぬ、吾々は財政が苦しいと言つても赤字結構、借金に借金を重ねるのが結構であるとは言はない、今日の應急策として已むを得ざる例外で

あると言ふのである、どうしても軌道に復つて、國の財政を直し、府縣の財政を直し、町村の財政を直し、國民の家計を直して行つて、それに依て、日本が更生し、それに依て日本が不況を打開するに至らなければならぬ。斯ういふ堅實なる氣持で政策を行ふことが國民の爲に親切である、貨幣價值を下げ物價を上げるといふが如き、嘘を言つて國民を放漫氣分に導くことは、斷じて我黨の爲さざる所である。吾々民政黨は如何なる非難があつても、少數黨と罵られてもビクともしない。此信念を以て進まうと思ふのである。

低利資金融通内譯

昭和七年度に於て差當り融通せらるべき低利資金は二億九千百萬圓に上つてゐる、其内譯は左の如くである。

(一) 今回の豫算に依り國庫より補助を受くる事業に對する資金	六八、七三一、〇〇〇 ^円
(二) 其他の低利資金	二二二、五〇〇、〇〇〇
1. 農村及中小商工業團體預金部資金元利支拂資金	六七、五〇〇、〇〇〇
2. 中小商工業者等産業資金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
3. 政府補償不動産金融資金 (五億圓の内)	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
4. 政府補償産業組合金融融通資金 (一億圓の内)	二五、〇〇〇、〇〇〇
合 計	二九一、一三一、〇〇〇

非常時議會の三大問題

農村救済の根本策

前の非常時議會に於て、貴衆兩院を通じて、局部的に大問題となつたものは、何と云つても(一)米穀法改正案(二)農村負債整理組合法案(三)金錢債務臨時調停法案の三つであらうが、先づ第一に、農村救済の根本策とも見る可き米穀法に就て検討して見たいと思ふ。

今回の匡救豫算中、内務、農林關係の土木費一億四千八百餘萬圓が、近く全國各町村……津々浦々に落ちて、萬遍なく行き渡る筈であるが、此中、當局者の眼指した、人夫人足の手に渡る勞働賃銀は、本年拾月より來年の三月迄約半年の間に、總額九千五百五十萬圓餘と云ふ計算になるのであるが、之によつて使用せらるゝ勞働者の延人員は、實に一億四千五百九萬餘人の多きに上るのである、乃ち此勞銀は彼等勞働者が米を買ひ、味噌を買ひ、着物を購ふ費用となつて、所謂購買力の増進となり、産業を刺戟し、商取引が活況を呈すると云ふ事になる。(参考要目中「匡救豫算中勞力費計算」一四七頁参照)

此結果は、廻り廻つて一般商工業者其他の懐が温つて來て、自然の購買力を促すこととなり、隨

て農家の生産物の賣行きが好くなると云ふ具合に、直接間接に窮乏の極に在る農村の救済となることは謂ふ迄もないが、併し、之は一時的の施設であり、應急策であるから、農民生活の安定を圖るには、是のみでは足れりとしないのである。乃ち、常時永久に、農産物の價格維持と云ふことと、農民を現在の負債苦、借金地獄から救ふと云ふことが、農村救済の實質的對策であらねばならない。農産物中主要なるものは、云ふ迄もなく米穀である。此意味に於て従來米穀法なるものがあつて、米價が安ければ買上げ、高ければ拂下げると云ふ働きを爲して居つたのである。

然るに此運用に依つて、米の賣買出動の際、其米價基準となるべき一定の尺度がなかつたので、或時の政府の如きは、秋九月即ち端境期に於て、多くの農家には賣るべき米のなかつた時に、縣會議員の選舉を前にして、急に米の買上げを行つたことがあつたが、之は惡意に解すれば、來るべき收穫に對し米の値を高くして、農民の歡心を買ふ爲の選舉對策と見られないでもない。之が爲に一般の消費階級は勿論、米を買ふべく餘儀なくされて居た、中農以下の多數の小百姓と云ふものは非常な迷惑を蒙つたのである。米の買上げ、賣拂ひの一定の基準がない故に、斯様に國民生活は一時的とは言へ、黨略の具に供せられたと云ふことも、皆無とは云はれまい。

此弊に鑑みて、從來有識者間には、何等か政府の米の賣買出動の基準なるべき法則を決めて置かねばならないと云ふ聲があつたので、曩に、民政黨内閣の時に、現行米穀法の骨子たる、基準米價

制を定めたのである。

此法制の運用は、譬へて言へば、其領土内に於て至上權を有する舊幕時代の大名が、自己の權力に陶醉して、知らず識らずの間に漫心し易いと云ふので、必らず家老職の中に御意見番と云ふのがあつて、其大名の非行を誡める爲の機關となつて居つたとのことであるが、此基準米價なるものは丁度此御意見番の働きを爲すものである。

前の非常時議會に於て、政府は農村救済の一助として、米價の維持安定を圖る爲に、米穀法改正の法律案を議會に提出したが、果せる哉、此法律案を遡ぐつて、政府と政友會、民政黨、貴族院との間に、波瀾を捲き起したことは、御承知の通りである。

乃ち、米穀問題に關する政府の提案は、二つである。其一是米穀需給調節特別會計法中第四條の米穀資金三億五千萬圓を、更に一億圓増額して四億五千萬圓に達せしめんとするのであつて、他の一は新に米穀應急施設法なるものを設けて、今後の米穀事情に應ずる臨機の施設を行はんとするの在る。

其法案の要旨とする所は、

一、政府所有の米穀を買換の場合に道府縣に貸與し、道府縣をして市町村、農會、産業組合に轉貸せしめ、新米の出廻期に至り現物を以て返還せしめる。

一、出來秋に際し道府縣が出廻數量調節の目的を以て米穀貯藏の助成施設をなす場合、政府に於て之に奨励金を交付することを得せしめる。

一、朝鮮、臺灣米の移入數量を月別平均的ならしむる爲、朝鮮米、臺灣米の買上賣渡をなす事を得せしめる。

一、米穀の數量又は市價の調節と密接の關係ある粟の輸入に付勅令を以て期間を指定して粟について輸入税の増減免除をなす事を得せしめる。

一、本法は昭和九年十月三十一日迄其効力を有せしめ、昭和九年度末迄は臨時に米穀資金三千萬圓を増額せんとする。

と云ふのであつて、其内の府縣の米穀貯藏奨励の爲には、本年度に於て五百萬圓を限度として、道府縣と之が交付に關する契約を爲し得る爲の豫算案が提出された。

而して此政府案に對し、政友會は黨議を以て別に改正法律案を提出した。即ち之が問題の焦點であつて、政友會は前申述べた米穀法運用の御意見番たる基準米價に關する條項（米穀法第四條及び第五條）を全然削除しやうとしたのであつて、餘程、此御意見番が邪魔になり、目障りであつたものと見える。

政友會苦心の合の子法案

政友會は貴族院一般の要望とも見られて居た、米穀法中の此御意見番の制度を、無暗に廢止して了つては、貴族院が承知しないと云ふことを十分に辨へて居たので、其改正案が、縦し衆議院は三百の多數で無理からに横車を押し通すとしても、貴族院の峠はさう樂々と越せまいと云ふ、此法案の運命を氣遣つて、否決よけ、握り潰し除けの呪として、前述政府案の應急施設法案を米穀法中改正法律案中に織り込んだのは、洵に見え透えた窮餘の窮策であつて、何う云ふ風に織り込んだかと言へば、

政府は災害救助其他、緊急の必要ありと認むるときは、市町村に對し貯藏米穀を有償又は無償にて交付し、又一定の期間貸付を爲すことを得る。

と云ふ政友會一流の甘口の規定と、

政府は當分の内、本法に依り各地の産米を買入れ賣渡しを爲すことを得る。

との一項を織り込んだが、之は言ふ迄もなく前掲政府案を借用したものに外ならない。

事情右の如く、政友會は玉石混淆の迷案を其黨議として提出した外に、更に有志代議士案として、米專賣法案、米專賣特別會計法案を提出した。假りに有志代議士案と云ふ便法で、之を處理しやう

としたとしても、苟くも公黨として、足並みの揃はない二つ法案を提議するに至つては、是れ亦矛盾の甚しいものと言はねばならない。こゝが雜然たる三百頭顱の惱みとも言へやう。

政府案と此政友會の各案とは、委員會の審議中、先づ第一に 政友會案中に、粟の關稅に關する規定を缺いて居る點に就て、民政黨委員より指摘せらるゝや、政友會の提案者は兜を抜いて、其必要を認め、自らの提案に對して、重ねて自ら此點の修正案を出したのは、他所の見る目も氣の毒であつた。

尙、其外に急造の附則の追敷をやつて、議會の笑ひ話となつたことも二三あるが、此點は帝國議會の面目上、餘り多くを言ふまい。削つたり。繼ぎ足したり、拙手の大工のやうな勝手の法案を捏つち上げて、有難いことには、數を以て争ふ議院のこととて、見事に衆議院は押し通うして了つた。言ふ迄もなく政府案は、爲にお陀佛となつたのである。

只、こゝに一つ明にして置く必要のある事は、凡そ天下の公黨たるものが法律案を作つて、而かも多數の威力を以て議會を通過し、之が實施せられて、其影響の一般國民に及ぼす場合を考ふる時に、餘程慎重に、念には念を入れて扱はねばならない事は論を俟たない。拙速主義も時にこそよれ、不備缺點だらけの、一夜漬の法案を提出するが如きは、議會の信用、政黨の威信の爲に大に慎まなければならぬ、前に掲げた、粟關稅の付け落としや、附則の戸迷ひなどは未だ恕すべきであるが

法案の實質そのものに就ての誤り。將た又認識不足の如きは議會政治の建前から云つて之を不問に附する事は出来ない。

成る程、凶作又は災害によつて、飢餓に迫られんとする國民に、無償若くは極めて廉價で、貯藏米を提供すると云ふ事は、社會政策上結構の事ではあるが、併し斯る趣旨の規定を無理に米穀法の中に織り込む事になると、其處に大なる矛盾が起る、何となれば、元來米穀法の眼指す所は、産米の數量價格の調節であつて、餘り安價になれば上げるし、餘り高價になれば下げると云ふ働を爲すのである、然るに、全國一般には相當の豐作で、隨て米價も下げ拘配の時に、偶々局部的に凶作又は災害地があつたと云ふので、其方面へ施米又は廉賣をやれば、安相場を誘致するに決つて居る、乃ち二つの異つた目的のものを一つの法律に併立させ様と云ふ事が、立法技術から云つても亦政治的見地から見ても問題にならない、復た、さなくては、米穀資金の缺乏を感じる、此特別會計に於て、施米廉賣をすれば、それ丈け損をするのであるから、其基礎を危くするに決つて居る、政友會は、更に前に述べた米穀法の御意見番役たる、第四條第五條の規定即ち例の基準米價の項を、無理からに削除しようとしたのである。

御意見番役の基準米價制

政友會のお氣に召さない米價基準制！米穀法運用上、米の賣買出動の基準たるべき米價を決定するには、問題の率勢米價と之に生産費、生計費を參酌して算出するものであつて、此原理を一通り説明するには相當の時間を要するし、復た説明したところが素人には一寸と解り悪いのである。第一難解の率勢米價に至つては、随分誰しもが惱まされる代物であるが、ザット一口に言へば、其時の諸物價と米價との比率を一定の方式の下に高等數學から割出したものと説明して置くより外にないのである。假に之を紙に書くと、古戦場の彼の屋島を遠方から見たやうな一本の線が青空を横切つて浮み出る其屋根棟の一線……即ち率勢米價の上下二割の間で、之に生産費や生計費を鹽梅して始めて基準米價が定まるのであつて、假に、米價安の爲に、政府が米の買上をしなければならぬやうな場合に立至つた時に、然らば米價が何處迄下つたら買ひ出動をするかと云ふ基準點を求めなければならぬ。否な寧ろ豫め斯ふ云ふ基準點を明示して置いて自らなる米價調節の働きをさせ得る爲の標木であつて、同時に賣つたり買つたり氣儘の妄學をさせまいといふ御意見番役たるの務をなすものが即ち此基準米價制であるのである。

其處で今度の議會で、實際問題として八ヶ間しかつたのは、……率勢米價のやうな面倒のものがあるから米が廉くなつても買出動が出来ないのだ。こんな道塞ぎの邪魔物は取拂つてしまへ、元の米穀法のやうに生産費に重點を置いて買上をすればいゝといふのが政友會の主張であつて其處で米

穀法第四條第五條の削除即ち邪魔な御意見番役の御手打ちといふ事になつたのである。尙復た、政友會では現行米穀法中の米の買上賣拂ひは時價に因るといふ規定をも廢めてしまふといふのであるが、之も實に亂暴極まるものであつて、米穀法制定以來其賣買出動の場合には常に時價に因る事を原則として固く守り來つたものであつて、今後基準米價に依る買上げ賣拂ひをなす場合にも、失張り依然時價に因るべきものであつて、之が米穀法運用の本筋である。然るに時價に依らずして勝手の値段で自由に賣買出動をなし得る事になると、過去に於て或内閣がやつた事のある選舉對策……黨略本位の邪道に陥るなきを保し難いのである。

それに政友會では、基準米價制を廢めた後の賣買出動の標準を生産費に置くと口には言つて居るが、それは世間體を繕らう爲の口實であつて、米穀法中の御意見番役を削除してしまへば、基準米價制も、生産費標準も、時價問題も、一切擧げて御破算になつてしまふので、謂はゞ無軌道、無茶苦茶になつてしまふものであつて、それこそ、黨利本位一點張の内閣でも出来やうものなら、賣買勝手氣儘の放蕩三昧をやらぬとも限らない。想へば危険千萬！生産費本位の煙幕に隠れて、奇術の一藝をしやうとしたのではあるまいかと猜せられても仕方があるまい。かゝる改惡に對しては我黨は眞向^{マラカウ}から極力反對し貴族院之に應じた爲、幸に未然に防ぎ得たのは邦家の爲に幸と云はざるを得ない。

假に百歩を譲つて政友會の所謂生産費本位といふ事を、眞面目に受容れるとしても、何で基準米價制が米の賣買出動に害をなすか。

前にも言つた通り、時の米價が餘り高い時には彼の率勢米價と生計費とに依つて米穀法發動の基準點が自ら定るし、亦米價安の時には其率勢米價と米の生産費との匙加減で、適當の基準點が算出されるのであつて即ち率勢米價の下値二割と生産費との間に於て適宜に之を定め得る制度になつて居るのであつて、場合に依つては生産費一杯に基準價格を定め得るのである。特に今日のやうな農村非常時の際には生産費に重きを置くのが當然であつて、隨て基準米價は生産費一杯か、さなくば之に近い所で決定するのが當然である。乃ち政友會の所謂生産費本位の主張と何處に抵觸するところがあるか、殊に先年米穀法改正當時の豫定計畫として本年度からは正確な生産費の調査も出來るのであるから、別に慌てる必要はないではないか。既に早く、我黨の農村對策中にも、生産費を重視すべしとの事を明にして居るのであつた。

正論の勝利、少數黨の凱歌

問題となつた米穀法の改正—吾々民政黨は斯る不當の法案は將來に禍根を貽すの虞の、歴然たるものあるを慮つて、極力反對したのであるが、衆寡敵せず、吾々の正論は破れて政友會の暴案は衆

議院を通過したが、何條貴族院が承知するものでない、果せる哉、前述の如き吾々の主張した點は、期せずして悉く貴族院と一致して、政友會案は大修正を加へられて、結局元の政府案に近いものになつて再度衆議院に廻つて來た。

實は此問題は、政友會對民政黨と云ふ關係よりも、寧ろ政友會と政府との正面衝突と云ふ經緯からして、貴族院も、時局の重大性に鑑みて、事の圓滿を計る爲に、双方の顔を立てる意味で、政友會の根強く執着して居る、御意見番の廢止と云ふ點を、カムフラージして、昭和八年十二月末日迄は「命令の定むる米穀生産費に依る」旨の一項が附則中に加へられたのである。

其處で、之が衆議院に於て議された場合、同様の經路によつて貴族院から逆戻しにされた農村負債整理組合法と、例の金錢債務調停法案も相前後して上程されたが、此調停法も政友會の修正點なるものが、立法上の見地から云つて相當重要さを感じざるを得なかつたのであるが、之は貴族院の再修正即ち政府案通りのものを、無雜作に鵜呑にしてみました。一方の米穀法と例の負債整理組合法案とは院議尊重と云ふ理由の下に、貴族院の修正案に不同意と云ふことになつて、終に兩院協議會の問題となり、之が爲に議會は三度目の延長を餘儀なくせられて、最終日一日を丸潰しにして贏ち得たものは貴族院の修正案に挿入した附則中の「最低價格は生産費による可き旨の規定の次に前項の米穀生産費は米穀委員會に諮問して之を定む

と云ふ、毒にも藥にもならない、無きにや優る程度の妥協的成案で漸く纏つたのであつて、勿論我黨の主張と何等抵觸する所のない事は前述の通りであるから、之に一議もなく同意したのであるが、政友會は前日來の主張を忘れたものゝ様に、平然として貴族院の修正に降服した雅量には絶大の敬意を表せざるを得ない。

斯くて、折角の米穀法の精神と使命とを根本的に蹂躪しようとした、政友會の野望は完全に葬られて、終始、正論を掲げて譲らなかつた我黨の主張の大體に於て實現し得たる事は正義の勝利、小數黨の凱歌とも云ふべきであつて洵に御同慶の至りと云はざるを得ない。

其處で參考迄に、前述兩院協議會の妥協案に所謂「命令の定むる米穀生産費に依る……」といふ其生産費が去る十月四日農林大臣官邸で開かれた米穀委員會に於て、二十圓五十八錢といふ事に決定した。之が即ち最低基準價格となつた次第で、此生産費は、右の兩院妥協案に依る迄もなく、政府としては已に事務的に決して居つたものであつて、詰り、豫定計畫の現はれであつて結局我黨の年來の主張が其儘順調に遂行されたと言つてよいのである。

然らば此生産費の二十圓五十八錢といふ値段がどうして割出されたかといふに、それは昭和六年度の産米生産費調査に因る一石十五圓以上三十圓迄の生産費を要したものゝ各戸調査(約七百戸)の平均をとつたものである。あれ程議會を賑やかした率勢米價問題！否基準米價問題は之で總決算を

された譯であつて、斯く最低基準米價を決めた以上は政府としては米價を其處迄持つて行く任務があるので、近く二百萬石を買上げる事に併せて決定されたのである。乃ち今の正米相場は大體十九圓臺であるので率勢米價下値二割を基準とする時は買上げの必要はないのだが、今度の基準價格二十圓五十八錢では買上げる事が出来、復た之が必要のやり方と言へるのである。

兩院協議會の有名無實の妥協案に依らずとも、當然辿り行くべき歸着點であつたといふことは、誰にでも會得されるであらう。

尙、政友會は前述米穀法改正案の外に、同一黨派でありながら、同じ問題で而かも方角の違つた米專賣法案なるものを、有志代議士の名に於て提案した事……其事が矛盾無統制を遺憾なく曝露した事は、前にも一寸述べた通りである。

米專賣など云ふ大問題はさう無雜作に成案せらるべきものでない、現に政友會でも一部の議員が熱心に主張して居るが、幹部連連は其極めて難問題で先年の地租移讓以上の失敗に終るべきを憂へ、政務調査會で其進行を抑制して居るとの事である。謂ふまでもなく、米專賣は其實行技術上の問題は勿論の事、財政上の考察關係や、經濟界に及ぼす影響など、充分慎重に調査研究した上でなければ、素より容易に其可否を論議すべきではない。本案が若し生産者の利益保護と云ふ見地から主張決定せらるゝならば買上價格は平均生産費よりも最高生産費(六年度なれば最低十五圓、最高三

十圓の範圍内で平均二十圓五十八錢と決定したのを三十圓と定むるが如し)を標準とせらるゝ傾向を生じ、之に一切の諸経費を加へて賣出すとせば消費者の購買力を越ゆる賣下げ價格となる危険が極めて多く、消費者から異議が出れば國庫は缺損を覺悟して低價に賣出すの已むを得ない結果に終る危険もある。殊に豊年で生産過剰の場合は其全部が國庫の負擔となるが故に國庫の損失は中々今日の米穀法の損失位で終るものでない、又出來秋に一度に多量の米を買上げ、國庫が之に代金を拂ふとすれば假令へ、證券を以てしても其金融界に及ぼす影響は重大である。其他米專賣となれば今日農家の自家用倉庫を流用出來ぬ故多くの倉庫の新設を要する等失費もなか／＼容易でない、又買上げ米の鑑定等に私曲の伏在する危険あるなど、問題は殆ど無限である。大體に於て、本問題は豊凶、鑑定、買上げ、貯藏、運送、配給等の技術的見地より見ても、亦財政上國庫に及ぼす損失豫想から見ても非常な危険の伴ふ困難な問題であつて、實行不可能の懸念が充分に伏在して居る。

我黨に於ては、曩に匡救策決定の際に此問題だけは當面の應急策(今回實現した五項目)の外に根本的に研究の必要ある事項として、別に特別委員を設けて目下鋭意、研究中であるが多分は需給關係に一層の改善を加へた特種の統制經濟の下に農民も虐げず消費者をも脅やかさないと云ふ妥當な値頃で、米價の安定を期するやうな方策を取ることにならうと思ふ。徒に奇を衒つて、お先走りの出鱈目の事はやり度くないのである。

流産の負債整理組合法

負債苦から救ふ三政策

農民となく、都會民となく、負債苦……借金地獄の責め苦に悩んで居るのが、現在の社會相である。故に之に對して適切な救済策を講ずるの要あるものとして、先年來我黨に於ても、専ら政務調査會の重要問題として研究せられ、政府に進言した結果、非常時議會に現はれたのである。政府提出の對策なるものは凡て三つであつて其一つは、農村及中小商工業者に對して預金部から豫て融通して居る低利資金の返却延期である。元來是等の低利資金なるものは、其多くは、農民、中小商工業者の窮狀を救はんが爲に、其必要に應じて貸出したものであるが、今日の様な窮乏の極に達した非常時にあつても、依然として、過去平時に立案した償還方法其儘の元利金の納入をさせ様と云ふのは融資當時の精神に逆行するものであつて、折角の恩恵が仇になる結果になるのである。故に、多數國民を借金加重の重壓より救ふには、先づ斯ふ云つた様な、政府の懷合で何うにでもなるものから、幾分か樂にしてやる必要がある、乃ち、此趣旨から政府は、今年以後三ヶ年間に償還期日

到來すべき各種低利資金の元利金及現に延滞して居る元利金に對して、政府は新に元利支拂資金を融通してやる形式をとつて、實質上返金猶豫の恩典を與へる事となつたが、此金額はザット六千七百餘萬圓である、第二には金錢債務臨時調停法（「惠まれざる中小商工業者」に詳説）である、今一つは、前の非常時議會を賑はした、問題の農村負債整理組合法案である。農村民の借金の總額がザット積つて五十億圓と云はれて居るが、農村民を此負債苦から救ふと云ふ事が今日急務中の急務であつて、前の非常時議會の重點の一つは此處にあつたのである。然るに、政府の折角の提案に對して、政友會は、其多數の威力に陶醉して、無理に横車を押さうとした爲に、終に兩院協議會に迄かゝつたが、尙成案を得ずして、流産となつて了つたのは。返す／＼も洵に残念な事である。

然らば此行違を生じた問題の焦點は何處にあるかと云ふに、政府は、先づ以て農村部落單位の負債整理組合を作らせる、そして其組合の出來榮へ、即ち數も殖へ其成績も舉れば、漸次低利資金を廻はしてやらうと云ふのであつて、丁度今日の産業組合發達の經路と同様、其成育に順應して、中央金庫の様な特種の融資制度を設けるのも遅くはないと云ふ見地から、先づ以て、組合の組成其ものに重きを置いた平面的の法案を提出したのであつたが、政友會は之に嫌らずして別に「負債整理組合中央金庫法案」なる独自の法案を提出した。其骨子とする所は、其負債整理組合の助成、融資の爲に中央金庫を設けて、政府からも之に三千萬圓を出資させることと、そして、出資拂込濟額の二

十倍迄の整理債券發行權を認める、それと更に奇抜な着想は、富籤又は富籤付債券を發行して、其賭博から得る寺錢で、組合への利子補給やら、貸倒れの損失補償やらをして行ふと云ふのであつて、富籤は毎年一億圓宛位賣り出し、當り籤の最高は十萬圓程度、之に因る純益三千萬圓見當と云ふのである。當世、競馬の馬券も許して居る、勸業銀行の割増債券も認めて居る、株、米の取引所も投機々關ではないが、賭博公許も同様の今日に於て、何で富籤が悪いかと云ふのが、政友會諸君の意氣込であらうが、それは自ら目的が異ふ、成る程、馬券も各種取引所も、見様によつては、賭博に類するものかも知れないが、馬券は馬匹の改良、復た各取引所は、今日の經濟組織の中になくてならない、必要機關である。勿論、多數國民の中には、此機關を悪用して、賭博に類する事をやる者もあらふけれども、其弊害の及ぼす範圍には自ら限りがある。馬券にしても亦然りである。然るに富籤に至つては、僅の投資で莫大の巨利を博する、而して、之が一般的に大衆的に公行せられるのであるから、勢ひ一般國民の射幸心を咬り、一世の風教に及ぼし、國民的遊惰、墮落を誘致するの危険が充分にある、馬券などの様に限られた場所で、賣買されるものとは同日の談でない。復た、一方に政府は郵便貯金の利下げをして、低金利政策を執らうとして居る際に富籤の様なものを実行すれば、さなくともさへ郵便貯金の減退の傾ある矢先、人間人情として、特に零碎の貯金が富籤に流れて行くに決つて居る、隨て政策の矛盾が其處に起るのである。況や社會人心に及ぼす影響をや

である。苟も、國家の隆昌を冀ふことの、それが國民の堅實性、正義心に因ると云ふことを常に念ふ吾々としては斷じて賛成し得られないのである。此處が政友會と民政黨との趣を異にする所であつて、家風の相違とでも云はふか、國政に對する兩黨の黨是の現はれが、偶々斯る場合に看られるのである。

更に、政友會の所謂出資拂込濟額の二十倍迄の割増付債券の發行と謂ふ案であるが、大體、此種の負債整理事業は其仕事の性質から謂つて、例へば、破産銀行の整理の様なもので、之が遂行に伴ふ、多分の危険性を考慮しなくてはならないのだから、假に此法律が實現して其債券を市場に賣り出すとしても、應募者があるか何うか？出資拂込濟額の二十倍と云へば、少くとも六億圓に上るが、六億は儲ておいて、三億が一億でもなか／＼應募者のあるものでない、此點は少し、金融界經濟界の事情に通ずる者なれば直覺的に判斷し得らるゝものである。要するに實行不可能の迷案であつて、如何に政友會の諸君が、衆に媚ぶるに急にして、案、其ものゝ考查に盲目的であるかと云ふことを、例證するに足るものであつて、俗に謂ふ、「鹿を追ふ獵師は山を見ず——」と云ふのは、蓋し斯う謂ふ事を諷刺したものであらうか。

尙、政友會は政府提案の農村負債整理組合法を、農村にのみ限らず都市商工業者にも擴充しようとして、農村の二字を削り、單なる「負債整理組合法」と修正し、復た、自黨提案の「中央金庫法案」の貴族院の廻上に上つた時の運命を氣遣つてか委員會の内職仕事で、強いて政府案と自黨案とを混ぜ合せた、妙なカクテル法案に修正して了つた。

都民の負債苦救済策は別

抑も、政府案の狙ひ所は、農村民の様に歴代土着の住民で、俗に云ふ……向ふ三軒兩隣……其純朴の性情と自らなる親和輯睦の風が、互に持ちつ持たれつ、扶けやつて居る其美風を酌んで、同病相憐む借金苦の共済共助をさせようと云ふのが趣旨であつて、六ヶ敷謂へば、隣保共助の精神に則つたものである。然るに都會住民は、さうは行かない。所謂商賈怨み敵で、隣り同志でも、なか／＼氣を許さない、表面は親しくして居つても、外見を張り、其内幕を見らるゝことを厭ふ商家の常として、復た取引關係や信用状態などの複雑性からして、農村民の様に隣保共助と云ふ様な手輕い事に行かないのである。隨て此法案を都會民に擴充しても、其効果を擧げられないことは明である。矢張り都會民……中小商工業者に對しては、別に其實情に即した有効の方法を考へてやる方が、寧ろ親切であると謂はざるを得ない。吾々は此見地から、此點に關しての政友會の修正、即ち「農村」の二字を政府案から削除する事に極力反對したのである。

斯て、絶對多數の横車に載せられた、政友會のカクテル修正案は貴族院に廻はされたが、流石

に其堅實性に於て我黨と見る所を同ふする貴族院は、一議もなく政友會のカクテル案の中の不純分を取り除いて、素の政府案通りに再修正して衆議院に戻された。政友會は之と同様逆戻りの道連れとなつた米穀法案と共に院議不同意に決して、此結果、兩院協議會の問題となり、此爲に會期は三度び延長せられて、非常時議會最終日の一日を揉み合つたが、貴族院側の委員は、それでも法案其ものゝ緊要性に面じて、其成立を冀ふ所から、幾分政友會の面目を立つる意味に於て、附帯條項と云ふことで、折合つて小委員會の成案を得たが、何うしたものか、之を政友會の黨議に諮つた所が、終に容れられなかつたので、折角の救済案も、蘇生し得られないで、お流れとなつた。洵に惜しい事であつて、全國農民諸君の爲に悲まざるを得ない。

チト樂屋話になるが、政友會の一番力瘤を入れた、此負債整理組合法案の資金問題に就ては、實は「農林省としては、今少し、踏み込むだ腹案を持つて居たのであるが、政友會出身の高橋藏相は。別に見る所あつてか、イツカな承知しない、尤も、高橋藏相も此點に關し、委員會に於ては、「組合の成育に伴つて、出來得る限りの低利資金の融通は計らう」と言明したが、政友會は前述の藏相對農林關係の内輪話なども、百も承知して居ながら、自黨出身の藏相に面當ての積りか、乃至は農民の歡心を買はふとの、錯覺的野心からが、措む可し！政友會一流の、黨略的の見地から、農民にとつては、地獄で佛の折角の法案も終に空しき夢物語となつて了つたのである。

農村民の爲の自力更生策

誤り來つた縦の農林行政

抑も、我國の農村が今日の如く行詰りの極に達した所以のものは、何であるかといふに、勿論、財界不況といふ一般的影響の爲もあらうが、實は事故に至つた眞の原因は、遠く溯つて考へなければならぬ。

明治初年來、押寄せた文化の潮流は農村農家の臺所に迄滲み渡らすにはおらなかつた。乃ち、いつとはなしに一般經濟組織の移り變りにつれて、農村經濟にも亦變化を及ぼさざるを得なかつた。謂ふ迄もなく、舊日本時代の農村は、所謂自給自足の安穩の生活を續けて居たのである。耕して喰ひ、紡いで着るといふのが農村經濟の一斑であつた。日清戦争前迄は、棉花島も相當にあつたもので、野に山に、斑雪ハルユキの様ハルユキに白いものが見られたものである、即ち。農民は此棉ハルユキを採つてホカして、糸を紡いだものであつて、夜の農村には糸車の音が詩的に聞かれたものである。此紡いだ糸で織つて着たのが普通の農家經濟であつて、穿くものは藁の冷飯草履、勿論帽子などを冠むるやうなハイ

カラのお百姓のあらう筈はなかつた。喰ふものは……田にある、畠にある、河にある、鶏小屋に……あつたのであるから、一ヶ月や二ヶ月は一文の錢がなくとも暮らせると言つた工合で、實は無事泰平の安樂郷であつたのである。

然るに、海外通商、國內經濟機構の激變に、廉い棉花は米國から流れ込んで来る、之と逆流して日本の生糸は高値で亞米利加へ出て行く！經濟の自然の趨勢は、いつとはなしに棉畠には桑が植ゑられてしまつて、農民は生糸を賣り、野菜を賣り、果實を賣つて、手つかづの綿反物を買つて着るやうになつた。帽子も冠むるゴム靴も穿く、活動にも行く小料理屋へも出入すると云つた調子で、昔に變る文化農村が出現したのである。學校は出来る、道路はよくなる、橋は掛け替へられる、子供の読み書きにも將た復た、物の運搬にも便利にはなつたが、併し、勢ひ役場からの諸掛りは驚く程増して來た。

昔の安樂郷はいつの間にか生存競争の世智辛い街となつて、靜かな村にも何がな雜音の聞へるやうになつた。一般の農民は農作物や家畜を賣つて錢に替へて物を購はなければならぬやうな状態になつた。錢がなくては永い生活は續けられなくなつた。貨幣經濟の新社會は、平素の出費、偶々の凶作など、相俟つて、暮しまけやら、收入減やらで、借金に借金を重ねて今日の如き行き詰りの状態になつたといふのが我國農村經濟史の一頁なのである。

此渦巻く農村經濟の激流に對して、我農林當局はどういふ事をしてをつたか？流れを止める堤防を築いたかそれとも水勢を増す人造雨を降らすやうな事をしなかつたらうか、瀾の渦巻を靜める事をしたか？それとも瀾を導いて岩に堰かせるやうな事はしなかつたらうか？勿論神ならぬ身の役人の事であるから全智全能の働きは出来なかつたに違ひないが、其やり來つた行政一班に對しては、論ずべき點、評すべき餘地も尠くないのである。

成る程、從來の農林當局は、耕地整理の獎勵、開墾の助勢、桑園の政良、畜産の補助、水産の指導などには務めたには違ひないが、之は縦の行政であつて且つ局部的の農政であつた。物を改良し殖すのみの對策であつて、横の聯絡を計る統制經濟といふ事には餘り重きを置いて居なかつた嫌はなかつたらうか？

嘗て好況時代に教育熱が盛になつて大學、中學、女學校などが雨後の筍のやうに簇出した。特に地方にあつては當局の獎勵と相俟つて町村民の教育虛榮から、相競つて女學校、中等學校を建てたが、其結果今日はどうか、近頃東京では女學校出の女中が八圓で雇へる、それでなほ就職難でブラついて居る下級職業婦人が多いのである。女學校を出て百姓するのも世間態が悪い、さりとて家に置いては此不景氣に喰ひ潰されては困る。「家の娘は東京へ出て……と兩親は近所に誇る、女中奉公はして居ても、東京へ出て居るといへば、女學校卒業の甲斐があつたと慰めて居るだらう

が、慰め榮のしない下流職業の女中奉公では何んにもならないのである。大學出の巡查や露天商人が出来たのは結構のやうな又不結構な事と言はなければならぬ。

之と同様に、農産物の方も増産奨励のみで販賣統制といふ事に缺けてをつた。物は出来たが捌かすに困るといふのが、農家今日の悩みである。

我黨は曩に第六十二議會に於て、非常對策要綱の決議案中に「生産販賣の統制」といふ一項を掲げたが、更に其後調査された應急策成案中に此一項を含ませて、極力之が實行を政府に進言した結果、前の非常時議會に於ては農林省豫算中に三百三十六萬七千圓といふものを計上された。其名稱は「農村經濟更生施設費」といふ事になつて居るが、之は其實質に於て統制經濟の謂に外ならないものであつて、勿論今後は縦の行政ばかりでなく、横の統制施設と相俟つて窮乏の農村を更生させやうとの趣旨なのである。

巧速順應主義の必要

農村更生施設とはどういふ事をするか、参考の爲に、我黨の成案作成の際の調査内容と今回農林省の實施しやうとする計畫とを考察して見度いと思ふ。

農林省では最近之が爲に新に更生部なるものを新設して、從來農務局内にあつた、産業組合課と副業課とを此部に移し、之に加ふるに金融課といふ新しい局部行政機關も出来たのである。此三課の陣容から見ても今回の更生事業の一斑が推想される筈だが、此更生部の組織の特徴は、從來のやうにお役所一點張りで行かないで、謂はゞ半官、半民協力行政で行かうといふのであつて、今迄のやうに翻譯知識のお役人ばかりでなく、實際に土に親み、農に活きる地方の篤農家をも加へて、農家の實際に即した行政が此運用を如何に取り扱つて行くかは、残された問題であるが、少くとも我黨成案の趣旨は茲に存したのである。中央地方を通じての官廳機關の外に、更生委員會なるものを組織して、前述の地方篤農家、經驗家、専門家等と役人との衆智を集めた合議制で、萬全の策を講じて欲しいのであつて、之が我黨の要望である。

其處で、此更生部は差し當りどういふ仕事をするかといふに、日本全國一萬二千有餘の町村の中、比較的富裕の町村や殆ど市街地と云つても良いやうな町などを除いて、さつと五千町村の更生を計つてやらうといふのであつて、一年に一千町村づつ五年間にして五千町村に其濫い手を延べてやらうといふのである。本年も餘ますところは少ないが、尙且、一千町村だけに手をつける豫定だといふ事である。

一體、今日流行語のやうになつて居る「自力更生」とは、どういふ事を意味するか、曩に非常時議會の匡救豫算の發表された時に政府が「匡救策と相俟つて國民は自力更生の意氣込を以て臨まねば

ならぬ」と……いふ事を宣傳した時に政友會の山口幹事長が之を評して「今の農村は疲弊困憊の極にあるのだ。どうして自力更生などといふ氣力が出せやうか、病人を掴まへて起つて働けといふのも同じ事だ、政府の認識不足も甚しいものである……との意味の冷罵を加へてをつたが、之は寧ろ山口君の方が認識不足であつて、我黨並に政府の期するところの自力更生とは、病人に直ぐ働けといふのではなくて、豫算に表れた匡救諸施設に依つて一般の金廻りを良くして幾分たりとも景氣も好くし借金も緩やかにしてやる結果、謂ひ換れば、病人に薬餌醫療をしてやる代りに、其病人も氣負けをして寝てばかり居ては駄目だ、病は氣で保つ^まの道理で、充分に養生して早く癒して元氣を出して働けといふ趣旨なのである。

易きに就くは人間の人情である、救つてやる助けやると云へば、いゝ氣になつて怠けて居やうといふ横着な人間も少くないのである。丁度、此最中に、長野縣の或る村に起つた出来事であるが、其村の篤志家が時勢に鑑みて、村内貧困者に對して施米した處が其米を賣つて酒を買つて呑んで、村内を千鳥足で歩いた者も多少あつたといふので、其篤志家が大變怒つて「今日の農民は救つてやるなど甘い言葉をかけては駄目だ……と態々書を寄せて進言して來た事があつたが、之は確に時弊を道破した一面の眞理であつて、敢て大政黨幹事長へ奉呈したのである。

借て、如上の趣旨に於て今日の農村更生計畫なるものは、窮乏町村の一々に就いて其實際に即

した對症療法を施さうといふのであつて、此村には殖林の代りに一年製の藥用植物で工業や藥用に需要の多い、蓖麻油の原料の蓖麻子を植ゑたらばよからう。(此原料は目下輸入品のみにして年額相當額に達し、而も從來國內にも、所により野生のものを散見する)復た其隣村では、河へ、鱒を放つて都人の清遊魚漁地旁々繁殖もさせて見てはどうか、あの町には輸出玩具の特種のもを副業として奨励して見てはどうか、復た此町のあの部落には私設の負債整理組合を作らせて借金の始末をつけるやうにせやう……と云つた工合に、生産と共に販賣の仕組を考へた統制經濟に重點を置くと共に、肥料問題とか、其町村内の産業組合の建直し、模様替へ等に至る迄、何くれと更生の一路に進むやうな指導方針を取らうといふのであつて、勿論大體方針と指導原理とは、前述の更生委員會に於て、指令するが、其個々の町村に於ける、將た復た、個々の農家に於ける自らの更生は自らの力に依らしめなければならぬといふ事は云ふ迄もない。地方府縣の係り役人や更生委員達も相談にも乗らう又指導もしやうが、要は農家農村自身の奮發と、それによる智慧の絞り出しによつて自らを活かして行くといふ事であらねばならない。其思ひついた更生案が安當のものであるならば、國としても補助もしやうし哺育もしやうといふ仕組で行かなくてはならない。「天は自ら助ける者を助ける」といふ諺があるが、今回の更生も此趣旨に則らねばならない。故に更生手續としては隣保單位、或は町村單位で考案した更生計畫を府縣の更生委員會へ持出して、其承認を経ると、

地方委員會から中央委員會へ移譲して、其處で決定となつて補助もされ低利資金も融通して呉れやうとするのであるが、こゝで一つ懸念される事は從來のお役人風で此決裁が悠長に流れはしまいかといふ一事である。今度は農林省のお役人や民間委員連中も眞剣になつてもらはなければならぬ。拙速主義も感心しないが、飽く迄も事務簡抄といふ建前で行かねばならない事は云ふ迄もない、要は從來の型を脱して拙速とか巧遅とかいふ言葉をなくして、巧速主義、順應主義で行くといふ事を心がけねばならない。

更生計畫の内容と使途

聞くところによれば、指定された更生町村には、幾分かの更生樹立費といふものも渡るし、又地方團體にして、更生の爲に活動をする者に對しても是れ復た、幾分の費用も支給されるとの事である。前述經濟更生施設費三百三十餘萬圓は農林省内の新設更生部の役人の月給やら中央地方を通じての更生委員の手當やら、又は負債整理事業の爲の費用やら、産業組合理事者の養成及び之が普及並に事業に要する補助費やら、更に農業倉庫及び聯合農業倉庫設備助成費の如きものも含まれて居るかと思へば、農家の自給肥料即ち堆肥其他の錢の要らない肥料の増殖助成費もあれば、炭焼小屋の築造補助費のやうなものも載つて居るし、又水産方面では汽船底電漁業取締船補助費及び漁村共同施設補助費等も含まれて居るが。前者の方は説明する迄もない事だが後者の共同施設補助費は漁業家の必需品である氷の製造所建設に補助しやうといふのである。尙復た、從來の補助費、助成費も、此更生町村へは増額もしてやらうと云ふのだから、結構な事である。

以上は吾黨の對策成案の中に大部分明記せられてあつたものであつて、洵に要を得た使途であると云つていゝが、要は施設項目の問題ではなくて、關係者の熱意其ものであらねばならない。

更生の意氣……自力自助といふ事が農民の間に會得され、相率ゐ、相勵まして互の更生を計るといふのが肝要であつて、是れあつて始めて農民は窮乏から救はれ、斯くてこそ、國家も時難から脱し得られるのである。

此際、序に一言して置くが、曩に我黨に於ては、非常時議會に臨むに先つて、恒例、門出カドデの議員總會を開いた時、其席上での、若槻總裁の演説中に「我黨主張の應急政策が實現したからとて、此深刻なる不況裡にある、我財界が掌を翻すが如くに直に好景氣に轉ずると考へてはならぬ。寧ろ自力更生が國難に處する、國民のモットーであらねばならぬ……といふ意味の警世の言を述べられたが、特に我國農民の大に鑑みるべき所のものと思ふ。

嬌奢チヤウカの街榮華の都として謳はれて居る巴里は誰もが知つて居るが、其郊外一步を出れば其處には純朴、堅實、質素、勤儉といふ文字其ものゝ表はす農民が住んで居るのである。佛蘭西の農民は

決して巴里の惰風には染まらない。花の巴里は墨繪のやうな佛蘭西農村の裡に別環區を成して居るのである。質實と云ふ農村の衛生區から完全に遮斷されて居るのが、謂はゞ疫病地の巴里と云つていゝのである。浮華遊惰の微菌は巴里以外には決して蔓延しないのである。佛蘭西農民は必要以外には其子弟に虚榮教育をさせるやうな事はしない。努めて土に親しませ稼業に就かしめる。分を越えた仕事に手を出して借金に苦しむやうな愚を敢てしない。此堅實の農民があつたればこそ、あの大戰争で獨逸軍の猛射に抗してよく祖國を護り得たのである。勿論人口關係等も考慮に入ればならないが、佛蘭西農民の子弟は無暗に郷土を捨て、都會病にフラつくやうな不心得はしない。今日、世界に指を屈せらるゝ佛蘭西の富は、農村民の勤儉貯蓄と自力生存の貴い蓄積からである。他山の石以つて磨くべし……我國農村民たるもの大いに鑑みるべきではあるまいか。

農民よ！更生せよ！自ら救へ！意氣を以て立て！眞に帝國を護る者は農村民諸君である。

中小商工業者對策全貌

中小商工業窮乏の三因

多年の不景氣の結果、農村が窮乏を翹へて來たと同様に、都市に於ける中小商工業者が非常な窮況に陥つて來たことは看過することの出来ない事實である。そこで是等中小商工業者が、何とかして其窮況を脱したいといふので、色々な要求が彼等の間から叫ばれて居る。夫等の要求が那邊に在るかを能く調査して見ると、大體三つの點に歸着するやうである。第一には多年の負債が重なつて來て、今日のやうな状態では到底償還することが出来ない、だから此負債を何とかして整理して貰ひたいといふのが一つ。第二には商賣を始めやうと考へても金が無いから商賣が出来ない、そこで銀行へ行つて金を貸して呉れと言つても金を貸して呉れない、此金融の途が付かない以上は、到底中小商工業者の回復は困難であるから、何とかして金融の途を付けて貰ひたいといふのが其切なる要求であると思はれる。第三には、いくら品物を拵へても、又拵へた品物を店先に飾つても買つて呉れない、謂ひ換へれば、社會に購買力が無い、之が不景氣の原因であり、商賣の成り立たない原

因であるから、購買力を増進する政策を國家が採つて貰ひたいといふ要求であると思ふ。先づ手取り早い話が、借金を片付けて金廻りをよくして、それで商賣を始めて、其品物を買つて呉れる人がありさへすれば、中小商工業の窮状は救はれるものと云はねばならぬ。そこで差當りの應急手當として、此三つの問題を解決しなくてはならない。

負債緩和の爲の二方法

そこで第一の負債整理の方から云ふと、前の議會で政友會から、農村及び中小商工業者の間に於ける多額の負債を整理する爲に、一種のモラトリアムを實行しなければならぬといふ議論が行はれて居たのは世間周知の所であるが、抑もモラトリアムといふことは、簡単に言つて除ければ問題は無いやうであるが、其及ぶ所の影響を仔細に點検して見ると、頗る重大なる問題が潜んで居ることを考へざるを得ない。借金を打切つてしまふ、借りたものを返さない、さういふことは少しく亂暴な議論であつて、寧ろ社會の經濟組織を破壊して、救はるべきものも救はれないといふ結果に陥るものと考へられるのである。負債を整理するといふことは、借金を無條件で打切つてしまふといふことではなくて、今返せない金を返せる時に返すやうに餘裕を付けてやる、といふことが先づ考へられなければならない點であると思ふ、そこで之に就て吾々の見る所は、斯うである、借金を打切る

のではなくて、借金は返すのであるが、暫く餘裕を置いて返せるやうな時期に返すといふ意味から、其間に調停の勞を執るといふことを考へた、之が所謂負債整理問題である。大體借金の種類を分けて考へると、個人から借りて居る借金と、今一つは政府の金を借りたものとの二つに成ると思はれる。そこで個人の借金を整理して行くといふ考へ方から、政府が金錢債務臨時調停法案といふものを議會に提出したのである。それに依ると、負債を整理することに依て眞面目な債務者を更生せしむるといふ意味から、債権者と債務者との間に於ける互譲を必要とする場合には、裁判所が仲へ立つて調停を試みやうといふので、其金額は千圓を起えないものに之を適用しやうといふのである。議會では千圓以上何百萬圓でも調停したらよいではないかといふやうな亂暴の議論が政友會から出て、衆議院では多數の力で、此趣旨の修正をしたが、當時吾々民政黨の見る所は別であつて、餘りに度を越へては、却て經濟界を攪亂する結果になり、又嚴正に研究すれば、憲法上の疑義を生ずる虞もあり、又實際問題として大多數の中小商工業者…さういふ程度の人の負債を整理するのは先づ一口、千圓位の人が最も苦んで居るのであるから、さういふ人を救済して行くといふことが、妥當であると云ふ見地から、其修正案に反對して政府案を支持した事は御承知の通りである。(本調停法に就ては、次章「惠まれざる中小商工業者中に詳述」)

次に、政府が貸付けて居る低利資金であるが、此低利資金は、昭和七年度に償還期限の到來するも

のが大分ある。無論八年度にも九年度にもあるが、差當り昭和七年度より向ふ三ヶ年の間に償還期限の到來する低利資金に對して、政府は延期を認めやうといふのである。そこで差當り昭和七年度に到來する金が、三千六百萬圓程度のものであるので、先づ之を他の低利な資金で借替へて、二十年以内に償還を延期してやらうといふのであるから、それに依ると大分經濟の遺繰が緩かになつて來ると考へられるのである。其三千六百萬圓の中で、中小商工業者の負擔に屬する分は、大體六百萬圓位ある見込らしい。勿論、徹底した政策ではないが、差當り苦しい借金を延ばして手許を樂にしようとするのには、司法省の金錢債務臨時調停法と、此低利資金の償還延期とが相俟つて、負債緩和に幾分か力を添へるものであることを信するのである。完璧を期するといふ意味から云へば、無論物足りない點が多々あるが、併し國家財政の窮乏して居る今日、應急對策としては、此位の事が先づ精々ではないかと考へられる。もつと極端な負債整理法も考へられないでもないが、直ぐ通常議會も來ることであるから、吾々は充分研究調査を遂げ政府を鞭撻して、中小商工業者の爲に十全の施設をせねばならないと思ふ。

低資融通と不動産資金化

第二は金融の問題であるが、從來政府が低利資金を貸出して、中小商工業者を救済したのである

がなか／＼、其金が廻つて行かない。其金の廻つて行かない一部の原因は、擔保を要求される事、確實な保證人を要求される事、之が一番困難な原因となるのである。確りした擔保があり、確實な保證人があるならば、何所からでも金は借りられる、其擔保が無く、保證人が頼まれないから金が借りられないのである、其借りられないことを條件として貸さうとするから、折角の低利資金が融通の途が停つて行くといふことになるのである。併し一方銀行業者、言ひ換へれば金を貸す側から云はせると、金は貸したいが返らないものであるといふことになる、なか／＼金は貸されない。借りる方は擔保なしで貸せと言つても貸す方は危険であるから、御免だと言ふので金融の途が付かなくなるのである。

そこで、此度商工省で考へた案は、先づ、地方自治團體が補償して行かう、斯ういふ案の立て方であつて具體的に云ふと、地方の知事或は市長が其指定した金融業者に對して、一つ中小商工業者に金を貸して見ないかといふ相談をする、其代りに貸した金が返らないといふことになつた場合には其貸した金の總額の中の二割だけは、府縣が其指定した金融機關に補償しようといふのである。さうして其補償する金は、若し自治團體で都合が付かぬといふなら、政府が低利資金を貸してやらうといふのであつて、一方金融業者に對しては、自治團體の補償に依る貸出しに備へる爲に、政府が低利の金を五千萬圓(本年度三千萬圓前年度殘額二千萬圓を合算す)だけ、昭和七年度分として融通

することを決定したのである。さうして貸す方法としては、成るべく個人の信用を中心として、擔保は取らずに貸せる方法を實行したいといふのであつて、銀行は政府から融通を受けた五千萬圓の外に、自己資金、言ひ換へれば、自分の銀行の持金を、此補償の方法に依ても貸出すことを希望して居るのである。そこで銀行の自己資金を潤澤にする爲に、政府は他の一面に於て、固定して融通性を失つた不動産の融資を思付いたのである。之は日本勸業銀行、農工銀行、又は北海道拓殖銀行等の銀行が、固定した不動産の資金を肩代りして、二三流銀行の自己資金を充分にしてやらうといふのが此法案の重點であつて、政府は此肩代りに對して、一億圓を限つて損失を補償する契約を爲すことになつて居るのである。さうすると曩に述べた低利資金の五千萬圓と、不動産の固定貸しの肩代りに依る五六億圓の金とが、差當り中小商工業者の運轉資金として地方銀行に流れ込んで來るといふことになるから、其資金が補償に依る金融の溝を通じて、中小商工業者に流れ込むといふことになると思ふので、銘々の中小商工業者に對して、政府が假りに千圓づゝの金でも只で呉れてやるといふことが出来れば、無論之に越した事はないが、左様な金は何所にもある譯でなく、無論國家の今日の財政から考へれば、さういふ方法は執れないのであるから、自然不徹底ではあるが、先づ、金融機關を通じて貸して、それで仕事を始めて貰ふといふことにするの外はないのである。

そこで一言附加へて置くが、議會の大部分の心理は徒に、選舉人に阿ねるといふのもあるまいが、政府は、貧乏な人々の借金は打切つてしまひ、金は呉れてやるといふやうな氣持の事を、何となく宣傳する傾向があるのであるが、併し之は議場の演壇から言ふのは易いことだが、實際はさういふ事が出来る筈のものではない。況や又、社會の金融組織、經濟組織の上から考へても、借りたものは返さない、人の物は貰つて行くのだといふ氣持が起つて來たとしたならば、易きに就くのが人心であるから、自然借りたものは返さぬ、借金は踏倒して行く、家賃は拂はない、米屋の代金も拂はないといふやうな氣持に直ぐなり易いのである。斯る氣持が社會に充滿して來たならば、社會道德といふ絆が失はれる結果、社會の共存共榮はそこに破壊されて來ると云はなければならぬ。何故擔保が無ければ貸さないか、確實な保證人が無ければ貸さないかと云ふと、それは返さぬ時の備へであつて若し個人の道德が向上して居つて、どんな人でも苟も借りたものは返すべきものであるといふ社會信念が強くなつて來たとしたならば、擔保も要せず、保證人も要しない譯である。一方からは擔保や保證人を止めて呉れと言ひながら、一方にはモラトリアムのやうな、借りたものは返さぬやうなことを裏へ廻つて煽てるやうな政治家があつては、益々擔保が必要となり、個人保證が必要となるといふこととなる。金融を最も圓滑にする一番の方法は、個人の道德が確立し、苟も借りたものは返す、人のものは返すといふ社會道義の觀念が確立して來れば、自然個人の信用も付いて來るし、

金融業者も左様な人ならば擔保も要せぬ、保證人も要しないといふことになつて來るのであるから、モラトリアムといふやうな氣持は寧ろ金融を阻害し、負債整理を妨げて、社會經濟組織の發展を根本から破壊して行くものであると思ふ。斯様な點から云つても、政治家は其言論を慎み、餘りに民衆に媚びるやうなことを言ふことは避けなければならない。

軍需品工業と造船獎勵

第三に購買力の問題であるが、いくら品物を造つても買人が無ければ商賣が成り立たない、今の社會の一番の缺陷は、物を買ふ力が民衆の間に無いといふことである。亞米利加が金が餘つて、生産物は出來過ぎて居るにも拘らず、社會が不景氣であるといふのは、購買力が偏つて、一部の人には金はあるが、大多數の人には物を買ふ力が無いといふことが一番の原因だと考へられる、其點は日本の社會も略ぼ同様である。そこで單純に産業を獎勵するといふことだけでは、今日の經濟社會は救はれない。物を造ると同時に、物を造る前に大多數の人の懐を直して行くといふことが必要である。之には労働者の階級、或は役人、一括して言ふと無産大衆とでも云はうか、夫等の人々に購買力を付けてやるといふことが必要であると思ふ。そこで考へられる事は、例へば産業五ヶ年計畫といふやうな氣持から、盛んに生産事業を獎勵したなら何うか？ 其結果はどうなるかと云ふと

出來上つた品物即ちストック、其ストックが經濟市場に出て來ると、買ふ力が無い場合には其ストックが賣れないことになる、隨て其品物を投げ賣りしなければならぬ。投げ賣ると市場の價格の統制を破壊することになる、隨て經濟社會は混亂に陥つて來ると云ふことになる。そこで品物は造るが、其品物は賣らずに、ストックで済む物が無いか、其品物を造るといふ過程に於て幾多の労働者に賃銀を與へる、小企業家を救済して、購買力をデリ／＼と養つて行くといふ遣り方の産業は無いか、さう考へて見ると、一番適切なのは軍需工業である。例へば、彈丸を造る、タンクを造る、鐵兜を造る、機關銃を造る、もつと大きく云へば軍艦を造る、此造る過程に於て、幾多の中小工業者が救はれて行き、出來上つた品物は何も市場に賣出さなくてもよいのであるから、今日のやうな購買力の減じて居る社會では、先づ中間の救済策としては、是等の軍需工業に手を付けることが必要である。偶々滿洲國問題がある、露西亞の五年計畫といふことも、大分陸軍側では問題となつて居る様であるが、亞米利加の海軍に對する日本海軍の對立といふことも考へられる次第で、旁々是等の外部的事象と相俟つて軍需工業に着目するといふことは、時節柄當を得た事ではあるまいか。そこで陸海軍と交渉して、陸軍が千八百五十萬圓、海軍も彼是れ千八百五十萬圓、合せて三千七百萬圓の軍需品を、此昭和七年度で製造するといふことに豫算が通過したのである。陸海軍の仕事であるから、商賣人とは關係が無いと云ふことは出來ぬ。假りに、一萬噸の船を造るとすると、造船

所に落ちる仕事は此中の二割であつて、残り八割は鍛冶屋であるとか、ガラス屋であるとか、種々な種類の下請負工場に仕事が廻つて行くのであるから、一つの船を造るといふことは、随て大多数の中小商工業者を救済するといふことになるのである。現に、昨今名古屋地方から来た人で、戦争があるのではないかと質問した人があつたので、どういふ譯だと尋ねて見ると、名古屋附近の工場は夜業までやつて、非常な勢であると言つて居つたのである。之は戦争の爲ではなくて、昭和七年度に軍需品の工業を興したのが原因で、随て其周圍に居る人達は、非常な好影響を被つて居るといふことになつて居る結果だと思ふ。

今一つ、言ひ残したが、逓信省を通じして、古船を壊して其代りに新しい船を建造する、其新造計畫に依て、政府が三年間に一千萬圓以上の補助金を出すことにして居る。是に依て見ても、船を造るといふことは造船所を潤すことになる、随て鐵工業も盛んになることになる。相俟つて中小商工業者が救はれ、そこに購買力が起つて來るといふことになる、それと今一つは、同様購買力増進の一助として都市に於ける失業者の爲に、計畫された失業應急事業費總額二千四百八十餘萬圓(内國費四百萬圓、殘額二千八十餘萬圓地方費負擔)が都市に落ちることとなるが、之も間接ではあるが商工業者を潤す事になる。斯う云ふ工合に、第一と第二の場合に掲げた負債の整理、金融の圓滑といふことに依つて基礎を拵へて行つて、中小商工業者が此購買力を事象として、そこに産業が更新されて來るといふことになる。

國家基礎産業を確立せよ

以上は臨時議會を通じて、中小商工業者の救済策の一端として計畫された事であるが、尙、其外に議會に直接に關係の無い事で、中小商工業者を救つて行くといふことは、民間起業家を統制して國家の基礎産業を確立するといふことが必要であると考へる、殊に日滿經濟の統制といふことが延いて考へられなければならぬ。東洋を一ブロックとする經濟の立て方、そこに着眼して、日本の經濟組織を考へて行かなければならぬ、例へば、自動車工業の如きも其一つである。陸軍側の考へて居る所に依れば、滿洲を統制するには先づ第一に、道路を造らなければならぬ、そして其道路の上に自動車を走らさねばならぬ、其自動車を日本で出來た物で走らすといふことになれば、茲に一つの自動車工業の統制が行はれる、言ひ換へれば、日本で自動車の部分品を造つて、其出來た物を滿洲で組立て、其組立てた自動車を滿洲の原野で走らして交通機關の確立を計る、さういふことになる、夫等の需要に對してどれだけの自動車が必要であるかといふことになつて來るから、それに着眼して算盤を控つて見る、隨て日本の自動車工業の製作能力は、どれ程であるといふことのみ安が付いて來るのである。其他鐵の工業の如き、或はアルミニウムの工業の如きものも、統制

して行く必要があると思ふのである。日本のやうに人間は殖えて来るし、國土の狭い所では、いよ／＼産業の配列統制といふことが必要になつて来るから、そこで近頃謂ふ所の國家管理或は統制經濟の確立といふやうなことも、一面からは考へて行かねばならぬ。唯だ困つて居るから、苦んで居るから金を與へてやらうといふ一救濟事業ばかりでは産業は與らぬ。一面には産業を統制して、そこに秩序のある遣方をして行かないと、根本的な整理は出来ないといふことになると思ふ。

附言 以上は中小商工業者救済に關する應急施設と將來に亘る對策との一斑を解り易い様に平面的に説明したのであるが、實際に於て、前の非常時議會提出の商工省案なるものは聊か物足り無い感がした、故に、我黨が此豫算を協賛するに際して、四個條の希望條項を附した中の眞先に……「中小商工業對策は不十分なる嫌あり、政府は更に適切有効なる對策を講ずべし」……と警告を與へて置いたのである。有り體に云へば、中小商工業者の救済は寧ろ現代經濟機構の病源に向つてメスを加へなければならぬ、是等の點に就て解剖的に論評して其根治策の一端に資する必要がある、此意味に於て「惠まれざる中小商工業者」の一文を次に掲げる。間々本章と重複する個所はあるが、論述の過程上已むを得ない。大體に於て本章を布衍して、我黨の嚮ふ所を明にしたものであつて、難ぜんが爲の論議ではない。商工當局としても宜しく他山の石として大に留意して欲しいのである。

惠まれざる中小商工業者

農村に劣らぬ都會民の窮狀

非常時議會に於ける匡救豫算並に法律案を検討するに、主として農村救済に力を入れ、都會の中小商工業者の救済に關する施設の割合に少なかつたと云ふ恨がないでもない、謂ふ迄も無く、農村が疲弊困憊の極に達して居ることは既に隠れない事實であるが、同時に都會の中小商工業者が非常な窮況に陥り、手も足も出ない悲惨な状態に置かれて居ると云ふ事も、是れ亦顯著なる事實である。此明なる事實に對して、政府當局の認識不足と云はふか、冷淡と云はふか、兎に角、此方面には餘りに深甚の注意も拂はず、隨て、大なる盡力をしなかつたことも、之も、否定すべからざる事實であつて現内閣として中小商工業者の救済事業なるものが、聊か片手落の點があつたといふことを痛感する。今回の匡救豫算の大部分が内務、大藏兩省關係の土木事業費である事は、絮説を要せないが、此土木事業に依つて救済される人々は、多く農家の子弟又は農業勞働者と稱せらるゝ一方面的人が多いのであつて、都會に於ける商家の子弟又はその雇人杯が働くには、洵に不向きな仕事である事は

是れ亦多言を要せない。さうかと云つて、事業に使ふ諸材料は多く大商人大會社から買ふことになつて居るので、直接中小商工業者には餘り潤ひにはならぬ。只、此土木事業の爲、農民の懐が幾分でも恵まれて、隨て購買力が増し、間接に中小商工業者が救はれると云ふ關係になる許りである。云はなければならぬ。次に軍需品の製造、艦船の修覆、造船の助成等に合計約四千萬圓程度の金額が振り向けられて居るが、之も大部分勞銀として工場労働者の手に落つるのである。又諸材料は大商人大工場から購入することは前述の土木事業と同じことであつて労働者の潤ふ結果、購買力が増し、中小商工業者は間接に利益を得るに過ぎないのである。

政府は別に、不動産融資及損失補償法案並に産業組合中央金庫特別融通及損失補償法案なるものを議會に提出したが、之は固定せる資金を流動化して、金融を一層圓滑にする目的を以て立案せられたる緊急對策であつて、先づ三ヶ年五億圓の金を勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行を通じて普通銀行に融通をする事になるが、本年度は一億圓に止まる。今一つ、産業組合中央金庫を通じて三ヶ年一億圓を融通するが、此方は本年度は二千五百萬圓である。右二案の内、後者は純然たる農村の産業組合に融通をするものであるから、商工業者には關係がない。唯、不動産融資の三ヶ年、五億圓といふものが、幾部分中小工業者の潤になるかと思ふが、之も不動産を持つて居ない人には殆ど關係が無いのである。

尙又、農村經濟の更生を圖る爲め、農林省に於いては其施設費三百拾三餘萬圓を計上して居るが、商工省では左様な經費を取つて居ない、時局匡救に對する商工省全體の追加豫算が僅か三拾五萬六千餘圓に過ぎない、之に實行豫算の復活増加の分を加へても四十萬圓には足りない。それであるから之を農林省の施設に較べると、實に格段の相違で、洵に言ふに足らぬのであつて、此點は吾々の衷心より不満足に感じて居る次第である。

然らば法律上の施設に於て何か見る可きものがあるかと云ふに、至つて心細いもので、唯僅に商業組合法と商品券取締法(参考要目同項目参照)とがあるのみである。政府は此方面の事柄を全く忘却したのではないかと非難されても恐らく、辯解の辭はあるまい。全國を通じて——特に都會に於て——中小商工業者が窮乏の極に在るといふことは、農村と何等變りはないのである。然るに、現下此方面のみが閑却せられて居る。今日に於て此問題は既に生活線上のアイテムに非ずして、生命線上のアイテムに變じて居ると云つてもよい。單純なる經濟問題に非ずして、深刻なる社會問題化して居るのである。然るに此重大問題に對して、政府は何等の對策もなければ、一定の方針も無い。隨て指導原理も無ければ、指導精神も無いと云はれても仕方があるまい。偶々多少とも此點に觸れた施設があるかと思へば、それは極めて不徹底であつて、此點は吾々の眞に千秋の恨事とする所である。

然らば、中小商工業者の窮状は如何にして之を救済す可きか。吾々は極めて眞剣に之を考察しなければならぬ。農村の方面は不充分ながら兎も角一通りの施設が出来てゐるのであるが、中小商工業者の方は何一つ出来て居ない、どうしたら宜いか、根本政策としては財界一般の不況を打開して、國民全般の購買力を増進せしめる事が、どうしても閑却す可からざる原理でなければならぬのであるが。同時に負擔の軽減を図ることも極めて緊要な政策である。併し此二案は何れも中小商工業者に限つた救済策ではなく、日本國民全體を救済する根本對策である。然らば中小商工業者に限つて施すべき何等か特別の應急策は無いものであるかといふことに思を致すならば、茲に吾々は二三の對策を數へることが出来ると思ふ。

第一には金融の疏通を図ること、第二には負債を整理してやること、第三には大資本、大企業の壓迫を側面から除いてやること、此三點が極めて重要な方策であると確信して居る。

緩和された低資融通條件

近年歴代の内閣は恒例の如く低利資金を商工業者に廻すことになつて居つて、一個年數千萬圓を預金部から支出して居るが、併し此資金は殆ど十分な働きをして居ない。中小商工業者が金を借り

たくないのかと云へば、決してそうではない、咽喉から手が出る程借りたのであるが、之に近づくことが出来ない。それはどういふ譯であるかと云へば、第一には金を貸す條件がむづかしい、第二には手續が煩雜である、第三に名前だけは低利資金と云つて居るが、其實本人の手許に入る時は相當な高利になる。是等の點は篤と考へて見なければならぬ事である。そこで政府に於いても感ずる所があると思つて、中小商工業者に融通す可き低利資金は本年度三千萬圓、前年度殘額二千萬圓合計して五千萬圓の貸出し方法について深甚な考慮を廻らした趣であるが、前年度の殘額があると云へば非常に聞えがよいが、實は今申したやうに條件がむづかしくて、借ることが出来ない。それで不消化の儘、翌年度に繰越したのであると云ふ實情である。兎に角、本年度五千萬圓を先づ貸出の條件を緩和した。従來は何か擔保がなければ斷じて貸さなかつた。質草が無ければ、てんで問題にならなかつたのである。今回は此條件を緩和して一口五千圓迄は無擔保で宜しい、擔保があれば五千圓以上貸しても宜しいことになつたのである。又、従來の諸種の煩瑣な手續を省略した。尙、預金部から出る際には四歩五厘許りの安い利息であつた筈のものが、中間機關——銀行又は産業組合等——を経て居る間に、漸次利息が加重して商工業者の手に這入る時には、それが八歩何厘、約九歩に近い所の高利になつて居るといふやうな現象は甚だ面白くないことであるから、中間、搾取機關を成る可く少くし、且つ此貸借によつて生じたる損失に對し補償の制度を設けて、貸し易い様に

又借り易い様に一切の條件、手續、利率を根底から緩和したのである。併し、何分にも、我國、中小商工業者の數が相當にあつて、東京市だけで約十萬軒、その家族雇人等を加へると約七十萬の人口となる。東京市は十月一日から隣接の五郡を併合して新に大東京市が出来たが、大東京市の人口は約五百萬に近いと言はれて居るから、市内の中小商工業者は約二十三萬軒あると思はれるが、其家族雇人等を加へたならば、人口として恐らく百五十萬の人が中小商工業に従事するといふ計算になるかと思ふ。之を日本全國に亘つて計算したなら、中小商工業者の戸數約三百萬軒、人口にして約一千五百萬人以上となり、是等の人々を救済する低利資金が全體として五千萬圓といふのは、餘りにも金額が少な過ぎるかと思はれる。今迄は條件がむづかしい、手續が煩雜であつたから、借人が無かつたのである。此手續を簡易にして條件を緩和したならば、一時に殺到して來るかも知れぬ。其際、五千萬圓の金額ではどうにも出來ない、此金額は大に増加をして貰はなければならぬのであるが、茲に世の中はなか／＼思ふやうにならない。痛し痒しと云はふか、何しろ郵便貯金の金利を十月一日から三步に下げるといふ、此掛聲だけで、金を預ける人は最早や郵便局に行かなくなる。少くとも其の數が激減した。又行かうと思つた人も廻れ右をして普通銀行に行き、銀行の預金が増加した。隨て郵便貯金が全體として非常に減つて來たといふ現象は、吾々の閑却することの出來ない重要な事柄である。そこに、政府當局の苦心があらうかと思はれる。いづれにしても

中小商工業者に對する金融は、今少しく眞面目に考へてやらなければならぬ。現在の制度では所謂龍を畫いて睛を點ぜざるものであつて、繪の形は致して居るが、本當の繪にはなつて居ない。何うしても此點は、今少しく踏入つて徹底的な救済案を立て、貰はなければならぬ。

負債整理と金錢債務調停法

負債整理に就いても、兎角農家に重きを置き、商家の負債整理、殊に小賣商人の負債整理は全く顧みられずに居ると云ふのが現下の實狀である。一體是等の人々は幾何の借金をして居るのであるか、正確な統計を得ることは餘程困難であるが、一口に農家の負債は五拾億圓と云はれ或は六拾億圓と云ひ、或は五拾五億と云はれて居るが、之に對して中小商工業者の借金は約二拾億圓ある。今日、中小商工業者で借金のない者は殆ど無いと云つても宜しいやうな状態で、隨て少し位儲けても儲けた金は借財の利息に取られる。洵にお氣の毒な状態である。それは債權者が大部分高利貸であるから、自然そう云ふ結果を生むのであつて、高利貸でない迄も、或は營業無盡なり、或は信用組合なり、或は銀行なり、利息はなか／＼安くないのである。働いて得たものは債權者に取られる。斯る有様では等の人々は何時更生することが出來るであらうか、殆ど望みが無いと言はなければならぬ。之に對して政府の執つた緊急對策は、農村に付ては負債整理組合といふものを拵へて、其組合に低

利資金を融通して負債を整理せしむると共に、少額債務(千圓以下)の借金に付いては調停に依る解決の途を開いたのである。そこで、政府は前者に對しては農村負債整理組合法案、後者に對しては金錢債務臨時調停法案を作成して議會に提出したのであつて此二法案は何れも大切な法案である。然るに政友會は此二法案に對し言語同斷な大掛りの修正を加へた事は前に述べた通りである。修正を加へた結果、農村負債整理組合法は貴族院に於てその修正を一蹴し、政府原案に戻して再び衆議院に廻附せられ、兩院協議會となつて各々自案を固執した爲、農村負債整理組合法は終に不成立になつて仕舞つた。臨時議會召集の目的たる農村の負債整理と云ふ大項目は政友會の亂暴なる修正の爲、根本から潰れたのである。之を潰した責任は全然政友會にあること論を俟たぬのである。次に金錢債務臨時調停法案の方は後に述べる様な次第で、どうやら實現したのである。

此金錢債務臨時調停法に依つて、少額債務はどういふ具合に救済されるかと謂ふと、一口千圓以下であつて、本年七月三十一日以前に出來た所の債務であるならば、此法に依て救済を求めることが出来るのである。一口千圓であるから、證文が別であれば何千圓でも宜しい。證文が三つに別れて居れば三千圓迄は出来る。又相手方の承諾を得れば、金高に拘らず、何千圓でも何萬圓でも、此法に依り調停の申立をすることが出来る。其申立は債権者から遣つても、債務者からでも同じ様に扱つて呉れる。申立を受けた區裁判所に於ては、判事が調停主任となり、民間から選ばれた調停委

員(二人以上)と一緒になつて、債務者の言ふことを聴き、又債権者の主張をも參酌して、期限は斯うしたら何うか、利息は何程位でよくないか、元金は如何に扱ふか、など、兩者の間に斡旋し調停して、債務者の拂ひ得る丈の條件で和解せしめ、借金を皆済せしむるといふのであるから、債務者に取つて頗る便利な立法であるが、元來放つて置けば到底取れない所の貸金を取るやうにして呉れる點から見れば、債権者に取つても甚だ結構な仕組になつて居るのである。此法律は、實は高利貸征伐の働に於てなか／＼有效である。高利貸の事は餘り詳しく承知して居らぬが、僅か三百圓位な金を借りて、最初に利息の天引や、手数料など徴せられて手許には二百五十圓位しか這入らぬこともあるらしい。それに毎月高率の利息を拂ひ、一年にして殆ど三百圓の元金を全部支拂つて居るにも拘らず、證文を盾にして徹底的に債務者を苦めるといふやうな質の悪い高利貸もあるさうであるから、斯ういふ債務を若し調停に掛ければ、お前はもう取る丈け取つたから、元金を何程に輕減しろ、期限を何時まで延期しろ、など、調停し、債務者更生の道を開いて呉れる仕組になつて居るのである。若し調停が出來ない場合には、判事は職權を以て調停に代へ、利息、期限、元金の輕減等債務關係の内容に立入つて其變更を命ずることが出来る。其際に判事は調停委員の意見を聴き双方の利益を衡平に考慮し、其資力や業務の性質や支拂濟の金高や其他一切の事情を斟酌して、適當と認むる判決を下すのである。謂ふ迄もなく、臨時立法であるから、三年後には此法律

は廢止せらるゝのである。此法により如何なる階級の人々が救はれるかと云ふに。昭和七年七月現在、地方長官の調査に據ると、農村に於て地主階級の借金が一戸平均三千五百圓許り、自作農が平均千二百圓許り、それから小作をして居るが幾らか田地も持つて居ると云ふ所謂自作兼小作農といふ階級の借金が平均八百圓許り、純然たる小作農は約四百圓許りになつて居る。之は昭和四年農林省で調べた所の統計と少し金高が相違して居るが、農家の大部分は千圓以下の借金持ちだといふことがハッキリ判つたのだから、農民に對する借金の重壓は略ぼ此法律で除き去ることが出来る事になる。次に中小商工業者はどれ位な借金をして居るか之は昨年六月商工省に於て調査した所によると、東京市内の約七萬數千軒の小賣業者に就て調べた所に依ると、一營業所——本店もあり支店もあるが——之を一營業所と看做し、之を單位として統計を取つて見ると、平均九百八十二圓といふ借金になつて居る。そこで、中小商工業者も矢張り、大部分は此調停法の働に依つて借金皆済の道が開け、少くとも借金利拂の重壓が緩和せらるゝ事となる。乃ち、之で幾分更生の途を辿る端緒が出来たのであるから、少額債務調停に關する民政黨案は政府案と共に最も宜しいものと斷言して憚らない。元來此債務調停法は其效果に於て「徳政」に似た性質を幾らか備へて居る様に見える。抑も、徳政は何時頃始まつたものであるか、種々説はあるが鎌倉時代の永仁五年に出た徳政令が恐らく嚆矢ではないかと思はれる。之を濫用したのが室町時代(足利時代)であつて。或は元金を

減免し、或は棒引にし、之が爲最も利益を受けたのは御家人の階級であつたが、喜んだのはほんの束の間で、彼等は再び困ることになつた。それは金貸の方面に於て斯も度々徳政が出るならば、御家人に金を貸すのは考へものだといふことを悟つて、爾來全く金を貸さなくなつた。之が爲に金融の途が止つて、御家人は勿論、細民窮民も非常に困つて來た。終には徳政令が出ても、此借金丈けは徳政の適用を受けないといふ特別の文句付で、僅に融通の途が再び開かれたといふ歴史を持つて居る。昔、希臘に於てソロンが行つた、セイス、テイヤも亦之に類するものがあるのである。隨て、此制度には或る程度の制限を加えなければ、結局所期の目的に反する事實に達する虞があるので。そこで、債務は千圓といふ所に目安を置いたのであるが。政友會案の如く、無制限に何程巨額の借金でも宜しい調停に掛くると云ふ建前は非常な弊害を醸す虞がある。又現在の非常時對策としては大商人大資本家をそれ程迄にして助ける必要はないのである。債權者の利益を犠牲に供する臨時立法としては、小作農や中小商工業者を目標にすればそれで十分である。その線を踏み越えては確に行過ぎであると思ふ。故に本法の適用を受くる債務を一口金千圓以下と定め、區裁判所事物管轄の金額を限度に取つたのである。然るに、政友會案は此限度を撤廢して無制限の修正を加えたのだ。流石に政友會はブルジョア政黨であつて、一般大衆の味方でないといふことを今回極めて明瞭に暴露したのである。併し、幸に我黨と見解を同ふした、公正の立場にある貴族院は、政友會の

此暴修正に對して、更に再修正をして、衆議院に廻付せられたが、米穀法や、負債整理組合法では院議尊重の理由で貴族院の修正に同意しなかつたが、此法案のみは無難作に宛を脱いて同意してしまつたので、漸く實現し得たのは、政友會たるもの、せめての罪滅しをしたと云ふものであらう。

大資本の壓迫を除去せよ

最後に中小商工業者を大企業大資本の壓迫から除いてやることも、現下の商狀に於ては極めて緊要な對策の一である。その最も適切なる實例は百貨店「デパートメント・ストア」即ち通稱デパートの壓迫である。此事は全國を通じて普遍的な現象であるけれども、特に東京市、大阪市其他大都市に於て最も顯著なる事實である。現に東京市に於て中小商工業者は百貨店の爲著しく顧客を奪はれ、近年甚しく賣上高が減少して居るのは掩ふ可らざる事實である。抑も百貨店なるものは何時頃、日本に發生したるものであるか。明治年間に勸工場なるものが非常に流行した時代があるが、併し之は近代の百貨店に比べて、組織も違へば資本も小さい隨て小賣業者は何等壓迫を感じなかつたのである。明治三十七年日本橋區駿河町の越後屋呉服店が組織を改め、商號を三越と改稱して、大厦高樓に萬般商品を陳列し、之を賣出したのが、恐らく日本に於ける百貨店の元祖であらう。元と、佛

國に始まつて米國で發達を遂げたデパートメント・ストアの組織を日本に移したのが即ち今の三越であつて。次いで市内の大呉服店は續々改築して百貨店となり、現在に於ては東京市のデパート凡て十八軒、一年の賣上高は二億圓と稱せられて居る。然らば此百貨店十八軒を除いて市内全部の小賣商の賣上高は一體何程であるか。東京市の小賣店は八萬軒と云ひ、九萬と云ふが店舗を持たざる各種の行商人等を加へると、約十萬軒になる。此十萬軒の小賣商、一年の賣上高は約四億圓と計算せられて居る。百貨店は僅か十八軒で二億圓の賣上があつて、小賣商は十萬軒で四億圓であるから、一軒の小賣商の賣上高は洵に僅なものになつて居るのである、百貨店一軒の賣上高平均約千萬圓に對し中以下の小賣店一軒平均一年四千圓内外、その純益は何程あるかといふと、普通小さな店は不景氣の今日、多くは經費倒れで、恐らく收支償はぬといふのが本當であらうと思はれる。假りに、四分の儲があるとしても、一年の利潤は四千圓に對して僅に百六拾圓に過ぎない。百貨店の經營は成る程一見經費は随分掛る様に見へるが、大量仕入に、大量販賣、總て大仕掛に活動するから、見掛け程經費は掛らない。此點のみでも小賣商はデパートに叶はない。そして小賣商十萬軒の總賣上高の半分に相當する金額を十八軒の百貨店が占めて居るといふ此事實は、實に容易ならぬ脅威を小賣業者に與へて居るものであつて。百貨店が尙、段々發達して行くならば、壓迫は一層甚しくなるであらうと思はれる。

百貨店の壓迫——進んで詳細な點を検討して見ると、(第一)百貨店の販賣品は凡ゆる商品に及んで居る事で、或る百貨店の七階には金魚を賣つて居る、さうかと思ふと其隣りでは秋の虫を賣つて居る、鈴虫、松虫、響虫、チンチロリン、キリギリスの類迄も賣つて居るに至つては、實に驚かされざるを得ない、何もこんな物を賣つて悪いといふ道理もなければ、法律もないが、どう考へても、大資本を擁する大商店が賣る可き品物ではないやうな氣がする。故に百貨店は現在塵舗を構へて居る所の小賣商を壓迫して居るのみならず、塵舗を構えて居ない所の小商人、大道に出て物を賣つて居る露店商人や、縁日商人、テキ屋、棒天振りの商賣迄も壓迫して居るといふ事實を發見して感慨無量ならざるを得ない。此點は大商人大資本家は少し考へて貰ひたいと思ふ。今日百貨店で賣つて居無い物は棺桶丈けだが、此分では或は之も其内に賣始める様になるかも知れぬ。(第二)出張賣出しを止めて貰ひたい。本年鎌倉では海水浴に必要な道具、即ちシャツや帽子の類を東京某百貨店が出張所を出して賣出したさうだが、如何にも其機敏な活動には感服せざるを得ない。併し一面から見れば其爲、鎌倉土着の小商人は一年中の書入時として狙つて居た夏物が少しも賣れなくて、非常な窮況に立つたといふ話を聞いた。而して其東京百貨店は恐らく去年賣残りのローズ物を持つて行つて不當の廉價で賣つて居るのだらうと思ふが、餘計な推測であるかも知れないが、さう考へなければ解釋の出來ぬ節がある。大商人はそうまでせぬでも宜いではないか。(第三)それから俗に所

謂^イ罔^ウ政策なるものが宜しくない。「マネキン嬢」も一種の罔に相違ないが、茲に罔政策と云ふのは人間の罔を云ふのではない、廉賣商品の罔を指すのであつて、或る百貨店で特種の商品を思切つて安く賣る。無論、原價以下の不當廉賣である。例へば日を定め時間を限り、何月何日午前中は足袋一足金十錢で賣ると宣傳する、損をするのは覺悟の前である。顧客は此宣傳に迷つて、雲霞の如く其店に殺倒する。併し折角來たのであるから、足袋一足買つた丈けでは歸らぬ。序だと云ふので、他の品物をも買ふ。これが百貨店の狙ひ所で、足袋の損失は他の品物の利益で、補ひを附ける。結局幾分か利潤を得る事になる。之が罔政策である。さう云ふ無茶な値段で足袋を賣られては、普通の小賣商店は堪つたものではない。故に此罔政策はどう考へても一つの不正廉業であると稱しても差支ない。近頃國際貿易の上にダンピングといふ事が流行する。自國の生産品を自國內では高價に賣り、外國には特に廉價で輸出する。販路を擴張すると同時に庫拂の作用をする。此ダンピングといふ事も世界産業界の平和を紊るといふので、何れの國も之が對策に腐心して居るのであるが、百貨店の罔政策も性質は異なるが、詰り商店内に於ける一種のダンピングに外ならぬ。販賣戰術としては、正しからざる遣り方であると言はれても辯解の辭はあるまい。(第四)次に過當なサウピスも面白くない。例へば、店と停車場との間を自動車で客の送り迎ひするが如き、又無賃配達區域を極端に擴大するが如き、之を傍若無人に遣られては、小賣商人は迎も對抗することが出來ぬ。デパートで物

を買つてさへ置けば、夕刻帰宅前には品物は自宅に届いて居る。成程便利である。消費者側から云へば百貨店ほど便利な店はない。生産者の方面から見ても、商品を纏めて賣ることが出来るから、有利でもあり確實でもある。百貨店は畢竟時代の要求に依つて生れたものであると云つても差支ない事情にあるかも知れないが。併し物には自ら程度がなければならぬ、物を安く賣つた上に自動車に乗せて停車場迄送つて貰つて、買った品物は自分より早く家に着いて居る。便利には違ひないけれども空恐しいほど冥加な話である。こんな状態が続いては普通の中小商工業者は將來破滅の一路を辿るのみである。其結果は何うなるか。少しく考察を要する問題ではあるまいか。(第五)それから百貨店はどうしても同業組合に這入らない。同業組合の拘束を受くることを嫌ふのである。此事も一の重要な項目である。(第六)尙、百貨店は商品券を非常に出して居る。其商品券たるや、金額が非常に多い、東京一流の百貨店に於ては、恐らく總額千萬圓以上の商品券を前金で賣つて居る様であるが。之は利息無しで使へる金であつて、利息無しで使はれるばかりではない、火事があれば此商品券は焼けるのであるから、焼けた商品券の灰を持つて商品を取りに来る者は居ない。其金はどうするかといふと、それ丈け百貨店の懐中へ立派に入つて仕舞つて純益となるのである。世の中にこれほど有り難いポロイ儲けはあるまい。過般の議會に於て、政府は商品券取締法案なるものを提出し、兩院を通過して完全な法律になつたが、政府の原案によると商品券を發行する者は商品

券發行額の三分の一以上の金額に相當する國債を供託することになつて居た。之は商品券の發行より生ずる諸種の弊害を防止し且つ、商品券引換不能の起つた場合に對する救済の方法である。併し衆議院に於ては原案の供託額は余り少いと云ふので三分の一を二分の一に修正し、百貨店の商品券の一枚の金額は金五圓以上たることを要する旨の希望條項を附して之を可決した。併し商品券の金額を無利息で使ふ點は此法律が出来ても何の變りもない。百貨店に取つては非常なる利益である。

斯様に諸種の方面に於て小賣商店は百貨店から非常な脅威壓迫を受けて居る。此儘にして置いたならば、小賣店は一路自滅の途を辿るより外に行くべき道はないのである。茲に於て最近小賣商人は始めて覺醒し、本年七月十九日麴町區が主催となつて、十五區の中小商工業者救済聯合會といふものが成立し、又東京府の商店會が主催となつて全國商店會を組織し、八月十八日に東京市政會館に於て發會式を擧げた。尙、大阪市に於ては心齋橋戎橋聯盟等小賣商人の團體が出来、一致結束して對策を講ずることになつたことは、同業者の爲め、祝す可きことであつて、將來非常な利益を齎すことであらうと思はれる。何れにしても、中小商工業者が大資本大企業の壓迫脅威を受け破滅に瀕して居ると云ふ現象は立派な一つの社會問題であつて、どうしても此儘に放任することが出来ぬ緊急事態である。商工省としても深く此點に思を致し、之が取締の法規を作ることになつたので、吾々も安心して居つたのであるが、流石に百貨店の方面に機敏な人があつたと見えて、そんな法律を作られては困

るといふので、自ら進んで自制協定といふものを作り、八項目を掲げて、出張販賣は致さぬ、自動車の送迎は止める、其他種々な事柄を自ら進んでやるといふことを申出たので、商工省の百貨店法案提出は見合せになつたといふことを聞いて居るが。我民政黨に於ては夙に此點に注目し、政務調査に於て得たる成案がある、過般の議會に於て、或る政黨から提出された百貨店法は——其實、民政黨に於て研究したものであると仄聞致して居る。又百貨店法の立案と同様に百貨店税といふものを設けなければならぬといふやうな議も出て居るが。獨逸では百貨店に課税して居るさうであつて、之は一面消費者側の便利をも考へなければならぬので、税金を取るがよいか取らぬがよいか、取るにしても幾何にするかといふことは當然考へなければならぬ事と思ふ。尙、此外に百貨店は無暗に大きいのが弊害の因であから坪敷を制限するといふ意見もあるやうである。若し又免許主義を執れば、今在る所の百貨店は殆ど獨占的の力を持つて來るのであるから、そこにも一つの弊害を生ずる虞はないか。民政黨に於ては、各方面に亘り深甚なる注意を拂ひ、政務調査會で着々取調を致して居ると云ふ事を申添へて置く。

次は中小商工業者救済議會

以上述ぶるが如き次第であつて、中小商工業者に対する現下焦眉の匡救策は凡そ三、曰く金融の

疏通、曰く負債の整理、曰く大資本の壓迫除去、此三方策を實現せしむる事によつて、稍建直りが出来るかと思ふのである。併し之が實現を計るには結局當業者の自覺、熱烈なる運動に待たなければならぬものが多くあると思はれる。最後に一言したいことは、農村救済！素より至極結構である。農は國の本である、國本であるといふことに吾々は何等異議を持つて居ないが、併しながら、之と同時に國民は決して商工業者を輕んじては相ならぬ。元來商工業者はどういふ使命を以つて居るかといふと、生産者と消費者の中間に立つて、物資の移轉をする役目を勤めて居るのである。其間に問屋といふ必要な機關があるけれども、此問屋は有つても無くても、兎に角、小賣商は斷じて無くてはならない。若し世の中に小賣商人が無かつたならば之が爲、生産者が困るばかりでなく、消費者も非常な不便を來たすといふことは是れ亦多言を要せない事柄である。故に是等の人々が立行くやうにしてやるといふことは、立派なる社會問題として政治家が考究を怠つては相成らぬ事柄である、若し是等の小賣業者——更に進んで中小商工業者が没落してしまふといふことになるると其結果は果して如何になり行くであらう。社會不安を惹起するといふことは云ふまでもない、特に都會に於ける秩序に大なる關係を有つて來ると思はれる。小賣店の人々が立行かなくなり、塵舗を閉ぢて大企業家の雇人になるか、然らざれば、*ルンペン*になるか、此二道より外に行く途はない、小賣人が絶滅して仕舞ふといふ事は、取りも直さず産業界の中産階級が減びてしまふといふことになる

のである。佛蘭西革命に例を取るのはいさく物が違ふかも知れないが、佛蘭西革命なるものは佛蘭西全體の革命といふよりは寧ろ巴里革命と云ふ方が宜しいので、種々、思想上の背景もあり舞臺は巴里であつて、今迄專横を極めて居た貴族僧侶の亂暴が餘りにも甚しいといふので、之を倒して取て代つた者が巴里の商工業者であつたのである。而して世進み時移るに従ひ其商工業者の間に富裕なる階級と貧乏なる階級との差が甚しくなり、互に相争ふといふやうな状態になつて來たのであつて、此商工業者の大部分を占める小賣小商人が減びてしまつて、或は雇人となり、或はルンペンとなつてしまふといふことになつた、——而して産業界の中産階級である緩衝地帯が全く無くなつて仕舞つたならば、次に起るべきものは何であるかといふことを政治家の夙に察知しなければならぬ事柄であると思ふ。故に農村救済も至極結構、大賛成であるが、どうか中小商工業者の救済といふ事にも少し力を入れて貰はなければならぬ。第六十三議會が農村救済の議會であつた以上、次の第六十四議會は、中小商工業者救済の議會でなければならぬと思ふのである。

國際經濟會議の必然性

歐米經濟會議の情勢

財界の不況が世界的であり、各國共通のものである以上、我國民の不況打開の努力は世界各國民の協力に成る財界恢復の運動と併行する時に、始めて其成果を收め得る。況して世界的不況の一大原因たる戦債及賠償問題こそ最近漸く解決の曙光を見るに至つたが、此外に通貨信用問題、物價の世界的低落乃至は高率關稅、爲替貿易の管理等幾多不況の原因が残存し、國際的協力を以てするに非ざれば到底之を解決することを得ない。これ我黨が國內財界の恢復に最善を盡すと共に國際經濟會議を開催して世界的不況の根本原因を一掃せんことを夙に主張して止まなかつた所以である。幸に諸外國も亦其必要を認め來り、去る六月のローザンヌ賠償會議は國際聯盟主催の下に世界經濟財政會議を招集する旨の決議をなしたのは、大に我意を得たものである。

斯て聯盟は此決議に基き、世界通貨經濟會議を招集することとし、専門委員會を任命して會議に於て審議せらるべき財界經濟問題を研究せしめてゐるが、其主要議題と見られるものは大體次の如

きものらしき。

- 一 通貨問題 (1) 通貨信用政策 (2) 爲替關係 (3) 物價平準問題 (4) 資本の移動
- 二 經濟問題 (1) 生産條件の改良 (2) 通商貿易の改善 (3) 關稅政策に留意するの件 (4) 輸入並に輸出の禁止制度

是等の議題の下に、如何なる程度と範圍まで審議が進められるかは今尙詳かではない。仍て世界經濟の恢復にとり極めて重要であり、且つ我財界の局面轉換に特に密接な關係ありと認むべき主要なる事項に就き簡單な説明をなして、我國が國際通貨經濟會議へ提案すべき議題の参考に供し度い。

第一に通貨問題に關しては國際聯盟の全問題調査委員會は其最終報告に於て金本位制度を以て現在の通貨制度の最良のものとなし、世界の金在荷は信用機構を支持するに十分であつて物價の急落は金の供給不足のみに基くものでないと云つてゐる。隨て、各國に於て金本位制度の存廢が喧しく論議せられてゐるにしても直に之を改めて金銀兩本位制度となすことは至難であるかも知れない。しかし乍ら銀塊の價格如何は對支貿易に影響する所極めて大なるものがある。仍て對支貿易に利害關係の多い英國に於て銀問題を來るべき會議の重大議題として取扱はんとするは敢て多言を要しない……と同様に銀の產國たる米國も亦之を重大視し大統領は銀問題を世界經濟會議に於て審議すべきこととし、米國代表中に銀問題の權威者を加ふべき旨の言明をしてゐる。況して我國に於ては對支

貿易は世界の何れの國よりも一層大なる意義を有するが故に、銀價の維持恢復は極めて重要な問題である。隨て、英米が之を議題として審議すると否とに論なく、之が解決を見るべく最善の努力をなして我對支貿易の恢復發展を圖らねばならぬ。

次に金問題調査委員會は「世界の物價水準の引上は望ましい事であつて、これは單に通貨政策のみに依つて實現されるものでないにしても、各國の中央銀行は信用の運轉を自由ならしめることに努め且つ正貨準備の比率引下を斷行すべきである」と云つてゐる。最近金の偏在、金價の騰貴と物價の下落とが世界的不況の原因と見做し、物價を一九二八年の水準近く迄引上げる必要があると一般に説かれてゐるけれども物價の世界的低落は通貨政策のみに依つて改善せられるものでなく、國際間の貿易制限の撤廢、債務の解決、其他幾多の障礙を除去することを必要とする。隨て委員會が此點を喝破したのは流石に卓見であると云はねばならぬ。それにしても各國が其通貨政策に於て十分に信用を恢復擴張することに努める一方資本の國際的移動を圓滑にし助長して購買力の涵養に資することを忘れてはならぬ。

國際物々交換の機運

第二に經濟問題に關しては先づ關稅問題を審議せねばならぬ。近來各國共に高率の禁止的關稅を

設けるは勿論、更に進んで輸出入貿易を管理統制してゐる。それが、國際貿易の圓滿と發展を阻害して世界的不況の原因をなしてゐることは争へぬ事實である。そこで、去る六月北歐各國の外相がゼネバに會し、不況打開の方法として迅速に關稅の全般的引下を斷行するの必要を強調し、次いで白和兩國は今後五ヶ年に亘り毎年關稅を一割宛相互累進的に引上げることとし、且つ兩國共に如何なる新關稅をも制定せざる旨の協定を締結した。爲に北歐諸國は多大の刺戟を受け、此協定に参加するか、又は利害關係の多い國が相集つて商業的聯合を組織するか、氣運が濃厚となり、全歐洲は勿論米國に迄も大なる衝動を與へてゐる。斯て醗酵せられた國際的關稅引下の氣運をして其成果を得せしめるに就き、最も好都合な地位にあるものは我日本を措いて外にない。蓋し我國の關稅は英國を除いた其他の國に比して必しも高率でない點からして、引下の主張をなすに有利のみならず、假令へ各國と同一歩調で引下げるとも、金再禁止以來爲替の下落に因る保護を受けてゐるから大なる痛痒を感じない。隨て我國が音頭をとつて關稅引下の審議を進め其成果を收めねばならぬ。

之と同様に輸出入管理殊に輸入割當制度や國內品使用強制制度は國際貿易の甚大なる障礙であるから之を廢止すべく、又爲替管理の名の下に輸入制限をなす制度も撤廢せねばならぬ。

けれども、是等のものに就ては假令へ國際經濟會議で其旨の決議が成立するとも、一時に引下げ又は撤廢を斷行することを得ないのであつて、三年乃至五年位の間年々遞次低下するの外はない。

仍て、應急的效果が乏いから之と併行して物々交換の組織的實行が望ましい。ブラジルが其過剰コーヒーを輸出して其必要とする貨物と交換して以來、各國の通貨動搖と爲替制限とに依り國際貿易の困難となるに伴つて漸次盛んに物々交換が行はれ、最近獨逸に於てはブレイメントに物々交換を目的とする會社の成立を見るに至つた。乃ち國際貨物清算會社がそれであつて、重役には商業會議所の會頭を始め、知名の實業家を並べ、輸入業者と輸出業者の仲介をなして各國生産品の交換を容易ならしめることに従事してゐる。斯てクルツプ會社の機械と丁抹の牛とを交換し、ロイネ會社の肥料と埃及の棉花とを交換したやうに、獨逸國內の特産物で、且つ生産豊富の貨物を以て、同國內に於ては不足を感じ、而かも他國では、生産過剩の状態にある獸皮、牛、煙草、敷物其他の貨物と交換しつゝあると云ふ實狀である。

此方法が世界的に行はれ、過剩物資を有する國が互に組織的に之を交換して、滞貨を一掃し得るに於ては世界經濟の恢復に迅速、多大の好影響を及ぼすに相違ない。仍て、來るべき國際經濟會議に於ては之を議題として審議し、國際的物々交換の紹介斡旋と其交換比例の標準決定とに就き具體的の實行案を得んことが望ましい。

尙、通商問題に關し忘れてならぬのは露西亞問題である。其經濟政策は共產黨の豫期する効果を收め得ずして國際收支は原則として支拂超過を示してゐる。況して彼の産業五年計畫に着手して以

來輸入は激増せるに拘らず、輸出はダンピング強行を謳はれながら夫れ程、巨額に上らざるに、物價の世界的急落は益々實收入減となつて、國際貸借は益々悪化した。爲に其對策として輸出量増加の方法に出たが諸外國に反ダンピング運動起り、外資借入の方法に依らんとした支拂能力を疑はれて十分の資金を得る能はずと云ふ有様である。一方五年計畫は豫期に反して成功の域に達せず、財政は窮乏し通貨は膨脹し、經濟界は悪化し、八方行詰りの状態である。隨て之が打開策として、經濟各企業の經營に資本主義的色彩を加へて其經濟的獨立を圖る一方、外資吸收策を變更して、曾てレーニンが戦時共產主義より巧に新經濟政策に轉向したと同様に、スターリンの國家社會主義も再び新轉換をなすの必要に迫られてゐる。

此露西亞は世界の一大市場であつて、曾て獨逸及之と提携して對露輸出の殷盛を示し英米羨望の的となつたことがあるが、我國は英米獨にも増して一層利害關係の密なるものがあるが故に、其經濟政策轉換の氣運を利用して國際經濟會議の援助の下に、之を實現せしめ、以て對露貿易の進展を圖ると共に、北洋漁業、木材石油等の諸問題の根本的解決をなすことが望ましい。

之を要するに、國際經濟會議は何と云つても歐洲財界の恢復を主要目的として生れるものに相違ない。けれども我國は獨自の立場から東洋財界の恢復に資する諸問題を提げて、之に臨み、東洋財界の恢復を通じて世界的不況の打開に貢献することに主力を注がねばならない。

明治大帝の遺詔を奉ぜよ

畸形の政治を排撃す

最近國民の一部には、議會政治を無視し、政黨政治を否認せんとする聲がある様である。而してファツシヨ政治を高調し、或は獨裁政治を唱へて居る者もあるが、吾々は斯る思想には極力反對して、明治大帝から下し給つた所の、憲法政治を飽くまでも擁護する固き決心を有するのである。

現今獨裁政治は世界に二通りある、一つは伊太利に行はれて居る所のファツシヨの獨裁政治、一つは露西亞に行はれて居る共產の獨裁政治である。御承知の通り伊太利に於ては、人民の身體、生命、財産の自由は無い、ファツシヨの政治に反對すれば直に之を牢に入れる、又は島流しにする。乃ち伊太利の人民は非常な壓制を受けて、生命、身體、財産の自由は無い、我國民大衆は斯る政治を好むのであるか。又ロシヤに行はれて居る共產の獨裁政治は是亦甚しいものである。露西亞に行はれて居る共產の獨裁政治は人民に毫も自由は無い、自由は全く奪はれて居る、兵隊警察其他の者を以て人民を壓迫して居る、露西亞の人民はザア一時代の壓制よりも甚しい壓制を受けて居る。斯る

政治は、決して國民の福利を増進する所以ではないと斷言する。

而して我國に於ても曾てファツショ政治が行はれた事があるが、之が前述現代のファツショと全く同じとは云はぬが、併し根本思想に於ては獨裁政治と云ふ點に似通つて居る、遠い事はさておいて、徳川幕府時代の政治は根本思想に於てはファツショの政治である。乃ち時の政府に反對すれば生命身體財産の自由は無い斬捨御免である。斯る政治はファツショと根本思想に於て同じ事である。それから、明治維新になつて、其後、薩長藩閥政府が続いた時分にも、時の内閣に反對すれば、犯罪の無いのに拉致して懲役に處する。又時の政府に反對すれば保安條例といふものを喰らはせて、皇居から三里以外の地に之を退去せしめる、政黨員が武器を持つて起つて、時の政府に反抗したこともある。之はファツショとか露西亞にある所の共產獨裁政治とは違ふが、獨裁政治たる根本は同じである。之は日本に於ては試験済みである、ファツショは日本では己に失敗の歴史をもつて居る。

而して、明治大帝が維新の初に五箇條の誓文を發布せられた中に、『廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ』といふことがあつて、國民民福を増進し、國家を隆盛にするには、今までのやうな獨裁政治ではいけない、舊幕時代ではいけない、薩長藩閥の獨裁政治ではいけないといふことで吾々に欽定憲法を下し給はつた。乃ち獨裁政治なるものは日本の國に於てはもう既に經驗済みであつて、失敗の歴史を有して居る。然るに、何事ぞ、今回、其獨裁政治を再興して憲法政治を蹂躪するといふ

ことは？……明治大帝の下し給はつた、議會政治を擁護する上に於て、吾々は斷乎として斯る思想には反對しなければならないのである。

政黨は宜しく反省す可し

明治大帝は憲法を發布せらるゝ時に、『朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ』と宣うて居るのである。此憲法政治を蹂躪して獨裁政治の復興を爲すといふことは、明治大帝に對する叛逆であると云つても差支ないと思ふ。然るに、或る一部に斯ういふ事の擡頭し來つたのは何であるか、政黨も大に今日は反省せねばならぬ。純粹なる政黨内閣が出來てから十六年になるが、其間に矢張り、弊害を生じて來て居る。吾々は、今日政黨なるものは戒心恐懼して、大に反省すべき時代ではないかと思ふ。而して世の中で政黨政治の弊といふことを唱へるに就ては種々あるが、第一に今までの政黨は——主に政友會が斯ういふ事をやつて居ると云ふことが衆目の見る處である——事務官を自分の爪牙に使つて、事務官の勢力に依て黨勢擴張をする。加藤高明氏が卓邁なる識見を持つて、政務官と事務官を區別したのは何であるか、政務官は政變毎に更迭するが、事務官に政黨の勢力を及ぼすことが出來ぬといふことで、政務官と事務官の區別をしたのであらう。然るに政黨内閣は此區別を無視して、事務官も政務官も無い、政變があれば全國何萬人といふ事務官が更

迭するであらう、巡查も警部も政務官ではない、斯る事でどうして公正なる行政が行はれるか、斯ういふ事は吾々は更に反省して、政務官は内閣の更迭毎に更迭するが、事務官には政黨の勢力を及ぼさずして、事務官は恒久官として其地位に晏如たらしめなければ、公正なる行政は行れない。一體事務官を政黨の爪牙として黨勢を擴張するといふことは、政黨自弊の本である。又帝都の治安も保たれない、之はどういふ譯であるか、警視總監は事務官で政務官ではない。御承知の通り、國務大臣、内閣書記官長、法制局長官、政務次官、參典官、是れ以外は政務官ではない。警視總監は事務官であり、警視廳には政務官は一人も居ない筈である、然るに政變毎に警視廳の幹部が一年二年で更迭する、是でどうして帝都の治安維持が出来よう。若し警視總監が政變毎に更迭せずして十年も務めて居つたならば、保安部長に向つて、此所に血盟團の何某といふ者が居るから縛れといふことを命令するであらうと考へる。乃ち帝都の治安が保てないといふことは、政務官と事務官の區別をせずして、政變毎に警視廳の幹部を代へるから、帝都の治安が保てないといふことを吾々は斷言せざるを得ないのである。斯ういふ事は政黨幹部なる者は更に反省しなければならぬ。犬養内閣が出来た時分に、巡查警部の何萬人といふ事務官を更迭して居る、斯る事でどうして公正なる行政が出来やうか、安心して政黨に政權を托するといふ考が起るか。吾々は斯る事を矯正せんとし、我民政黨内閣の時分に、官吏身分保障法を作るといふことを考へて成案を得て居つたけれども、遂に

之を實行することが出来ずして内閣が辭職したが、幸に齋藤内閣では、今日樞密院に於て事務官の身分保障法が通過して、近く勅令となつて發布されるから、事務官達にして、自分に悪い事が無く自分が無能でない限りは、政府の都合で事務官を更迭しない事になつたのは洵に喜ぶべきである。

議員は數よりも質の問題

それから第二の弊害は、政黨内閣になると衆議院の數を非常に尙ぶ、質はどうでも宜しい、頭數だ。絶對多數になれば政權が取れるから、如何に人格に非難があつても、破廉恥の前科があつてもそれを政黨で公認して、破廉恥の前科があらうと、全國から指彈されて居る人格の劣等な人間であらうと、與黨であれば選舉干渉をして當選さすといふこととなる。それでは衆議院の構成が公平でない、自分の力で出たのではない、金力と権力で出たのである、斯る絶對多數にどうして信用が拂へるか。斯ういふ事が議會政治を否認せんとし、政黨政治を否認せんとする根本になつて居る。

政友會が數を尙ぶ結果はどうである、吾々は政友會に較べれば少數で半分にも足らないが、併し第六十三議會の成績はどうである、政友會の主張が通つたか、我民政黨の主張が通つたか、金錢債務の調停法に於て、吾々は政府の原案を維持し、政友會は大修正を加へたけれども、貴族院で我黨の意見通りになつて、政友會は我黨の意見通りにそれを鵜呑みにしたではないか。又米穀法の改正に於

ても、我黨の意見が七割通過して居るではないか、乃ち米穀の買上に就ては、基準の價格を置かなければならぬといふ我黨の主張が通つて居るのである、政友會は基準を置かないでも宜しい、それを削除するといふのである、之も我黨の意見が通つたのである。又負債整理法に於ても、政友會は富籤を發行して資金を拵へるといふことを唱へたが、之も敗れてしまつて、少數黨たる我黨が六十三議會を支配したといふことは、立憲政治は數のみの問題ではない、質を尙ばなければならぬといふことを明かに立證したものである。

世の中に「少數の多數」といふことがある、六十三議會は少數黨たる我黨が多數黨を壓迫して勝を得た、之はどういふ譯で勝を得たかと云へば我黨は野心が無い、今日は重大なる時局であるから、吾々は暫く政黨の消長を眼中に措かない、政黨の利益は全く拋棄して、國家の利益に殉ずるといふ至誠があつたから、少數黨が勝を占めたのである、國家が重いか、政黨が重いか、國家は重い、政黨は軽いのである。然るに、政友會は國家の利益よりも政黨の利益を重んずる、それでは政黨政治が信用を受けるものではない。故に吾々は數よりも質を尙ぶ。それでなければ立憲政治は國民の信用を受けるものではない。政友會は如何に人格上の非難があつても、破廉恥の前科があつても構はない、官憲が擁護して三百三名を出したといふことは、政黨政治否認の聲を昂むる所以であると斷言するのである。而して政權が取れない、三百三名何等の權威が無い。故に吾々は人格に非難のある

人間、破廉恥を犯した人間は政黨に於て公認しない、或は金を無暗に使つて當選する、選舉違犯が十人か二十人位はよいが、百人二百人も出した結果當選しても、斯る人は除名するといふ方針でなければ、政黨政治は信用を受けるものではないのである。而して政友會は六十三議會に於て如何なる事をしたか、重大なる非常時の時局に於て、必要の無い質問を致し、議場を喧騒たらしめた、さういふ事をしなければ會期延長の必要は無かつた、無意味に會期の延長を行はしめ、終には吾々は議會の權威を發揮せしめ、議會の威信を確立する爲に、各黨派から委員を出して、秋田議長と共に議會の肅正委員會といふものを興して、其成案を得て、各黨派申合をして、議會の肅正を計らうといふ時代に於て、政友會の議員が貴族院議員を脅迫して暴行を加へ、而して我黨が懲罰の動議を起した所が、其懲罰の動議を多數を以て政友會が否決するといふやうな横暴な事をやつて、何んで議會の肅正が行はれるであらう、政黨政治の弊を洗ひ立てると、吾々の所にも其弊は少しはあらうけれども、大部分は政友會が負つて居るのであつて、吾々は甚だ迷惑至極である。

自ら政黨政治を否認す

而して本期議會に於て政友會は如何なる事をやつたか、齋藤内閣は舉國一致内閣である、故に組閣當時、我黨にも閣員を擧げて呉れよといふことを若槻總裁に交渉して來た、個人の取引ではない、代

表者たる若槻總裁と交渉して、我黨は有力なる閣員を二名出して此内閣を支持して居る。政友會の鈴木總裁にも齋藤首相が交渉して、三名まで人を入れて内閣を組織して居る。近頃「與黨」と云ふ事を嫌ふやうであるが、政友會も民政黨も現内閣の與黨であると云ふことは、組閣當時の事實が之を證明して居る。乃ち吾々は舉國一致して、此非常時を打開する爲に齋藤内閣を援助して居る。然るに政友會は閣僚を入れて置きながら、米穀法に於ても、負債整理の問題に就ても、閣議と違ふやうな黨議を定めて、而して現内閣に反対して政權争奪に没頭して居る。現内閣に反対するならば、何故に鈴木總裁は三名の閣僚を引下らしめ、宣戰を布告して反対せぬか、政治道德の上から見ても非常な不道德である。吾々は現内閣に反対するならば、山本永井の兩君を引下らせて堂々と反対する。政友會は閣僚を入れて閣議と黨議が違つて居る、決を採る時分に、衆議院議員として三土君鳩山君は投票をどう入れるのである、一黨員として投票を入れることは出来ないのである。斯る事は政治道德に反するのみならず、斯る事を爲すから政黨政治を否認する聲が起るではないか、之は政友會の爲にも惜むべきである。吾々は政黨として共同の責任がある、完全な政黨があれば、議會政治を否認するとか政黨政治を否認するといふ聲が起るものではない。政友會が自ら政黨政治を否認し、議會政治を否認する聲を立て、居ると云つても差支ない……と斷言して憚らないのである。完全なる政黨があつて議會政治を運用すれば、ファッショの起る道理がない、獨裁政治の聲の起る譯がない、斯る聲の

起るのは、政黨其者が悪いからである。吾々は益々政黨政治の弊を矯正して完全なる政黨を作つて、政黨政治否認の聲の起らないやうにすることが之が明治大帝に對する、吾々の一大責任である。

日本文明の世界征服

今日は非常時である、日本開闢以來、曾て無い國難が日本の國を襲うて居る。滿洲問題は日本國民一致の努力に依て承認されたけれども、前途は遼遠である、是から先き、如何なる事が起るか分らない。吾々は國際聯盟を恐れるのではない、米國を恐れるのではない、戰爭などはあるまいけれども、併し如何なる紛糾が國際間に起るか分らない、彼を吾々が了解せしむるに就ては餘程の決心を持たなければならぬのである、舉國一致の力を藉らなければならぬ。滿洲國を完全なる國家にするに就ては前途遼遠である、まだ草創の際であり、まだ吾々が滿洲國を承認したばかりの時である。吾々は東洋の盟主となつて、今まで歐米の物質文明が東洋の精神文明を壓迫して居つたのであるから、今後は東洋の精神文明を以て歐米の物質文明に打克つといふことが、我國の使命ではないかと考へる。斯る大事業を行ふに就ては前途遼遠である、其間に如何なる故障が生ずるかも知れない。日本國民は深き決心を以て世界各國を了解せしめ、東洋の精神文明を以て歐米の物質文明に打勝つといふ使命を行ふに就ては、日本國民は舉國一致、以て之に當らなければならぬ。舉國一致

で行つたから滿洲承認問題も片付いた、是よりは尙更固き信念と、強き決意を以て、日本國民は善處せねばならぬと思ふ。又經濟界は不景氣であつて恐慌時代と云つても宜しい、此建直しをするに就ても餘程の大問題である。財政は赤字が出る、どうして赤字を填補するか、實に財政の危機である。又思想は悪化し、世相は險惡である、之を解決するには日本國民が非常なる決心を持たなければならぬ。日本の前途は頗る多望であるが、併しながら未だ會て無い所の國難が日本の國を襲うて居る。今日吾々政黨は國民と力を一にして此國難に打勝つに就ては、政黨政派の利害杯は眼中に措かないで、國家の利益の爲には政黨の利益を何時でも犠牲に供するといふ決心を以て、帝國國民相提携して此國難を打開するといふことが、君國に對する吾々の一大責任であると考へるのである。政友會の如く蝸牛角上の争をする時ではない。此内閣が倒れても政友會に政權は行かない、六十三議會の其結果が尙以て、政友會には政權が行かないやうにして了つた、不信用ならしめた。今日は政黨が大に慎重なる態度を執つて反省して、國民の信用を得ることに努めねばならぬ、さうさへして居れば憲政の常道に戻つて必ず政黨内閣が出来る、議會政治を運用するに就ては政黨なかるべからず、悪政黨は絶滅させ、完全なる政黨が出来れば、政黨内閣に戻ることは明なる事實であつて、吾々は此非常時に於ては何等の野心が無い、乃ち齋藤舉國一致内閣を援けて、國民と共に國難を打開し、且つ共に共に、國家を泰山の安きに置くことに努力せられんことを切望するのである。

齋藤舉國一致内閣の使命

開店休業状態の政黨現情

云ふ迄もなく政治は活物である、活きた人間を捉へるといふこと……之が政治の要諦である、是れから考へて見ると、今日は文字通りの非常時である事を誰もが、認識せざるを得ないが、乃ち齋藤非常時内閣がどういふ譯で今日出来たかといふことに就いては、吾々政黨員としては勢ひ考へざるを得ないやうな、今日は重大なる時代に立至つて居るのである。

洵に目まぐるしい世の中であつて、濱口内閣が出来て、今日に至るまで三ヶ年の間に内閣が四回更迭した、濱口内閣、若槻内閣、犬養内閣、齋藤内閣と四つ出来た。僅か三年の間……、實に此非常時時代に目まぐるしい事件が澤山起つて来て、恰も平時の十年を一年の間に辿つて居る程急速スピードアップで、恰も燕列車に乗つたやうに時代が進歩して居る。濱口内閣は昭和四年七月二日に

出来たかと思ふと、昭和五年にボンと撃たれて、濱口首相は終に亡くなつた。それから若槻内閣が出来る、満洲問題が起る、其前に倫敦會議、世界不景氣、金の解禁といふやうに、吾々の眼の前に開展した問題が非常に目まぐるしい。それから若槻内閣が協力非協力で倒れたと思つたら、昨年十月十日に犬養内閣が出来る、組閣匆々金の輸出再禁止となり、兌換停止となり、それから明くれば本年になつて總選舉、民政黨二百七十名が百四十名になり、政友會百五十五名が三百三名となつて、大に天下に威を張つて居つたかと思へば、復た直ぐにボンと一發やられた。洵に目まぐるしい話であつて、直ぐ齋藤内閣が出来る、臨時議會が此暑いの第一、第二、第三と三回に亘つて、五月から六月八月に掛けて開かれたといふやうな次第であつて、洵に吾々の眼の前に廻り燈籠のやうに目まぐるしくて、誰でも政治家の有爲轉變には殆ど送迎に追がないやうな感じをされるであらう。何故、斯ういふやうな事になつて来たか、此根本問題に就て考へて見たいのである。

昨年九月十八日を起點として満洲問題が勃發した、此満洲問題が起つたといふことが、二つの意味に於て日本國へ非常に影響して来た。一つは我國に於ける今迄の總ての共產主義であるとか、社會主義であるとかいふやうな思想は、殆ど何所に在るか判らぬやうに統一してしまつて、國民は一樣に眼を外へ向けてしまふやうになつたのは、之は満洲事件の一大功績であるといふことが云へる。それからもう一つは、外に向つては霞ヶ關外交の敗北であつて、陸軍武力外交が成功したば

かりでなく、世界に向つては國際聯盟の無力なることが暴露してしまつたのである。唯た此重大なる事件の餘波として、政黨否認の聲が起つて来た。政黨内閣がどれ丈け續いて来たかと云ふと、大正十三年六月十三日に於て、加藤高明内閣が生れたのが政黨内閣の初めであると考えられる。其前に大隈内閣もあり、又其次には原敬氏の政友會内閣もあつたけれども、それから後中斷せられて居る、尤も、原敬氏が斃れると暫定的……過度的な高橋是清内閣となり、高橋是清内閣が倒れると加藤友三郎内閣、山本權兵衛内閣、清浦内閣といふやうな場合に、政黨内閣でない内閣が續いたのである。所が加藤高明子が護憲三派の勢を以て、民政黨を基礎として、否な、其時の憲政會を中心として、政黨内閣が出来てから茲に八年間、加藤内閣が倒れて之に代つた若槻總裁が多數黨の首領であるといふ意味に於て之を引受けられて、第一次若槻内閣が出現した。それから其次に若槻内閣が昭和二年四月十四日に倒れると、直ちに政友會、即ち第二の多數黨である所の政友會總裁の田中男爵が政友會内閣を組織した。田中内閣が是亦満洲某重大事件で倒れるや否や、濱口内閣が昭和四年七月二日に生れた、濱口内閣が倒れると、前回同様、多數黨の總裁に推された若槻氏が内閣を受け継ぎ、若槻氏の内閣が倒れると今度は其次の多數黨の總裁である犬養氏が天下を取るといふやうな場合に、加藤内閣以來政黨内閣が常に續いて来た、吾々は最早之が永久的日本の立憲政治の受授の方法であると考へて居つたのであり。又西園寺公爵に於かれても爾か考へて居られたやうである。乃

ち憲政の常道は茲に確立せられて、立憲政治は政黨内閣主義を執られ、第一の多數黨が行詰まれば第二の多數黨に譲り、第二の多數黨が議會を解散して絶對多數になれば内閣を續けて行く、之が行詰れば復た第二の多數黨に譲るといふやうな工合に、二大政黨が相對立して行くといふ所の、所謂政黨内閣主義を西園寺公爵が肯定せられた、之が西園寺公爵が陛下に對し奉る所の畢生の大事業とされ、又御奉公とせられたものと吾々は解釋して居つたのである。然るに拘らず犬養内閣が倒れるや否や、齋藤内閣が茲に現はれた。齋藤内閣はどういふ内閣であるかと云へば、御承知の通り民政黨から二人、政友會から三人の閣員を入れて基礎を政黨に置いて居るけれども、齋藤さんと致しては斷じて政黨の首領ではないのである。此意味に於て吾々が從來執り來たつた政黨内閣主義とは、聊か趣を異にして居る。所が世間も之を少しも怪まない、さうして三百三名を持つて居る政友會も憲政擁護運動を起し得ない、茲に一つの大きな問題がなくてはならぬ、それが即ち現今に於ける政黨否認の思想である。政黨は信用を失つて居る吾々は政黨に居つて政黨を非難するといふことは、洵に天に向つて唾を吐くが如きものであるかも知れないが、事實は事實として國民の前に告白するのが當然だらうと思ふ。政黨は確に今日は開店休業銀行の有様である、一時政權を超然内閣の齋藤子に預けて居ると云つて宜しい、吾々も此點に就いては大に反省しなければならぬ。吾々は民政黨であるから民政黨が全部善いといふやうな、そんな獨斷的な惚た事は云はない、悪い所は悪い、善

い所は善いと云つて諸君と共に改めるといふことに吝ではない。

政黨否認の聲の起る眞因

併しながら具に政黨が何故今日の如く信用を失うたか、是れ吾々大に反省し、研究しなければならぬ問題である。是から出直して、再び政黨内閣に政權を取戻すといふことが、立憲民政黨員として吾々が執らなければならぬ途と思ふ。吾々の元の途に此憲政常道を復歸させる前に當つて、吾々がどういふ事をして來たか、政黨の何所が悪るかつかといふことを解剖して見なければならぬ。而して悪い點があるならば改めて政黨内閣主義に取返すといふことが、所謂政黨人として、第一の務でなければならぬと思ふ。何所が一體政黨が悪かつたかといふならば、加藤高明内閣、原敬内閣を政黨内閣の中へ入れて、原敬内閣以來今日に於て、政黨内閣が何をして居つたかといふことを吾々は茲で考へて見たいのである。一番政黨が世間から信用を失うた所以が何所に在るかといふならば、二つの點に在るといふことを云はねばならぬ。

其第一點は金の力を以て投票を買収し、金の力を以て投票を買収したのはまだ愚か、代議士迄も買収した事がある。さうして、金の出所が何所から出て來たかといふ問題になつて來る。金持から金を掴んで來て投票を買収して選舉に當選したのが、之が所謂從來の政黨であつたのである。それか

らもう一つの悪い事は、政權を握つたならば之を濫用し選舉干渉を斷行して、國民の意思を投票に於て枉げたといふことが第二の點である。更に自分が政權を握つて居る其地位を利用して、其握つて居つた政權で瀆職罪を犯したといふこと……之が第三點である。此三點が現在の政黨が非難せらるゝ重大なる焦點であるといふことを云はなければならぬ。而して政黨にも種々あるが、吾々がどの内閣が一番悪い事をしたかといふことを考へて見るに、政黨の信用がどの内閣に依て墜されたかといふことを吾々は茲に考察しなければならぬ、吾々が言はなくても世間が公認して呉れると思ふ。第一に一番悪い事をしたのは原内閣である、原さんが東京驛頭で殺された時に、天下の人は何ふ反響したらうか濱口さんが東京驛頭でやられた時には、八千萬同胞が皆な泣いて之を迎へた。原さんの時と較べて國民の感じは何うであつたらうか。吾々の言ふ言葉が過激に渉るかも知れないが、過激な事は過激でないやうに御聽き取りを願ひたい。其次に一番悪い事をしたのは田中内閣である、田中内閣はどんな悪い事をしたかといふことは、言ふ迄もなく過日來小川前鐵道大臣が二年八ヶ月の懲役に處せられ、私設鐵道を買収して合計追徴金が五十八萬圓、五十八萬圓の追徴金を仰付けられて居る、代議士が關係すること十三人である。それからもう一つは勳章疑獄である、之も言ひ古された事であるが、同様最近の公判に於て記憶を新にした。天皇陛下の勳章を賣買致した、而かもそれが總理大臣官舎が勳章の取引所となつて居つたのが田中内閣である。斯ういふやう

に悪い事をしたから政黨が國民から信を失つた、吾々が茲に申上げるまでもなく。若槻内閣、濱口内閣を通じて、其次に起つた政友會が之を摘發致し、さうしてどれ丈け許して見たが、塵一つ當時の大臣政務官から出なかつたといふことは、即ち濱口先生の清く正しき明るき政治の表現であると云つて、斷じて憚らない。明治製糖事件の問題の如き、天下の耳目を聳動致したのであるが、是れ亦民政黨を許して民政黨の當時の大臣を傷つけやうとしたけれども、司直の手の取調に依て、我民政黨の大臣方に斯の如き事の無いといふことは、天日の如く昭々乎として明になつたのである。さうなつて來るといふと、政黨の信用は誰が墜したかと云つたならば、政友會が墜したと言ふて憚らぬのである。其證據には、あの五月十五日の事件に民政黨本部へは爆彈を投下されなかつたが、政友會の本部へ爆彈が投げつけられたではないか、之を見ても軍部の一部の人々の見方が正しい、矢張り爆彈を投下するにも、大抵見當を着けてやつて居るといふ事が解る。之が即ち政黨の信用を失墜した所以であつて、政黨と云へば民政黨も、國民同盟も、政友會も、無産黨も、皆其政黨といふ坩堝の中に入れられてしまつて、こゝで鎔かされてさうして批評をされるといふのは吾々にとつて洵に迷惑な話で、此春、選舉の時に於て我黨の小川代議士が言はれた如く、眞面目な事を正直に演説をして巡つたならば落選する、嘘の事を大膽に法螺を吹いて廻つたら當選すると叫ばれたが其通りである。前の總選舉の時に政友會は金の輸出禁止を斷行すれば景氣が起つて來る、物價が騰つ

た、株が騰つた、それ看よ、是から景氣が起つて來ると言うて國民を瞞したら三百三名を獲た。我黨の中島代議士は過日六十三議會に於て政友會の席上を睨付けて、金の輸出再禁止を斷行し、空景氣を煽つて國民を欺瞞して得たのが此絶對多數でないかと言つたら、後ろから議長が取消せと言ふ、所が算盤を持つて見ると民政黨が少ない、國民同盟が政友會に付いたら三分の二になるから、除名されたら大變だと思つて中島代議士は取消したが、さういふやうに、民政黨が二月の總選舉に於て眞面目に戦つた、金も無ければ言論一つで戦つたら負けた、此選舉干渉は品川内務大臣の明治二十五年の選舉干渉が甚しいと云つても、今度の選舉干渉程甚しくはなかつた。何故に國民の眼の前に其選舉干渉が現はれて來ないかといふと、犬養内閣が倒れて政黨内閣が無くなつて、齋藤内閣が出來て、其時の内務大臣が罷めてしまつたから、齋藤内閣に向つて選舉干渉を怒鳴つて見ても仕方がないから言はぬ丈けの話である。政友會の内閣が今日迄續いて居つたならば、大分縣の選舉干渉、熊本縣の選舉干渉、近くの神奈川縣の選舉干渉の如き言語道斷の干渉沙汰は當然天下の問題となつたのである。神奈川縣に於ては民政黨員が物を言つたら直ぐ引張られる、岡崎久次郎君の演説會の如きは、全然戒嚴令を布いたやうな状態で、神奈川縣に於ては憲法が中止されて居つたやうな状態であつた、鶴見、川崎は政友會總裁の鈴木喜三郎氏の郷里であり、選舉區である。謂はゞ政友會の發祥地である。此地の署長さんはどうした人かと云ふと、瀆職罪の嫌疑で、其署長の在職して

居つた警察署の牢屋の中に入れて居つた人であるが、偶々それが無罪になつたから其所の署長にした、洵に驚く、こんな事は亞米利加や英吉利は固よりあらう筈がなく、蒙古や「アルゼンチン」へ行かなければないやうな話であるが、其署長が其舊任地へ赴任して來るといふので、どうして部下に對して信任が保たれよう、此一例を以てしても、政友會が如何に選舉干渉の爲に、其辛辣なる腕を揮ひ得る人を警察署長にして、全國總動員を行つたかといふことが明かである。現在に於ける政黨否認の状態を照魔鏡に照して暴露して見たならば斯様な次第であつて、吾々民政黨も亦同じ政黨の中で否認されて居るといふことは、洵に迷惑至極の至りであると云はなければならぬ。

非常時に處す齋藤子の決意

吾々が齋藤内閣を認むる所以は、政府として我黨の政策を行はしめると云ふ以外に、かゝる變態内閣の出現其ものが政黨の反省を促すと云ふ事に重要性が存するのであつて、この反省時代に於ての一次的便法として之を認めるのである、電燈が消えた間に蠟燭を點けると同じやうやうな意味に於て吾々は之を認めるのである、永久の燈として之を照されたならば大變な問題になつて來る。齋藤内閣成立の當時、若し齋藤さんが民政黨からも政友會からも誰も閣員を人れない、反對すれば解

散するぞと言つたら皆な羊の如くになつて附いて來たに違いない、吾々民政黨も政友會も當時齋藤さんから援助を求められたので無條件で援けて居るが、援ける位ならば負債整理法案であるとか金銭債務であるとかいふやうなケチ臭い所の點に就て修正をして、議會の中でガチャ／＼やるやうなことは吾々は斷じて致さない。援ける位なら齋藤内閣を援けて、何處までも徹底的にやらすといふ男らしいやり方をする。三百三名に天下が來なかつた、援けたいことは援けたい、反對したいことは反對したいが、解散が怖いといふので、解散の無い範圍内に於て暴れたのが即ち六十三議會の真相であつたのである。吾々はさういふ卑怯未練な事は斷然しない、いけなければいけないで不信任案を突付ける、よければよいで之を斷然援けるといふことが男らしいやり方であると考へる。政友會は反對するが如く、せざるが如く、喩へて云へば、蛇の頭の方は齋藤さんの口に接吻をして居るが、尾の方丈けは尻をボン／＼叩いて居る、之に反して吾々の方は首から尻までキリ／＼巻いて抱いて居る、之が六十三議會の有りの儘の光景である。併しながら無理もない、三百三名を持つて居つて天下が素通りと來て居る、選舉干渉をやつて一千万圓近い金を使つて三百三名、それが五ヶ月でボン／＼とやられてしまつたならば、兜町へ行つて百萬圓位一と晩に損をしたと同じやうな氣持になると思ふ、其氣持には誰も同情せざるを得ない。吾々は百二十名であるからチタバタした所がしかたがない、政黨内閣になつた所が政友會へ行つて、其次でなければ廻つて來ない。政友會

の方は今に廻つて來る順番の様な氣がするのであるから堪らぬ筈だ、充分同情する、併しながら如何に同情しても政權は齋藤さんに握られて居る、チタバタしても仕方がない、齋藤内閣に反對すれば齋藤さんは解散といふことに決心しなければいかぬ。過般病軀を提けて、街頭に出で、自力更生を天下に叫ばれたやうな事から考へても必ずや齋藤さんの肚は、政友會が向つて來れば、斷乎として之を解散する丈けの決心は持つて居るのであらうと想像される。又それ丈の勇氣と決心がなければ、此非常時内閣は到底脊負ひ切れるものでない。政友會が向つて來たならば斷乎として之を解散すればよい、其解散の時に當つて、解散の詔書に對して鳩山君と三土君とが之に判を捺さなかつたときには總辭職をすればよい、總辭職をすれば大命再降下になることは火を踏るよりも明かである。此手段を以て政友會を叩潰すといふのが、今日政黨を反省せしむるの早道、政界革新の第一の根本であると思ふ。自力更生を説いて天下に呼號する總理大臣には是丈けの決心がなければ罷めてしまつた方がよい。併しながら齋藤總理大臣は外は非常に穩かに見えるけれども、肚の裡は中々海軍で鍛えた丈けあつて、砲煙彈雨の間を潛つて來た人丈けあつて、確りして居ると思ふ。勿論齋藤さんがそれ丈けの決心を持つてやつて居つても、其政策が間違つて居つたならば吾々は援けない。

金輸出再禁止下の經濟策

一三二

そこで現内閣の使命と云はふか、政策と云はふか、詮じ詰めれば、景氣をどうして回復するかといふ事に歸するだらうと思ふ、此非常時に於てこれを遂行する上に於て、どれだけの決心を持つてやつて居るかといふことを測定して見るに、政友會は昨年十二月下旬に金輸出禁止をやつた丈けで何もせず本年六月迄棄て、置いた。曩に濱口内閣に於て何故にデフレーション政策を執つたといふに、當時、濱口首相、及井上大藏大臣が執つて居られた方針は、生産費低減をやること、外國へ輸出する物品のコストを低めて貿易を改善するといふ事が其眼目であつた。外國へ品物を賣つて、それから金を取つて來て、景氣の回復を圖らうとしたのである、それ以外に景氣回復のしやうがあると思つたら、世界の一時の空景氣で一寸瞞されるかも知れぬが、三月位い經つてボタンと倒れる。本當の景氣は外國貿易が盛んにならなければ、斷じて起つて來ない。大正八年の十二月三十一日に於て歐羅巴戰爭のお蔭で日本の景氣が非常に好くなつて、正貨が二十一億六千萬圓であつた、それが今日四億何千萬圓に減つてしまつて居る、大正八年に於て一番多く持つて居つた時は二十六億圓の金を持つて居つた。それが段々減つて來て今日は四億二千萬圓しか無い、此金貨を取返すにはどうしても外國貿易を盛んならしむるより仕方がない、金輸出禁止をして物價を高くする政策を

執つたならば、コストが高くなつて、金がドン／＼外國へ逃げて行つてしまふ、水は低きに流れる物は高きに流れるのが原則である。川の水は下から上へ流れるといふことは絶対に無い、物は高い方へ流れる、日本の物が高ければ外國から流れて來る。東京で織物が高ければ京都大阪から賣りに來る、物の廉い所へ高い物を賣りに行く馬鹿はない。之が國際貿易に應用されて、日本の物が高ければ外國から品物を賣りに來て、日本の品物は、どうしても外國へ賣れぬ。此原則が行はれるので、濱口内閣に於ては所謂消費節約、財政整理、通過の縮小、之を稱してデフレーション政策といふが、これを執つたのは當然である。併しながら之が一朝變つて政友會は金の輸出再禁止を昨年暮に行つた、兎に角金の再禁止をして、さうして貨幣價值を下げる政策を執つた、併し再禁止をして置いて、それから六ヶ月何もせず居て犬養さんが斃れて内閣を齋藤子に渡してしまつた。金再禁止をした以上政策が變らなければならぬ、金輸出再禁止をすればデフレーション政策ではいかぬ、どうしても相當のインフレーション政策をやらなければ、此財界を救つて行けぬといふことは、之は火を賭るよりも明かな事であると考へる。それはどういふ譯かと云ふと、昨年暮に於て日本の金持が千三百萬圓といふ弗を買つた、それを井上さんが取締まらうとして弗を賣つて居つた金利を高くして、弗を賣つて居つたから金輸出の再禁止をしなくても金が日本へ入つて來る、協力非協力で内閣が倒れてしまつたので、内閣の政策が變つて、今迄鹽を飲まず政策をやつて居つた

一三三

所が政友會が出て来て、砂糖を飲まず政策を執つたので政策の轉換が出来た、お醫者さんが代つて来た、病人に一番大事なことはお醫者さんが代らぬといふことである、鹽田外科へ入つた者が青山外科へ入つたといふことになつてしまつた、是では病人は助りやうがない。金輸出解禁當時の政策を今日行ふ譯には勿論行かない。それは民政黨の人々と雖も當然解つて居る。金輸出再禁止をされるならば再禁止なりの政策を執らなければならぬ、此政策を此内閣が忠實にやつて居るかやつて居ないかといふのが、吾々が此内閣に對して青票を投するか白票を投するかの際れ目であるといふことになる。

關稅の引上をやつて、さうして輸入の防遏をやつて、さうして一方に於ては、第六十二議會に於て保證發行制度を擴張して、一億二千萬圓であつたものを十億圓に擴張した、是れ即ちインフレーション政策の準備をしたのである。日本銀行に於ては四億二千萬圓丈の金貨がある、是丈の金貨は兌換券を以て發行が出来る、所が四億二千萬圓以外は保證準備制度を執つて居るが、それを十億圓にしたのである。それから資本の逃避の防止法を作つて、外國へ資本が逃避しないやうな方法を執ることになつた。是等の點から考へて、外國へ資本が逃げないやうに金を民間にバラ撒いたならば、其金は下の方へ徹底して、購買力の喚起を起すやうな方法を執らなければならない、此點に就いて吾々は此政策に賛成である。さうして此點に就て一番心配をして居るのはどういふ點かといふ

と、外國へ資本が逃げぬやうにして土木事業を起し、農村の救済、中小商工業者の救済其他をドン／＼やつて、一方に於て滿洲事件に就いて月に二千萬圓丈の金を使つて、今迄に二億圓以上の金を費して居る。さうして増稅が出来なくなつて居るから、公債發行ではからドン／＼やつて行くといふことになる、茲に於て吾々が此内閣に望み、高橋大藏大臣に特に注意して置かなければならぬ事は、インフレーション政策も、程度を越してズン／＼引張られて行つたら財政が保てなくなる、今は財政を或る程度に於て犠牲にしなければ、經濟界の救済は出来ないといふことになつて居るけれども、是から先き之を繰返して行くと、今度は財政の方が保てなくなる、さうしてインフレーションをやりに過ぎて物價が非常に騰貴したならば、是に依つて一番脅威を感じる者は、誰かといふと俸給生活者であり、労働者であり、勤勞者であり、消費者であるといふことを考へなければならぬ。昨年一昨年一昨年本年も不景氣であるけれども暴動は起らなかつた、何故暴動が起らないかといふと、物價が廉くて生活が楽になつて居る、米騒動の時には米が高かつたから暴動が起つた、獨逸で暴動の起つたのは物價が高くて國民生活を脅したから暴動が起つた。そこで此内閣の最も注意しなければならぬ點は、此インフレーション政策を實行したら、物價が騰つて來ると、之に伴うて國民の收入が増加するやうな方法を執り、此兩方の歩みを一致せしむるやうな方法を執らなければ、そこに革命の恐ろしい淵に臨まざるを得ないといふことを心配するのである。物價が上つても國民

の収入が増し、購買力が出来れば宜い、此舵の取り方如何が實に大藏大臣の腕の見せ所であり、現内閣の重大なる使命であると云ふ事を一言述べて置く。

政界浄化に逆行する非行

今日吾々の痛歎に堪へない事は、民政黨員が次第に一人去り二人去る所の此状態である。之は一體どういふ點から來て居るかといふことに就て、一考を煩はしたのである。代議士の行動は總選舉に於て決しなければならぬ、本年二月の總選舉に於て、苟も民政黨代議士として民政黨の政策に賛成し、之を高唱し、況んや民政黨から公認料迄貰つて出た人が、若し民政黨を脱したいならば、先づ議員を罷めて再び總選舉に打つて出て、斯ういふ譯であるから民政黨を自分は去るのであるといふ所の選舉區民の諒解を得るに非ずんば斷じて爲すべきものでない。選舉區民の諒解を得ることなくして已れ一個の考を以て民政黨を飛出し他の政黨に移るが如きは、是れ即ち政黨否認の起る根本原因である。社會風教上から云つても決して許すべきでない、嘗て田中内閣の當時に於て心ある人をして眉を擧めしめた、議員の買収切崩、讒詰騒ぎ、議員一人が何千圓何萬圓で賣られた、買はれたと云ふ事が公然の秘密として、世の指彈を受けた、其記憶の未だ國民の頭にマザ／＼として居る今日、復たしても切崩、脱黨騒ぎ……世間は之を何と見るか、其裏面消息を何と想像するか、一般人心に及

ぼす影響は何うであらうか、世に既成政黨打破と云ふ事を叫ぶ人があると云ふが、既成議員を切崩しによつて、集め得たる政黨ありとすれば、それが新味の新政黨と云はれ様か？寧ろ既成品政黨と云ふ方が適切である、前にも云ふ通り。政黨及政黨員としては、互に相警む可きの、重大の時期である、國家の前途、議會政治の將來と云ふ事を考へたならば、其行動はいやが上にも慎まなくてはならない。ましてや、多年の経験を積み、相當に経験も經て來て居る先輩政治家としては、是等の點を能く考慮して、進止苟もすべきでない、口に國家を憂ひ、憲政を念ひ、浄化を唱へる人が、實際には之を裏切る様な事をしては、鬼の念佛だ、聽て其人自ら信を傷け、世に遠ざけられる事になりはしまいか惜みても尙ほ餘りある。

濱口雄幸氏亡くなられ、復た井上準之助氏を失ひ、更に智慧叢と言はれた江木翼氏逝いて、我民政黨は確に受難期である。此三先輩を喪つた民政黨としては、如何にも寂味を感ずるといふことは當然であるが、此少數黨の政權を離れた忍苦に堪ゆる代議士こそ、始めて將來大を成す政治家でなければならぬ。濱口氏が天下を取つて居る時には何人も集つて來た、合計二百七十名になつた、一度天下を失へば去り行くの人情、古い歌に「おちぶれて袖に涙のかゝるとき人の心の奥ぞ知らる」といふ歌がある。民政黨は今二百七十名が百二十名になつて居る、此時に於てこそ眞に民政黨に残つて此民政黨を授けるといふ人こそ、眞に氣魄ある男子である。去る者は去らしめよ、往く者は往

かしめよ、吾々は最後の一人になるまで、濱口雄幸氏の靈を衛つて勇往邁進するのみである。

強く正しく明き政治

故濱口總裁が常に高唱せられ、且又之を實踐せられた、右の標語は、爾來、我黨傳統精神として、全黨員の遵奉し居る處、外交に、内政に、之を政治基調とし、正義に立脚して、孜孜、力行しつゝある我黨一貫の奉公事である。之を綱領化したものが左の五要項であつて、特に第一項は、一君萬民治世の大義を明にしたもので欽定憲法の最大重點と見るべきもの：時節柄、特に掲記す。次章「純、直、勇の全青年への期待」と照讀を望む。

立憲民政黨綱領

- 一、國民の總意を帝國議會に反映し、天皇統治の下議會中心政治を徹底せしむべし
- 一、國家の整調に由りて生産を旺盛にし分配を公正にし社會不安の禍根を爰除すべし
- 一、國際正義を國交の上に貫徹し人種平等資源公開の原則を擴充すべし
- 一、品性を陶冶し獨創自發の個性を啓き學者の機會を均等にし進んで教育の實際化を期すべし
- 一、立法、行政及地方自治に浸潤せる時代錯誤の陋習を打破し以て新興の氣運に順應すべき改造の實現を期すべし

純・直・勇の全青年への期待

更生民政黨と青年部創設

現下、深刻なる不景氣と、之に基く生活難の呻吟は、さなくてさへ、近來混亂状態に陥りつゝあつた思想界に、一層拍車をかけたかの感があつて、この社會不安の渦巻は、勢ひ時の爲政者に對する不満、反感となり、其反動的餘波は終に政黨への非難攻撃となつたのが、今日の實情と見るべきである。

政黨政治が憲政の運用上、其進るべき途の當然の歸着點であると謂ふことは言を俟たない。

一君萬民の治世は我建國の大精神であり、復た、實際に於て其國利民福を増進する上の一大哲理であるのである。上、天皇、下八千萬民の間に介在する特權勢力の存在を容さないのである。端的に言へば、源平藤橘將た又、豊臣、徳川の如き民意によらざる潜行政權の跋扈を許さないものである。武力によつて國民を壓へ、天皇を潜して政權を代行する武門政治に反抗して、之を倒したものが明治維新である、此大業は全く我皇室の御稜威と當時意氣と熱情に燃ゆる薩長諸藩の青年の手に

成つたのである。

封建壓制の政治から解放せられて、輝かしい天皇親政の下に、始て自由の空氣を吸つた全國血氣の青年は一齊に簇り起つて、ヨリ自由と民權の伸張とを叫んだ。維新後過度期の日本は、未だ全く武門專制の舊套を脱する事を得なかつた、勤王舊藩勢力の惰力は其處に藩閥政治と云ふ變態實力が存續して居つた。眞の一君萬民政治の實現は未しであつた。而して其舊殻を打ち破つて、新しい立憲政治の理想に憧れて、力闘し、精進したものが當時の青年であり、吾々の先輩政治家であつた。此爲には、産を失ひ身を亡すのも厭はなかつた。愛國の熱情、……憲政確立への堅志……我等の先輩青年……當年の志士、國士の力行は容易のものではなかつた。當時約二十年間の奮闘史に對する時に、吾々は涙無く、敬虔の念に驅られずして之を讀むことは出来ない。

人自ら趣味あり主張あり。之を自由に行ひ、高らかに叫ぶ。萬世に連綿たる皇統治下に、我等の政治が自由に行はれるのである。五箇條の御誓文に『廣く會議ヲ起シ萬機公論ニ決ス可シ』と宣はれた。民の心を心とすると云ふのが、我が皇室の傳統の御思召である、我等は憲法の範圍に於て、法律の限度に於て、自由自在に其好む處に纏ひ得るのである。吾々國民のこの自由の主義主張は、例へば急進思想に、或は保守政策と云ふ様に、其望む處向はんとする處によつて自然に分解さる、其期せんとする處、執らんとする處の同趣同志の人が集つて團體を成す之が即ち政黨である。故に

政黨は同志の集團たると共に、この同志の力によつて、國民の嚮ふ可き所を示し、之を導き誘つて輿論を善導すべき働を爲すべきものである。此意味に於て政黨は國民の指導機關として、重要な啓沃任務を有するものと謂はざるを得ない。而して其政黨の指差し唱へる處の主義政策の可否如何は、憲法に定められたる總選舉によつて決せられる、乃ち、選ばれた議員の數は、清算せられたる國民の總意として議會に反映せられる。其處で多數國民の意思の集約せられたる多數黨が、其民意を體して國政の衝に當る。之が所謂我等の政治の普通の様式であり、議會政治の原理であり、同時に復た通則である。故に憲政運用に於ける政黨の存在は疑問の餘地無く復た否むべき理由が無いのである。唯、政黨其のもの、内面的缺陷、即ち構成分子の素質の如何、隨て之に伴ふ運用上の偶々の過誤と云ふ事が問題となり、今日の如き非難の焦點となるのである。換言すれば、制度其ものよりも政黨の改善、黨弊の芟除である。卒直に斷定すれば、政黨員の組み直しである。前に述べた様な我等の先輩青年！當年の志士、國士の様な心懸けと識見とを持つた政黨員の多數を以て組織さるゝとすれば問題は無いのである。成る程、吾々民政黨に於ても、上述の意味に於ての政治的負傷者の幾分かを出したかも知れないが、偶々有りとすれば國政の根幹に觸れざる派生的の出來事である。苟も憲政の運用上、國を治むると云ふ事に就ては、嘗て正を踏んで過らなかつたと云ふ事は過去の事例に徴して國民之を認め、吾々も亦爾か自任して居るのである。勿論、吾々民政黨の組成其

ものが完全無缺とは謂はないが、他の或る政黨と比較してヨリ善き實質を備へて居ると云ふ事は、任じて高唱し得るのである。

黨員各自の生命は短くとも、政黨自體の生存は永久である、我等の相續者には現在の黨員よりもヨリ良き素質の人を迎へたいのである。之が吾等の任務であり、世間の待望であらうと思はれる。乃ち今回、我黨に新に青年部を新設した所以であつて、動もすれば舊態に囚はれ易き政黨に、若き黨員の新鮮なる英氣を注入して相率ひ、相警め、相競つて、互に濶濶たる明日を期待して更生進取の民政黨として議會政治に對する信用を將來に向つて確保せん事を庶幾ふものである。

正業に勵みつ、政治に志せ

青年は理想に生き將來に生きる、老年は彼等の作つた過去の社會を守り、成年は彼等に依つて立つ現在の社會に満足せんとするものである。乃ち、青年は過去を思はず現在に依らず、遠き未來の理想に向つて直進せんとするものである。「現實の社會より理想の社會へ」といふのが青年の憧れであり、之が實現の爲に不斷の努力を續けるのが青年の使命である。此使命と斷行力とが一度爆發するときに明治の維新となり、再び狼煙を揚げれば則ち昭和新興日本の實現を期せんとするのである。彼の幕末の頃、内憂外患交々至つて政治も經濟も行詰りの極に達した時、時の爲政者は門閥の背

景の前に、爲すところなくして其地位に眠つて居た。當時目覺めた青年は實力こそあれ社會の下積みとなつて、其才幹を現はすの機會を得なかつた、爲に我國は、國民を指導して難局を打開し國運の進展に向はしむべき適當のリーダーがなかつた。

茲に於て、青年憂國の士は相集つて門閥專制の舊弊を破つて四民平等の大原則を樹て、隠れたる英才を卒伍の間に求めて、互に相任んじて國政の重きを荷つたのである。

現在の日本は幕末のその如く、國民悉く迷夢の中に彷徨ふの有様であつて、只管其建直しに焦るも而も向ふところを知らない。例へて言へば、野犬が自分の尾を喰へ様として焦り廻る様な状態と同様で、努力もする汗も流すが、少しも進歩の跡が見えぬといふのが現實の時代相である。

然るにこの大に進むべき當然の方向と、採るべき必然の進路を指し示めせば、非常なる速力を以て蹇^{マツレクラ}地に突進する事が出来るのである。

之と同様に今日我國民の向ふべき途、則ち時難に處すべき政治、經濟の上に根本國策から割り出した指導精神を與へるならば、停頓した現狀を切り開いて新興日本の理想境に突き進み得られない筈はないのである。

此大業は過去に生きる老年や、現在に満足する中年の到底成し能はざるところであつて、唯獨り將來を進取する氣魄の持主たる青年のみに依つて、初めてよく成し遂げ得られるのである。

青年は其有りの儘の性情に於て純であり、直であり、勇である。此三者は綜合して實は一つである。乃ち純なるが故に直であり、直なるが故に之が即ち青年の美點であつて、是れ有るが故に舊態に囚はれずして、進取の氣性となり、斷行の意志となつて現はれるのである。

今日の非常時局に處して、吾々の精神を最も適切に國民に徹底せしむる事は吾々黨員全體の責任であり、復た國民に對する當然の義務であると思ふのである。總て人間は自分に最も近い者の考へが人を動かす力の最も多いものである。青年に對しては青年の言論が最も強く呼び掛け得るのである。故に同志青年部員に依つて大いに天下の青年に向つて呼號し、全青年と相投じ其意氣を以て老者に及び、老者を純化し青年を其儘率て我黨の爲に奮闘努力する事が、將に青年の國家に負ふべき重大の任務であらねばならない。

然し茲に警しむべき事は、天下の青年たる者徒に政治運動に墮してはならない、飽く迄も其稼業正業に勵み、國家産業の興隆の爲にも力行したくなくてはならない。世に晴耕雨讀といふ言葉があるが之は謂ふ迄もなく一面産業に勵み、一面人間としての自己完成の修養に務めねばならぬといふ事を言ひ表はしたものであるが、之と同様に立憲治下に於ける一國民として、想を國家民人の上に及ぼし吾等の政治の忽にすべからざる事を念ふ時に、純、直、勇の青年は自ら郷黨と共に政治に志すべきである。現在の政治に則して在郷青年としての任務は選舉の革正であり、政治の淨化である。

今日政黨の難ぜらるゝ所以のものが政黨員の素質にあり、則ち國民の選びたる選良の良否如何といふ事にありとすれば、其非難の一半は之を選んだ國民も亦負はねばならない。實際に於て今日の選舉界は洵に悲しむべき實情にあるといつて憚らない。政黨の主義政策の如何よりも其候補者との因縁情實乃至は甚しきに至つては公然の買收行爲、官權の干渉壓迫、それと政黨の政策に對する正しき判斷力の缺乏……是等が選舉の公正といふ事を罔して不知不識の間に政黨を墮落せしめて今日の様なきはしい状態に立ち至らしめたのである。故に政黨の改善は一面に於て國民の反省、選舉の肅正といふ事に歸せられねばならぬ。

天下在郷青年に期するところは先づ以て斯かる手近の期待からである。

乃ち此目的を達するには同志青年相集つて國政を究め政道を講ずるといふ事が必要である。政治に無關心では正しき批判は出來ない。そこで晝は耕し夜は讀み談ずるといふ事が必要なのである。而して之が爲に相語らつて指導の任に當らねばならない者が全国各地吾黨青年部員の職責であるのである。斯て互に琢磨して立憲政治の本領を徹底的に會得せねばならない。今日の國難を打開して、輝かしい憲法政治の下に新興日本の實現を期し得らるゝものは純、直、勇の滿天下青年に待つより他はない。敢て是れ、帝國全青年に懇える所以である。復た以て吾黨の青年部新設の謂であつて、全く國政に對する我黨の親切心より案出されたものが即ち新設青年部の組織なのである。

立憲民政黨青年部宣言

一君萬民は我建國の大義なり。この大義に即して四民平等の新日本を建設し、國際信義に立脚し、人類共存の理想境を開拓するは現代青年が祖國の爲に盡すべき當然の使命にして最高道德の發現なり、乃ち内にありては階級偏重の弊風を打破し、國民大衆生活の安定向上を基準とせる經濟機構を確立統制し、外に對しては國際正義を強調し、天然資源を普く全人類に解放せしめて世界文化の進運に貢献するは明日の日本を双肩に擔ふ新興青年に與へられたる天職なりと信ず。この指導精神を明確に體得せる純情熱誠なる青年にして初めてこの大業を達成することを得べし。茲に立憲民政黨青年部を結成するに當り敢て我等の抱負と信念とを披瀝し天下同憂の青年に訴ふ。

立憲民政黨青年部誓詞

- 一、我等は建國の大義と維新の宏謨とに則り新日本の興隆に貢献すべし。
- 一、我等は青年の純情と熱意とを捧げて社會に奉仕し政治を最高の道德たらしむべし。
- 一、我等は政治の革正と時弊の匡救とに任じ憲政の發達に寄與すべし。
- 一、我等は自主獨立の精神を持し、各自の業務に勵み、青年の天職に精進すべし
- 一、我等は同志相率ゐ和親協力理想實現に邁往すべし。

參考要目

匡救豫算中の勞力費計算

時局匡救豫算二億六千餘萬圓中、勞力費（一般購買力増進に資す可きもの）に振り向けらる可き豫定金額及之に依つて就勞し得べき勞働者延人員計數左の如し。（表中の費額は國費と地方負擔金の合計）

一、農村關係勞力費及就勞人員

農村振興土木事業費……中、勞力費額	七四、二三三、〇〇〇 ^円	就勞々働者延人員	六〇、八八九、二八〇 ^人
内務省 所管	六八、一二四、一六三		六九、〇五三、一四一
農林省 所管	六、一〇九、八三七		九、〇三六、一三九
外に準農村振興土木事業費	五、四八九、五〇八		四、〇八六、〇九三
北海道關係振興事業	一、五〇〇、〇〇〇		一、〇七一、四二八
地方改善應急施設	一四九、三四六、六七一		一三五、〇九九、九四二
計			

二、都市關係勞力費及就勞人員

都市振興諸事業費額……中、
 勞力費其他直接間接中小工業振興に
 効果ある可き費額
 就勞延人員推定大約數

都市失業應急施設

二四、八五二、二六五

六、九三〇、八〇〇

一四八

(内、國庫補助四、〇〇〇、千圓)

(外に智識階級失業者就職延人員相當數ある等)

陸軍省所管

一八、五〇〇、〇〇〇

五、八六〇、三一〇

二、五〇〇、九一二

海軍省所管

一八、四四〇、〇〇〇

九、六三五、三五五

五、一八七、〇五三

逓信省所管

七、一四二、三〇四

五、七〇八、六一三

四、四〇二、七九〇

大藏省所管

一、一六九、八四四

九二四、四四七

五八一、〇二二

合計

七〇、一〇四、四一三

二九、〇五九、五二五

一八、四四七、四四四

總計

二一九、四五一、〇八四

一二四、四四六、七〇九

一五三、五四七、三八六

三、特別會計豫算中勞力費及就勞人員

鐵道省所管

建設費追加額

勞力費

就勞々働者延人員

以上三項推定大計

七、〇〇〇、〇〇〇

二、八九〇、〇〇〇

二、七五二、〇〇〇

備考 右逓信所管の計数は豫定新造船二十萬噸に對し(噸當り二百五十圓)、政府は三年間に一千百萬圓を助成する筈にて、其助成金 噸當り五十五圓、本年に於ては百二十五萬圓丈け助成の筈故、其新造船獎勵が豫期の如く進行するものとして右逓信省所管推定數字を算出したるもの、三年間一千百萬圓の助成金即ち新造船二十萬噸及古船解體最低四十萬噸の工程進捗するものとするれば、之が爲に就

勞し得可き職工労働者は合計三千十二萬人の多きに上り、其他前表各事業の豫定三年計畫が順調に遂行せらるゝものとすれば、右推定大計數の大約三倍の諸勞力費(約四億五十萬圓)及就勞者延人員(約五億人)は相當巨額の數に上り之によりて一般購買力を増進し得可きものとす

政府の容れた我黨の匡救策内容

第六十二(臨時)議會に於て政府に向つて時局匡救の爲の非常時議會を急速開會せよとの要求をした我黨は、爾來銳意之が對策の研究を急いだ結果、臨時議會後僅々一ヶ月餘、即ち去る七月中に左記成案を得たので、町田筆頭總務、小山幹事長、添田政務調査會長等は此案を携へて齋藤首相、山本内務、高橋大藏、後藤農林、中島商工の各大臣を歴訪して、夫々力説進言した、其誠意と努力とに依つて關係各省は喜んで之を容れて、其大部分は前第六十三則ち世に所謂非常時議會に於て豫算案又は各種法律案として、現れたものであつて、我黨匡救策にして右政府提案の内に織込まれたものを検討する時は大體左の通りである。

備考 左記匡救對策中〇印を冠したるは特に緊急實現を要すべきものとして政府に迫りたるものにして、同様其上の□印は我黨の進言に基いて政府之を採擇して臨時議會に提出したるもの、次に、×印は政府之を容れて議會に提出したるも政友會の爲に妨げられて遂に實現せざりしもので、更に◇印は臨時議會の問題としては現れざりしも政府若くは民間に於ては着々進捗しつゝある事を意味するものである。

一、農漁山村負債整理

□〇一、農漁山村に融通せる各種の政府低利資金にして其償還困難なるもの限り元利金の償還を三年間延期すること。

□〇二、日本勸業銀行其他の特殊銀行より自己資金を以て融通せる農漁山村關係の貸付も前項に準じ其償還の延

期及び利率低減の方法を講ぜしむること。

×〇三、農家の負債は左記要旨に依り其整理を期すること。

イ、農家負債整理組合法を制定し負債の整理に適切にして必要なる機会と援助を與へ其組合の活動に依り組合員の負債を整理せしむること。

ロ、町村に権威ある負債整理委員会を組織して負債整理組合を指導し且つ其整理に関する計畫立案並に整理の實行に干與せしむるものとなすこと。

ハ、町村には其町村の農村計畫を樹立し其計畫の實行と相俟つて負債整理の効果を導くに努むること。

農家負債整理組合法は政友會の無謀の修正の爲に、遂に實現せられなかつたが、前項(ハ)だけは、幸に「農村經濟更生施設」中に實現せられて、今回農林省新設の更生部の事業として着手される筈である、尙詳細は本書「農村民の爲の自力更生策」の章中に記述されて居る。

ニ、政府は農家負債整理組合の整理に必要な資金供給の途を講じ其融通をなすこと。

□ホ、農村の債務を整理する爲め適當なる調停法を設ること。(金錢債務臨時調停法に依り實現)

二、農漁山村金融

〇一、資金融通の困難なる農漁山村の小産者に對し其更生を資するため左記により低利資金を融通すること。

イ、肥料、農置漁具の購入、製炭其他産業のために必要なる資金を特に低利にて政府より融通すること。

ロ、本資金は其の融通をなすべき一戸當り小額の限度を定め三人以上の連帯に依る無擔保貸付となし町村を通じて之を融通し其償還は五ヶ年以内とする。

ハ、本資金の融通により町村に於て損失を生じたるときは政府町村に於て分擔補償するものとなすこと。

農漁山村の小産者に對する生業資金の融通は農村窮乏特に最下級生活者の貧困状態を救済する爲には、最も必要なる應急策と信じて之を政府に進言し大藏、内務、農林の三大臣も非常に讚成せられて居つたのだが、如何せん本

年度に於ける預金部の低利資金融通の額が多額に上る事と今一つは郵便貯金利子引下げの結果、預金部資金の潤滑と云ふ事が懸念されたので、遂に非常時議會には實現する事を得なかつたが、農林當局其他有識者間に於ては我黨の此對策を最も適切なるものとして來年度には實現させ度いと希望して居るし我黨に於ても、前に非常時議會に於て匡救豫算協賛の際四つの希望條項を附したが其第二項に「政府は農漁山村の小産者に對する小額無擔保貸付の途を開き其更生に資すべし」と警告して置いた、此項に所謂小額無擔保貸付とは下層生活者の自力更生の爲三十四乃至六、七十圓迄の小額資金を貸付して彼等の生業の爲の肥料、農具、炭燒籠の築造其他の必要の資を得せしめんとする趣旨なのである。

□〇二、不動産擔保貸付による固定資金の流動化を計り農村金融の潤滑を期すること。

イ、目下其實行に着手せる政府の普通銀行に對する不動産擔保貸付代り資金の融通を増額し尙産業組合にも之を及ぼすこと。

ロ、本資金の融通を受くる普通銀行又は産業組合に對する貸付利率は之を年六分以内とすること。

□〇三、郵便貯金及び簡易保險積立金の地元還元を徹底し農村金融の潤滑を計ること。

〇四、生命保險及び火災保險會社の責任準備金等の資金は之を農漁山村に還元せしむるの途を開き農村の金融に資すること。

〇五、漁獲物共同販賣施設に要する低利資金融通の途を徹底せしむること。

三、農漁山村の負擔軽減

左記各項の實行に依り農村負擔の軽減を図ること。

□〇一、義務教育費の國庫負擔の増額。

二、公立中等學校の整理、各種學校設備の簡易化其他地方費の整理。

三、小町村の併合及町村に於ける各種事業の組合經營化。

四、地方税制度の改正及び公課に準ずる部落協議費其他の整理。

右の中第一項の「義務教育費國庫負擔の軽減」は別項参考要目中の「匡救諸施設補遺概設」の「小學校費臨時國庫補助法」に詳記しある如く義務教育費國庫負擔増額の變形して實現したものであつて農漁山村の負擔軽減の爲の有効手段としては其目的に叶ふものである。

四、農漁山村救済土木事業

○農漁山村に現金収入を得せしめ將來農家収益の増加に資する爲め應急施設として左記輕易土木事業を起さしむること。

- 一、内務、農林兩省關係に於て、此際大約三億五千萬圓の土木事業を急速に起さしめ勞力費七割見當のものを選ぶべし。
 - 二、内務省關係に於ては町村道路、小河川の改修、小港灣の修築、砂防工事等とし國庫補助は總工費の四分の三を下らざること。
 - 三、主として町村直營とし地元勞力を使用し府縣事業等亦之に準じ、町村道(此費用大約一億圓)府縣道(此費用三千萬圓)其他事業に二千萬圓とし合計一億五千萬圓程度の事業を爲すこと。
 - 四、農林省關係に於ては小開墾、耕地整理事業、小用排水、暗渠排水工事、造林、荒廢地復舊、林道開設、小漁港、築磯、牧野改良、桑園改植等の助成事業を行はしめ地方の實情に應じ各町村に割當て施工せしむることとし之が助成金は總工費の六割以上に當る様第一時從來の補助率を變更すること。
 - 五、右總工費は大約二億圓とす。
 - イ、補助金交付は從來の例によらず工事着手と共に豫算に依り分割交付する方法を採用すること。
 - ロ、自費に對する低資融通の道を簡便にし工事着手を容易ならしむること。
- 右工事施行に當りては政府は特に事務を簡便に運び、取扱を迅速にして救済事業の本旨に副ふべき様最善の注意を拂ふこと。

五、蠶絲對策

- 一、蠶品種の統一及び改良を期するため左記に依り蠶種の國家管理制度を制定し速に之を實行すること。
 - イ、原々蠶種は國に於て製造し道府縣に之を配付す。
 - ロ、原蠶種は道府縣に於て製造し蠶種製造者に之を供給す。
 - ハ、特に政府の許可を受けたる蠶種製造者に限り自己の選出せる品種に依り自家用原々蠶種及び原蠶種の製造をなすことを得。
- ニ、政府に於て必要ありと認むるときは日本中央蠶絲會に諮問して蠶種の製造量を制限せしむること。
- 三、乾繭倉庫の普及を計り繭に對する資金の融通を潤澤にし養蠶家の收繭期に於ける投賣を防止すること。
- 四、製絲業全般の安定を期するため左記に依り製絲業の免許制度を制定し速に之を實行すること。
 - イ、製絲業を行はんとするものは政府の免許を受けることを要す、但座繰及び玉繭製絲は之を除外す。
 - ロ、免許すべき工場規模、經營者の資力其他製絲の經營上重要な事項は政府に於て一定の標準を設け之に依り免許す、但國用生絲のみを製造するものに付ては特例を認む。
 - ハ、既存の製絲業者にして前項の標準に該當せざるものに對しては相當の猶豫期間を設け其期間内に免許標準に適合せしむるものとす。
- 五、輸出生絲の販賣を統制するため適當なる機關を設けること。

○六、本年度夏秋繭の暴落甚しく之が救済の爲繭價の補給をなす場合に於ては政府は府縣に對しては其金額の五割以上に相當する補助金を交付すること。

右の中第六項は本匡救對策の成案化後生絲高の影響に因る繭價の昂騰を見たるが故に政府施設として其必要な

きに至つた。

六、米穀対策

- 〇一、米穀資金の充實を計ること。
- 〇二、本年度産米の買上賣渡基準價格の決定には米穀法の規定に依り生産費及生計費を加ふべき事。
- 〇三、穀の貯蔵を奨励する事。
- 〇四、低利資金の融通、産業組合、農業倉庫等の活動により自治的に米穀需給の調節並に價格の維持を期し内地米の統制を爲すこと。
- 〇五、朝鮮、臺灣にも適當なる米穀制度を樹立し確實なる平均移入を勵行する方法を採ること。

附 帶

米穀問題は尙根本的に研究すべき事項ありと認むるを以て委員會を設けて引續き調査すべし。

右「附帶」事項は我黨政務調査特別委員會に於て目下鋭意調査中にして最近に其成案を得る筈、右委員會の模様は本書「非常時議會の三大問題」の末尾に略説しあり。

七、肥料対策

◇全購聯の計畫を擴大し其の配給の普及徹底を図ること。

肥料政策の要諦は品質の確實にして優良なる肥料を可成廉價に供給するに在り、肥料の國營又は管理の方法を以てしては此趣旨に副はざるを以て全購聯の配給事業を擴展し其發達を助成するため速に諸般の方策を斷行するを必要と認む。

參 考

全購聯の配給計畫は昭和十四年迄に購買肥料の全消費額四百萬噸の約三分の一即ち百三十萬噸に達せしむるに

ありしも之を短縮して昭和十年迄に之を完成し更に進んで第二期計畫を立てしむるを可とす。

八、農漁山村經營

共同の精神と自力更生の意氣を振起せしめ生産經濟の改善と消費經濟の合理化を図ること。其方策左の如し。

- 〇一、各町村に農村計畫を樹立せしめ負債整理の施設と相俟つて其計畫を進むべきものとす。
- 二、多角形農業の徹底的實施を圖り町村の實情に即せる副業並に農産品の加工を助長奨励すること、但副業の奨励に付ては特に按配に留意し且つ海外輸出を奨励すること。(農林省新設更生部事業として着手さるゝ管なり)
- 三、産業組合を普及充實し産業團體の加入を認め生産販賣及購買の統制と其發達を徹底すること。
- 四、必要に應じ中央卸賣市場内に生産者の共同販賣をなす途を開くこと。
- 五、自作農の創設を促進すること。
- 六、農業經營の電化及び機械化を奨励すること。(電力の安價供給の方策は別に考究を要す)
- 七、國有林の伐採數量を減じ並に樺太材の移入制限を勵行すること。
- 八、自給肥料及び畜農業を徹底的に奨励すること。(農林省新設更生部に於て着手の筈)
- 九、農業保險制度を樹立すること。
- 一〇、小作法を制定すること。

□一一、汽船底曳網に關し徹底的の取締を爲すこと。

右の中第七項は農林省に於ては國有林の伐採數量の制限をなすと共に同省の製炭事業は民間同業を壓迫するの嫌ありとし農林省は同事業の手控をなしつゝあり、尙樺太材の移入制限も同様樺太廳に於て自制調節をなしつゝあるのである。

九、農漁山村教育

- 一、尋常小學校の教育方針を農村生活の實情に適合せしむること。
- 二、高等小學校を廢止して實業補習學校規程若くは實業學校規程に依る實際的農業教育を施す學校に代ふること。
- 三、農業學校の教育を一層實際的經濟的ならしめ地方農業指導の任務に當らしむること。
- 四、中學校及女學校を整理して農業教育を充實せしむること。
- 五、農村青年指導機關を統一して徹底的訓練を施すこと。
- 六、農村生活を趣味あらしむる爲に社會教育及び文化施設の普及を圖ること。

一〇、中小商工業對策

- 一、中小商工業應急策
 - 〇イ、工業組合法及輸出組合法を改正し商業組合法を制定し、金融機關としての機能を完備せしめ是等組合に對し政府より相當巨額なる商工資金を貸付すること。
 - ロ、更生資金融通極めて困難なるものに對し小額なる限度を定めて三人以上の連帯に依り市町村を通じて無擔保貸付を爲し、是れに依りて損失を生じたるときは國道府縣及市町村に於て分擔補償すること。(前掲「二、農漁山村金融」の項参照)
 - ハ、負債整理組合を設け適當の方法を講ずること。
 - 〇ニ、政府貸出低利資金の償還延期及利下に付相當なる方法を樹つること。
 - 〇ホ、産業組合中央金庫の制度並其運用を改善し又は商工組合中央金庫を創設して商工資金を充實すること。
 - (前半部實現)
 - 〇ヘ、一般融通方法としては對人信用に重きを置きこれが爲必要な法規及内規等の改正を爲し其他貸出を簡

易迅速にする爲相當の處置を執ること。

ト、本應急策に依る貸出に對しては償還の確實を期する爲一種の保險制度を設けること、例へば貸出金の一割保留、政府貸出しと各個貸出しとの間に於ける利鞘の一部積立、月掛貯金の獎勵、月掛貯金を擔保とする貯金額以上の貸出等。

○チ、日本興業銀行法を改正し中小商工業者に對する金融を一層便宜にすること。
 リ、輸出補償制度を擴張すること。

二、中小商工業者其他の對策。

- 1. 金融機關の整備及其融通方法の改善
 - イ、金融に關する保證會社の設立及其經營に對する國家の援助。
 - ロ、營業財團、小工場財團制を認むること。
 - ハ、商品、製品、原料品の資金化に付便法を講ずること。
 - ニ、据付中の機械其他着手中の工業設備に對する貸出の方法を開くこと。
- 三、百貨店及び公私設小賣市場取締の方法を講ずること。
- 四、連鎖店及商店共同經營に關する法規を制定すること。

右の中第一項(イ)は、保證會社の實現を見なかつたが政府は今回中小商工業者に對する資金融通の爲、道府縣又は六大都市が其補償の責任を負ふやうになつた(「中小商工業者の對策全貌」及「惠まれざる中小商工業者」の中に詳説)尙右の中第三項は商品券取締法の實現と百貨店自身の自制協定に依り其目的の一部が貫徹された譯である。

一一、生産販賣統制策

- ◇一、産業統制法を改正し且つ産業合理局を擴張整備すること。
- ◇二、製鐵、電氣、造船、石炭等の大工業及發電事業の整理統制を圖ること。

- ◇三、輸出に關係ある中小工業の統制を促進すること。
- 四、各種製品の規格統一を促進し且つ其實施普及を圖ること。
- 五、製品の單純化を圖ること。
- ◇六、適當なる制限の下に同業組合の價格協定を認むること。
- ◇七、不當廉賣不正競争取締の方法を講ずること。

右の第一項は商業組合に依る産業統制及産業合理局に於ては其合理化事業として己に鐵の調査を終え更にセメント、石炭、製紙等に付て調査を進めつゝあるが、已に製紙に付ては三大會社に合同が最近に成立した事は周知の處であるが更に電氣に付ても目下合同問題が進捗しつゝあるやうである、是れ即ち第二項に所謂「整理統制の實を擧げつゝあるのである、尙合理化事業は着々進捗し居る、第三項以下第六項に至るものは現行關係法制の下に之も我黨對策の目的に叶ふべき道程にあるものと見ていゝ、第七項の「不當廉賣不正競争の取締」に付いては例の次官通牒の聲明の如きは此の目的の爲に役立つものと見てよい、又前議會を通過した商品券取締法の如きは其趣旨に出たものである、尙計畫されて居るものも相當に多い。

匡救諸施設補遺概説

第六十三(臨時)議會を通過したる時局匡救諸施設にして本書前述各章中の論題とならざりしものにして、時節桐重要案件と見るべきものは次の如くである。

一、小學校費臨時國庫補助法

經濟界不況の影響を蒙り全都市町村の財政は極度に窮迫し、小學校教員の俸給不拂ひ其他の行詰れる事態を續生しつゝあるに鑑み、之が救済の爲の、地方稅負擔緩和の一方法として小學校費、臨時國庫補助法の成立を見た次第であるが、其要旨は左の如くである。

- 一、市町村立尋常小學校の經費補助の爲昭和七年度より三ヶ年間毎年一千二百萬圓を國から支出する。

一、本補助金中の百分の四十以内を特別町村に、千分の七・五以内を特別市に交付し、其餘の半額を毎年六月

一日現在の小學校教員數に、半額を、同月現在の就學兒童數に比例して町村に交付する。

一、此補助金は尋常小學校教員の俸給に充づる事を原則とし、國庫負擔法による交付金と合算し教員俸給以上に達する場合には、俸給以外の學校經常費に充つる事を得る。

一、地方長官は本補助金、國庫交付金、市町村の一般會計繰入金等を歳入とし、小學校教員俸給其他の經常費の全部又は一部を歳出とする特別會計の設置を市町村に命ずる事を得。

尙政府は本法實施に當り、昭和六年度の特別町村六千九百九十四ヶ町村に對し、更に千七百四十二ヶ町村をへ、合計七千九百三十六ヶ町村を特別町村に指定し、是等町村をして比較的多額の配當を受けしむる事とした、而して其平均分配額は特別町村にあつては千二百圓、普通町村にありては六百六十七圓となるべく、其間動もすれば普通町村と特別町村との間に頗る衡平を失するの虞ある點を我黨の委員より指摘して政府の所見を糺す處あつたが政府は從來三種類に分つた特別町村を今後は五種類に細分して、其間の不均衡を能ふ限り少なからしむるに努むる旨を言明する處あつた。

尙國庫交付金と本補助金との合算が小學校教員の俸給及小學校經常費の合算以上に上るべき虞あるに對しては政府は充分に調査を遂げ、絶対に斯かる事無からしむべき旨を確言し、而して之が交付については他の國庫交付金とは別に速に之を實行すべき意嚮を明かにした。

二、罹災救助基金法の改正

從來此基金より生ずる収入は、遂に其支出の額を超過する實狀にあり、隨て其剩餘金は其備遊金として該基金に繰入れられて居る有様であつた。然るに今や道府縣の財政の極度に窮乏せる現狀に鑑み、其収入剩餘の一部を他の社會事業の經費に當て得るの道を開くの要あり。尙今後所謂非常時期間(三年間)にあつては特に其制限を緩和して救護法實施其他の社會事業の爲に、此基金より生ずる収入を是等の費途に宛つる事を得るやうに該基金法の改正をなしたるものにして、社會政策的施設として機宜の處置を得たる。

ものと言ふべし。更に此基金法改正案の衆議院通過の際各派一致、左の附帯決議を附した。

一、政府は此際市町村財政の窮乏に鑑み救護費の財源を確立し救護法實施上遺憾無きを期すべし

三、社會政策的諸施設 第一、窮民醫療救護

過般畏くも 聖上陛下には國民の窮狀を御軫念あらせられ、特に今後三年間に御内帑金三百萬圓を醫療救護の資として御下賜あらせられたので、政府は此御下賜金の外に醫療救護に關する經費として六十萬圓の豫算を要求し、勿論之も滿場一致を以て衆議院を通過し、之に依つて窮迫せる國民の醫療救護を全ふし得られるであらう。

第二、**缺食兒童給食**…小學校學齡兒童にして、食糧缺乏の爲或は就學せず、或は就學するも、晝食の用意をなす能はざるものあるの實狀に鑑みて五十一萬圓の豫算を以て是等缺食兒童に食糧を供給せんとするものである。

第三、**地方改善應急施設**…地方部落改善の目的を以て地方改善應急施設費として百五十萬圓を計上實施の運びとなりたるが其目的に對し相當の効果を擧げ得られやう。尙内務省豫算として公設質屋獎勵の爲二十六萬圓を支出する事となつた。

四、製糸業法 非常時議會を通過せる「製糸業法」の要旨左の如し。

- 一、製糸業の新規經營に付いては總て主務大臣の免許を受けしむる事。
- 一、免許は輸出生絲の製造事業を目標とし器械生絲の製造を行ふ營業者、産業組合をして受けしむる事。
- 一、免許は經營主體本位とせず、製造工場本位に受けしむる事。
- 一、免許々否の標準は次の事項に依る事。
 - イ、工場設備 原則として一工場百五十釜及これに相當する附屬設備、但し組合製絲にありては百釜。
 - ロ、當該工場に依り製絲業を經營するに必要な資金。

一、既存製絲業は本法施行後十年間は免許を受けたものと見做す事。

一、主務大臣又は地方長官は製絲業者に對し一定の事項に付認可を受けしめ届出を命じ、定時又は臨時の報告をなさしめ、検査をなし、其他事業の停止、免許取消等必要な監督取締を爲すを得る事。

一、主務大臣は製絲業者に對し常時の監督取締の外製絲業全般に付統制を必要とする場合に於て、これが命令又は處分の權限を留保する事。

一、製絲業者免許を受けたる日より一年以内に事業を開始せざる時は、主務大臣は其免許を取消す事を得る事、又製絲業者引續き二年以上其事業の全部又は一部を爲さざる時は主務大臣は其免許を取消又は制限するを得る事。

本案に關しては之に懸聯せる蠶種、養蠶生絲の販賣等の方面に於ての、統制に手を振れずして、獨り其中間階梯にある製絲業を免許制になさんとするものにして、而も大規模工場に非ざれば開設を認めざる等、製絲業にのみ制限を加ふる結果、繭價の昂騰を抑止し、隨て養蠶家に打撃を與ふる虞あるものとし、附則に於て「規畫に合せざる既存工場の免許期間十年」とあるを無期限とし、尙左の附帯決議即ち、
政府は時代の趨勢に鑑み、原蠶種國家統制、生絲販賣統制、其他共同施設に關する法律案を次期議會に提出し、以て蠶絲業根本政策を確立し併せて本法案をして更に一段の効果あらしむべし。
の一項を附し全會一致を以て貴衆兩院を通過し今や將に實施の域に進みつゝある。

非常時(第六十三)議會を通過し、今や實施の運にある匡救諸施設の中、其關係各章に略述され居る重要法律の要旨は左の如くてあつて、右参考照讀の爲の便に供す

一、商業組合法及商品券取締法

一、商業組合法

商業組合法立法の精神は、之により組合制度を確立し、同業者の共同施設により大企業組織と同様の利便を得せしむるの道を開き、且其商業全般に亘り、鞏固なる統制を行はしめ、無用の競争、其他營業上の損害を豫防矯正し、併せて金融上の施設に依つて、其資金難を緩和せんとするものである。

一、商業者は其商業の改良發達を圖る爲共同の施設をなす目的を以て、商業組合を設立する事を得べく、特別の事情ある時は二種以上の商業者を以てこれを設立する事を得る事、此商業者の範圍に關し必要な事項は勅令を以て之れを定むる事。

一、組合は次の事業を行ふ事を得る事。イ、組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬其他組合員の營業に關する共同施設。ロ、組合員の營業に關する統制。ハ、組合員の營業に關する指導、研究、調査其他組合の目的に達するに必要な施設。

組合は前項の事業の外組合員に對し其營業に必要な資金の貸付又は組合員の貯金の受入を併せ行ふ事を得る事。

一、組合は法人として出資制度による事。

一、組合の設立には地區内に於ける組合員たる資格を有する者の過半数の同意を要する事とし、組合員の加入及脱退は任意とする事。

一、營業上の弊害を豫防し又は矯正する爲特に必要を認むる時は、行政官廳は商業組合の組合員又は其組合の組合員にあらずして其組合の地區内に於て組合員たる資格を有するものに對し、其組合の統制に従ふべき事を命ずるを得る事。

一、組合員の責任は原則として出資額を限度とし、其外組合員は出資額の外一定の保證責任を負はしむる組合組織を認むる事。

一、商業組合聯合會を認めこれを法人とする事。

二、商品券取締法

之によりて、從來中小商工業者が蒙りたる苦痛を幾分軽減し得らるゝものと信ず。

一、金額表示の商品券を發行するものは命令の定むる處により毎年二回の一定日現在に於ける商品券發行額（引換未済額）が所定額（五千圓）以上なる時は、其二分の一（政府原案は三分の一）以上の金額に相當する國債を供託すべき事。

一、金額表示商品券の所有者は商品券の引換未済の金額を限度とし供託物に付優先權を有する事。

一、主務大臣は商品券發行に關し取締上必要な命令を發し得る事。

一、本法施行前に發行したる商品券發行額に付いても供託を爲さしむる事、但し此場合に於ける供託は分割して爲す事を得せしめる事。

二、中小商工業者資金供給方法

中小商工業者への低利資金供給の方法並に損失補償法の大要左の如し。

一、道府縣又は六大都市（以下同じ）は其指定する金融機關が中小商工業者に資金を貸付けたる爲被りたる損失を一定金額を限度として補償する事。

一、損失補償制度はイ、中小商工業者産業資金 ロ、工業組合普通事業資金 ハ、輸出組合普通事業資金 ニ、金融機關の自己資金を以て貸付くる場合に適用すること。

一、貸付條件

- (1) 借受人(前記資金を最終に於て利用する者)の資格は イ、今回融通する預金部資金に付ては同一市町村内に引續き一年以上居住し現に商工業を営む世帯主とし、金融機關の自己資金に付ては右の外工業組合輸出組合、商業組合、産業組合並に同一市町村内に於て引續き一年以上營業しつゝある會社とす。
- (2) 貸付金額は イ、工業組合、輸出組合、商業組合、産業組合に對する貸付にありては制限を設けず、但し金融機關が之等の組合に貸付を行ふ場合は一口毎に豫め地方長官の承認を受ける事を要す、個人又は會社に對する貸付にありては一人又は一會社當り金壹萬圓以内、但し無擔保の場合は五千圓以内とする。
- (3) 資金の用途は イ、原料、材料及商品の買入、賃金の支拂等の運轉資金、ロ、工場、機械設備及店舗の改善等の固定資金、ハ、其他前記各組合の事業資金(信用事業資金を除く)、ニ、前記各號に該當する舊債の償還資金とす、但其舊債が當該金融機關の貸付金なる時は一口毎に豫め地方長官の承認を受ける事を要す。
- (4) 無擔保又は擔保物の價額小なる時は、確實なる保證人二名以上を立つること、尤も金融機關が自己資金を貸付くる場合に於て貸付金額の割以上を天引貯金として償還の財源に充つるか、又は同業者數名の連署借受の方法による等回收の確實を圖る爲特別の方法を講ずる時は此限にあらず。
- (5) 償還方法は定期年賦又は月賦償還に依る。
- (6) 期限は年賦又は月賦償還の場合は五年以内(一年以内の据置期限を含む)定期償還の場合は二年以内とする。
- 一、損失補償の限度は各金融機關毎に貸付總額の二割とし其總額の九割以内とする。
- 一、損失額は處分未了の擔保物價額(時價にて評價せるもの)を控除して之を決定すること。
- 一、損失額の決定、擔保物の評價等は道府縣の設くる補償審査委員會の議を経て地方長官之を決定する事。
- 一、地方長官は金融機關に對し貸付をなしたる都度貸付金額、資金の用途、貸付條件(利率、期限、償還方法、擔保等)を報告せしむる事。

一、補償申請は最終辨濟期後一年を経過したる後之を爲すことを得る事、二年を経過するも補償の申請無き時は其貸付により生じたる損失は之を金融機關の補償を受くべき總損失額より控除する事。

一、本制度により道府縣が金融機關と損失補償契約を爲す期間は差當り三年とする事。

而して此方法により貸出並に損失補償をなさんとすものに對し、政府より低利資金等を貸出すべく之れに關する要項は次の如くである。

- 一、道府縣又は六大都市が管下中小商工業者の資金融通を圖る爲前記要項により損失補償制度を設くる時は、政府は道府縣市に對し補償金を融通する事。
- 一、損失補償制度により貸付すべき資金としては各金融機關の自己資金の外、預金部より約五千萬圓(差當り既定二千萬圓と新規一千萬圓とで計三千萬圓)を融通し之れに充てる、尙此五千萬圓は損失補償制度を實施せる地方に融通する。
- 一、道府縣市の補償資金は預金部より融通すべく、其額は差當り三百萬圓以内とし、利子は年四分二厘以内の最低利率、期限二十年以内(五ヶ年以内の据置を含む)の年賦償還とする。
- 一、道府縣市は其補償資金の總額、損失補償の計畫及手續に付豫め商工大臣の承認を受けることを要する。

三、不動産融資及損失補償法

昭和六年十二月末の調査によれば普通銀行が土地建物等の不動産を擔保として貸出しつゝある資金の總額は十四億二千九百六十餘萬圓に達して居る、而して是等の不動産擔保の貸付金は、金融の梗塞經濟界の不振に基く不動産の値下り等の爲、概ね固定し、益々金融の疏通を害しつゝある。依つて此不動産に固定せる資金を流動化して、其活動を圓滿ならしむるは急務である。乃ち我黨の進言に基き政府之を非常時議會に提出して、其實現を

見た次第であるが、其要旨は左の如くである。

- 一、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行は銀行より(イ)當該銀行の不動産又は不動産抵當附債権(抵當證券を含む)を擔保とする貸付(ロ)當該銀行に對する不動産を抵當とする債務の辨済の爲に當該不動産を抵當とする貸付を求められたる時は、其銀行又は債務者に資金を融通する。
 - 一、此融通をなすは本法施行後三年とし融通の期限は十五年以内とする。
 - 一、此貸付は不動産の評價額全額を貸出する事とし其他貸付に關する制限諸規定を緩和擴張する。
 - 一、此貸出の爲に勸業銀行、農工銀行等が損失を被りたる場合には國家は一億圓を限度として之を補償する。
 - 一、右損失決定の爲に不動産融資損失審査會を設ける。
 - 一、此損失補償は公債交付を以て之をなす事を得る。
- 右の爲預金部より融資銀行に融通すべき資金の總額は五億圓にして、本年度一億圓、第二年、三年各二億圓宛とし、其利息は年五分六厘にして、融資銀行に於て六厘の手數料を加算する結果、其實際の貸出は六分二厘に當る。

四、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法

農村に於ける中産階級以下の金融機關は現在産業組合に限らるゝの實狀である。然るに濟經界の不況と共に、之等産業組合の預金は引出され、貸出の回収は困難となり地方町村の唯一の金融機關たる産業組合亦活動を經續する事能はざるに至つたものも少くない。産業組合の貸出總額は、概算十億に達し、其内三億圓内外の固定貸付ありと稱せらる。此固定せる債權を資金化して金融の疏通を圖るに非ざれば産業組合の危機を救ふ能ざるの實狀にある。政府は此爲に産業組合中央金庫特別融通及損失補償法を非常時議會に提案して、今や之が實現を見た次第

であるが其要旨は左の如くである。

- 一、産業組合中央金庫をして信用組合聯合會又は信用組合に對し主務大臣の定むる方法により固定債權額の三分の一に當る一億圓以内を融通せしめ、其爲の資金は預金部より提供する。
- 一、特別融通をなすの期間は三年とし、融通の期限は十五年以内とする。
- 一、此特別融通により産業組合中央金庫が損失を受けたる時は三千萬圓を限り政府之を補償する。
- 一、右損失額決定の爲に特別融通損失補償審査會を設ける。當局は本年度内に融通すべき資金は二千五百萬圓にして、其利子は五分六厘である豫定と説明した。

五、産業組合法中改正法

産業組合法中改正法の要旨左の如し。

- 一、其責任限度を擴張し市街地の信用組合、消費組合を除く以外の單位組合を保證責任又は無限責任とし、聯合會は總て之を保證責任とする。
- 一、農事實行組合を簡易なる法人とし發賣實行組合と共に、産業組合員となり得る途を開く。
- 一、産業組合及其聯合會の監督を徹底せしむる爲、區域の道府縣を越ゆる組合及聯合會の設立其他監督は主務大臣に屬せしめる。
- 一、事業年度を六ヶ月となし得る様にする。
- 一、實業組合及其聯合會の事業の統制を期する爲定款に違反したる組織者に對しては過怠金を課し得る事とする。
- 一、存立時期完了の場合組織者三分の二以上の同意あれば便宜繼續存立せしめる。

- 一、購買組合聯合會は各種の事業をなす組合、又は聯合會を以て組織し得るものとする。
 - 一、道府縣區域の信用組合聯合會をして手形の割引をなさしめる。
 - 一、聯合會組織者の有すべき出口数は百口迄を原則とし、特別の場合五百口迄増加し得る事とする。
 - 一、聯合會は二以上の組合又は聯合會を以ても組織し得るものとする。
 - 一、本法改正前有限責任として設立せられた組合は、今後五ヶ年間に限り其儘の存在を許す。
- 右改正法は、現在農村に於ける、唯一の金融機關たる産業組合の機能を充分に發揮せしめ、更に其活動を促さんが爲に改正せられたるものなり。

民政黨の三大決議案

我黨は非常時議會に於ける、政府提案の時局匡救對策を、更に擴充して其成果を全からしむる爲、政府に對し進んで要望するの必要を認め、次の三大決議案を提出した、然るに、議會終末の混沌状態の爲に遂に上程審議に至らなかつたが、左記參考迄に掲示して、我黨の意のあるところを明にする。

- 一、爲替安定決議案……政府は速に爲替相場安定に關する適切なる對策を講ずべし。
- 二、小産者匡救低資融通決議案……(一)政府は農漁山村小産者に對し、其更生を資くる爲、道府縣又は市村を通じて、無擔保にて低利資金を融通すべし。但道府縣又は市町村にて損失を生じた時は政府は其損失を分擔補償する事を要す。(二)政府は農民負擔の現状に鑑み其輕減の方策を樹つべし。(三)政府は右二項に付、案を具し次期の帝國議會に提出すべし。
- 三、中小商工業匡救決議案……政府は中小商工業に對し(一)負債整理の實効を擧ぐるに必要なる方策の確立。(二)經濟更生計畫の樹立。(三)負擔輕減。(四)産業助成方策の確立。


立憲民政黨青年部規約


- 第一條 立憲民政黨青年部は青年の政治に對する自覺を促し政界刷新の實を擧ぐるを以て目的とす
- 第二條 當青年部本部は立憲民政黨本部内に置く
- 第三條 當青年部は其目的を達成する爲め左の事項を行ふ
 - 講演會、講習會、討論會、演說會、社交、機關紙發行、其他
- 第四條 當青年部に入部せんとする者は二名以上の黨員若しくは部員の紹介により青年部本部若しくは青年部地方支部に申込み其の承認を受くべし
- 第五條 當青年部に左の役員を置く
 - 部長一名、副部长二名、理事若干名、委員若干名、主事一名、役員は總裁之を指名す猶必要に應じて顧問及客員を總裁より依頼することあるべし、但役員會は部長、副部长、理事を以て組織す
- 第六條 役員任期は一ヶ年とす
- 第七條 當青年部は毎年一回大會を開く 但緊急を要する場合には隨時之を開くことを得
- 第八條 當青年部の體面を汚したる者は役員會の決議を経て之を除名す
- 第九條 部員は年額金一圓の部費を負擔すべし
- 第十條 立憲民政黨本部の承認を得て道、府、縣民政黨支部内に青年部地方支部を置くことを得

以上

池 966

7





7
2